

女川原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保-0004-2
提出年月日	2022年8月17日

女川原子力発電所 2号炉

原子炉施設保安規定変更に係る説明資料
(66条 先行BWRプラントとの比較表)

【66-1, 2, 3, 4, 5, 12抜粋】

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

2022年8月
東北電力株式会社

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 工換：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

表 6 6－1 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）		表 6 6－1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 6 6－1－1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）																	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要 素</th> <th>運転上の制限</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A T W S 緩和設備 (代替制御棒挿入機能)</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table>				項目	要 素	運転上の制限	運転上の制限	A T W S 緩和設備 (代替制御棒挿入機能)	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2								
項目	要 素	運転上の制限	運転上の制限																
A T W S 緩和設備 (代替制御棒挿入機能)	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要 素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 転</td> <td>原子炉圧力高</td> <td>2 チャンネル※3</td> <td>4 チャンネル</td> </tr> <tr> <td>起 動</td> <td>原子炉水位異常低（レベル 2）</td> <td>2 チャンネル※4</td> <td>4 チャンネル</td> </tr> <tr> <td>手動</td> <td></td> <td></td> <td>2 チャンネル※3</td> </tr> </tbody> </table>				適用される原子炉の状態	要 素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	動作可能であるべきチャンネル数	運 転	原子炉圧力高	2 チャンネル※3	4 チャンネル	起 動	原子炉水位異常低（レベル 2）	2 チャンネル※4	4 チャンネル	手動			2 チャンネル※3
適用される原子炉の状態	要 素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	動作可能であるべきチャンネル数																
運 転	原子炉圧力高	2 チャンネル※3	4 チャンネル																
起 動	原子炉水位異常低（レベル 2）	2 チャンネル※4	4 チャンネル																
手動			2 チャンネル※3																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要 素</th> <th>所要数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 転</td> <td>手動 A R I</td> <td>2 個※5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				適用される原子炉の状態	要 素	所要数		運 転	手動 A R I	2 個※5									
適用される原子炉の状態	要 素	所要数																	
運 転	手動 A R I	2 個※5																	
<p>※ 1 : A 系及び B 系の A R I 用電磁弁が動作可能であることを含む。</p> <p>※ 2 : 本条における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤不動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とはみなさない。</p> <p>※ 3 : 3 チャンネルのうち 2 チャンネルをいう。</p> <p>※ 4 : 4 チャンネルのうち 2 チャンネルをいう。</p> <p>※ 5 : A 系及び B 系それぞれ 1 チャンネルの計 2 個をいう。</p>																			
<p>※ 1 : A 系および B 系の代替制御棒挿入用電磁弁が動作可能であることを含む。</p> <p>※ 2 : 本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とはみなさない。</p> <p>※ 3 : A 系および B 系の計 2 チャンネルをいう。</p>																			

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

(2) 確認事項

(2) 確認事項							差異理由	
要 素	設定値	項目	頻 度	担当	項目	設定値	頻 度	担当
1. 代替制御棒 挿入機能	—	機能を確認する※6。	定事検 停止時	運転評価GM	1. 代替制御棒 挿入機能	—	機能を確認する※4。	定事検 停止時
2. 原子炉圧力高 MPa[gage] 以下	7. 4 8	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。	1ヶ月に 1回	当直長	2. 原子炉圧力 高	7.35MPa[gage] 以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※5。	1ヶ月に 1回
3. 原子炉水位 異常低 (レベル2)	1, 165 cm 以上 (圧力容器零 レベルより)	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。	1ヶ月に 1回	当直長	3. 原子炉水位 異常低 (L2)	1,216 cm 以上 (圧力容器零 レベルより)	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※5。	1ヶ月に 1回
4. 手動AR1	—	論理回路機能を確認する※9。	定事検 停止時	運転評価GM	4. 手動	—	論理回路機能を確認する※7。	定事検 停止時
※6：機能の確認は、論理回路の出力段の信号により、電磁弁が動作することを確認することをいう。								
※7：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。								
※8：「チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号をえた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいう。								
※9：「論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したこと見なすことができる。								
※4：「機能を確認する」とは、論理回路の出力段の信号により、電磁弁が動作することを確認することをいいう。								
※5：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。								
※6：「チャンネル校正を実施する」とは、センサにあらかじめ定めた信号をえた時、許容範囲内で出力信号を発生または指示値を示すよう調整することをいいう。								
※7：「論理回路機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したこと見なすことができる。								

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 工換：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

(3) 要求される措置		女川2号炉案		差異理由
		(3) 要求される措置		
条件	要求される措置	条件	要求される措置	
A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合	A 1. 当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{*10} が動作可能であることを確認する。 ^{*11} A 2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合	A1. 純電調長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{*8} が動作可能であることを確認する。 ^{*9} A2. 純電調長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間 30日間
B. 条件Aで要求される手動AR1が動作不能の場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。	B. 条件 A で要求される手動停止機能を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。	24時間 24時間

(※10: ATWS緩和設備(代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能), ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能) およびほう酸水注入系をいう。)
 (※11: ほう酸水注入系については1系列を起動し動作可能であることを確認するとともに, ATWS緩和設備(代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能), ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)については至近の記録等により動作可能であることを確認する。)

(※8: ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプ・トリップ機能), ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能) およびほう酸水注入系をいう。)
 (※9: ほう酸水注入系については1系列を起動し動作可能であることを確認するとともに, ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプ・トリップ機能), ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)については至近の記録等により動作可能であることを確認する。)

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 工換：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

6 6 - 1 - 2 ATWS 緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）		6 6 - 1 - 2 ATWS 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプ・トリップ機能）		差異理由
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
ATWS 緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）	ATWS 緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）が動作可能であること※1※2	ATWS 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプ・トリップ機能）	ATWS 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプ・トリップ機能）が動作可能であること※1	
適用される原子炉の状態	要 素	適用される原子炉の状態	要 素	動作可能であるべきチャンネル数
運 転	原子炉圧力高	運 転	原子炉圧力高	2チャンネル※3
起 動	原子炉水位低（レベル3）	起 動	原子炉水位異常低（L2）	2チャンネル※3
	原子炉水位異常低（レベル2）		手動	2チャンネル※4
適用される原子炉の状態	要 素	適用される原子炉の状態	要 素	動作可能であるべきチャンネル数
運 転	原子炉圧力高	運 転	原子炉圧力高	4チャンネル
起 動	原子炉水位異常低（L2）	起 動	手動	2チャンネル※2
適用される原子炉の状態	要 素	適用される原子炉の状態	要 素	所要数
運 転	RIP-ASD 手動停止	運 転	代替原子炉再循環ポンプ・トリップ装置	2台
起 動		起 動	断器	

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

(1) 運転上の制限

ATWS 緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）	RIP-ASD 手動停止	10台
-------------------------------	--------------	-----

※1 : RIP-ASD が動作可能であることを含む。

※2 : 本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とはみなさない。

※3 : 3チャンネルのうち2チャンネルをいう。

※4 : 4チャンネルのうち2チャンネルをいう。

※1 : 本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。

※2 : A系およびB系それぞれ1チャンネルの計2チャンネルをいう。

TS-25 6 6 - 1 - 2 ATWS 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプ・トリップ機能）

炉再循環ポンプ・トリップ機能

和設備（代替原子炉再循環ポンプ・トリップ機能）

炉再循環ポンプ・トリップ機能

ATWS 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプ・トリップ機能）

ATWS 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプ・トリップ機能）が動作可能であること※1

・BWR 保安規定基準方針に従い、女川は全てのチャンネル数を設定。（基本方針：4-4ページ参照）

・女川の原子炉再循環ポンプは、ポンプの電動機の電源喪失後、炉心冷却水流量が急激に減少しないよう十分な慣性を有する設計としており、原子炉水位低（L2）で全2台を停止するインバロックとしている。

柏崎はABWRプラントであり、再循環ポンプは慣性が小さく、全10台を同時に停止させると冷却能力の低下を招くことから原子炉水位レベル3とレベル2に分けてインバロックを分けて停止させる設計としている。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 工場：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

(2) 確認事項						女川2号炉案			差異理由
要 素			設定値	項目	頻 度	担 当	(2) 確認事項		
1. 代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能			機能を確認する※ ⁵ 。	定事検停止時	運転評価GM	一	要 素	設定値	項目
2. 原子炉圧力高 7. 4 8 MPa[gage] 以下	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※ ⁶ 。 チャンネル校正を実施する※ ⁷ 。	1ヶ月に1回	当直長	機能を確認する※ ³ 。	定事検停止時	計測制御課長	1. 代替原子炉再循環ポンプ・トリップ機能	一	機能を確認する※ ³ 。
3. 原子炉水位低 (レベル3) 1, 2 8 5 cm 以上 (圧力容器零 レベルより)	論理回路機能を確認する※ ⁸ 。	定事検停止時	計測制御GM 運転評価GM	1ヶ月に1回	当直長	計測制御課長	2. 原子炉圧力高 7. 35MPa[gage] 以下	一	原子炉の状態が運転および起動ににおいて、動作不能でないことを指示により確認する※ ⁶ 。 チャンネル校正を実施する※ ⁵ 。
4. 原子炉水位異常低 (レベル2) 1, 1 6 5 cm 以上 (圧力容器零 レベルより)	論理回路機能を確認する※ ⁸ 。	定事検停止時	計測制御GM 運転評価GM	1ヶ月に1回	当直長	計測制御課長	3. 原子炉水位異常低 (レベル2) 1,216 cm以上 (圧力容器零 レベルより)	一	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※ ⁶ 。 チャンネル校正を実施する※ ⁷ 。
5. R I P - A S D 手動スイッチ	論理回路機能を確認する※ ⁸ 。	定事検停止時	運転評価GM	一	手動	計測制御課長	4. 手動	一	論理回路機能を確認する※ ⁶ 。

※5：機能の確認は、論理回路の出力段の信号により、R I P - A S Dが停止することを確認することをいいう。
 ※6：「動作不能でないことを指示により確認すること」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。
 ※7：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいいう。
 ※8：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することをいいう。

※3：「機能を確認する」とは、論理回路の出力段の信号により、代替原子炉再循環ポンプトリップしや
断器が開放することを確認することをいいう。
 ※4：「動作不能でないことを指示により確認すること」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。
 ※5：(チャンネル校正を実施する)とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で
出力信号を発生または指示値を示すよう調整することをいいう。
 ※6：論理回路機能を確認することをいいう。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 工換：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
により、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したことを見なすことができる。		することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。	
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置	
条件	要求される措置	条件	要求される措置
A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 又は R I P - A S D 手動スイッチによる停止ができない場合	A 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備※ ⁹ が動作可能であることを確認する※ ¹⁰ 。 及び A 2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合または 原子炉再循環ポンプトリップしや断器が動作不能の場合	A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備※ ⁷ が動作可能であることを確認する※ ⁸ 。 および A2. 発電課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。	B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。

※⁹ : ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。

※¹⁰ : 「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※⁷ : ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。

※⁸ : 「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 工換：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(以下、代替自動減圧機能のうち、自動減圧系作動阻止機能に係る箇所について比較する。)		6.6-1-3 ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）		TS-25 6.6-1-3 ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能） ・柏崎では、「6.6-3-1 代替自動減圧機能」で整理。
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		3-1 代替自動減圧機能」で整理。
代替自動減圧機能	(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること	ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能） （自動減圧系の起動阻止スイッチ） A T W S緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）が動作可能であること※1		
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべき所要数・チャンネル数（論理毎）	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）
運転起動高温停止 (原子炉圧力が1.03 MPa [gage]以上の場合)	代替自動減圧機能論理回路	1系※3	転動 0.77MPa [gage]以上 の場合）	1系※3
原子炉水位異常低（レベル1）※2 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高※2 自動減圧系の起動阻止スイッチ	原子炉水位異常低（レベル1）※2 1チャンネル※5 1系※6	2チャンネル※4 1チャンネル※5 1系※6	原子炉水位異常低（L.2）※2 中性子束高※3 手動	3チャンネル 3チャンネル 1チャンネル
※1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤不動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。		※1：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合おおよび誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とはみなさない。		
※2：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測および制御設備」の運転上の制限を確認する。		※2：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測および制御設備」の運転上の制限を確認する。		
※3：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測および制御設備」および「6.6-1-3-1 主要パラメータおよび代替パラメータ」の運転上の制限を確認する。		※3：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測および制御設備」および「6.6-1-3-1 主要パラメータおよび代替パラメータ」の運転上の制限を確認する。		
※4：片系3チャンネルのうち2チャンネルをいう。		※4：片系3チャンネルのうち1チャンネルをいう。		
※5：片系3チャンネルのうち2チャンネルをいう。		※5：片系3チャンネルのうち1チャンネルをいう。		
※6：1系とは、A系又はB系の代替自動減圧機能論理回路をいう。		※6：1系とは、A系及びB系の自動減圧系の起動阻止スイッチをいう。		

保安規定比較表

(2) 確認事項							差異理由		
要 素	設定値	項目	頻 度	担 当	要 素	設定値	項目	頻 度	担 当
(2) 確認事項							女川2号炉案	女川2号炉案	
1. 代替自動減圧機能	—	機能を確認する※7。	定事検 停止時	運転評価GM					
2. 原子炉水位 (レベル1)	9.36 cm 以上※ ⁸ (圧力容器警 レベルより)	原子炉の状態が運転、起動及び 高温停止（原子炉圧力が 1. 03 MPa[gage]以上の場合）に おいて、動作不能でないことを 指示により確認する※ ⁹ 。	1ヶ月に 1回	当直長					
3. 残留熱除去系 ポンプ出力高※ ¹²	0. 94 MPa[gage]※ ⁸	チャンネル校正を実施する※ ¹⁰ 。 論理回路機能を確認する※ ¹¹ 。	定事検 停止時	計測制御GM					
4. 始動タイマ	10分以下	チャンネル校正を実施する※ ¹⁰ 。	定事検 停止時	電気機器GM					
5. 自動減圧系の 起動阻 スイッチ	—	論理回路機能を確認する※ ¹¹ 。 —	定事検 停止時	運転評価GM					
(2) 確認事項							女川では、自動減 圧系動作阻止要 素は、L2、中性 子束高、手動の要 素で構成してい るため、それぞれ の項目を記載。	女川では、自動減 圧系動作阻止要 素は、L2、中性 子束高、手動の要 素で構成してい るため、それぞれ の項目を記載。	
1. 自動減圧系作 動阻止機能	—	機能を確認する※ ⁴ 。			定事検 停止時	計測制御課長			
2. 原子炉水位 異常低 (L2)	1.216 cm以上 (圧力容器警 レベルより)	原子炉の状態が運転および起 動において、動作不能でないこ とを指示により確認する※ ⁵ 。			1ヶ月に 1回	発電課長			
3. 中性子束高	10%以下	チャンネル校正を実施する※ ⁶ 。			定事検 停止時	計測制御課長			
4. 手動	—	論理回路機能を確認する※ ⁷ 。			定事検 停止時	計測制御課長			
		論理回路機能を確認する※ ⁷ 。			定事検 停止時	計測制御課長			

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>※7：機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。</p> <p>※8：代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）に使用する設定値に適用する。</p> <p>※9：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認することをいうこと。また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。</p> <p>※10：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいう。</p> <p>※12：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとは見なさない。</p> <p>※4：「機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。</p> <p>※5：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること。また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。</p> <p>※6：「チャンネル校正を実施する」とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生または指示値を示すよう調整することをいう。</p> <p>※7：「論理回路機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したと見なすことができる。</p> <p>※11：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生（自動減圧系の起動阻止スイッチについては、信号の阻止）することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したと見なすことができる。</p>		

保安規定比較表

(3) 要求される措置				女川2号炉案	
要 素	条 件	要 求される措置	(3) 要求される措置	条件	要 求される措置
1. 代替自動減圧機能 論理回路	A. 動作可能であるべき所要数又はチャンネル数を満足できない場合	A 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ¹³ が動作可能であることを確認する※ ¹⁴ 。 A 2. 当直長は、当該所要数又はチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間		
2. 原子炉水位異常低 (レベル1) 3. 残留熱除去系ポン プ吐出圧力高 始動タイマ 4.	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成でき ない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、原子炉圧力を1. 0 3 MPa ^{gage} 未満にする。	24時間		
5. 自動減圧系の起動 阻止スイッチ	A. 動作可能であるべき所要数を満足できない場合	A 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ¹⁵ が動作可能であることを確認する※ ¹⁴ 。 A 2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	6時間	A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ⁸ が動作可能であることを確認する※ ⁹ 。 A2. 発電課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、原子炉圧力を1. 0 3 MPa ^{gage} 未満にする。	30日間	B1. 発電課長は、高温停止にする。 B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	24時間
					24時間

※13：主蒸気逃がし安全弁による手動減圧が可能であることをいう。

※15：ATWS緩和設備（代替制御奉承入機能）をいう。

※14：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

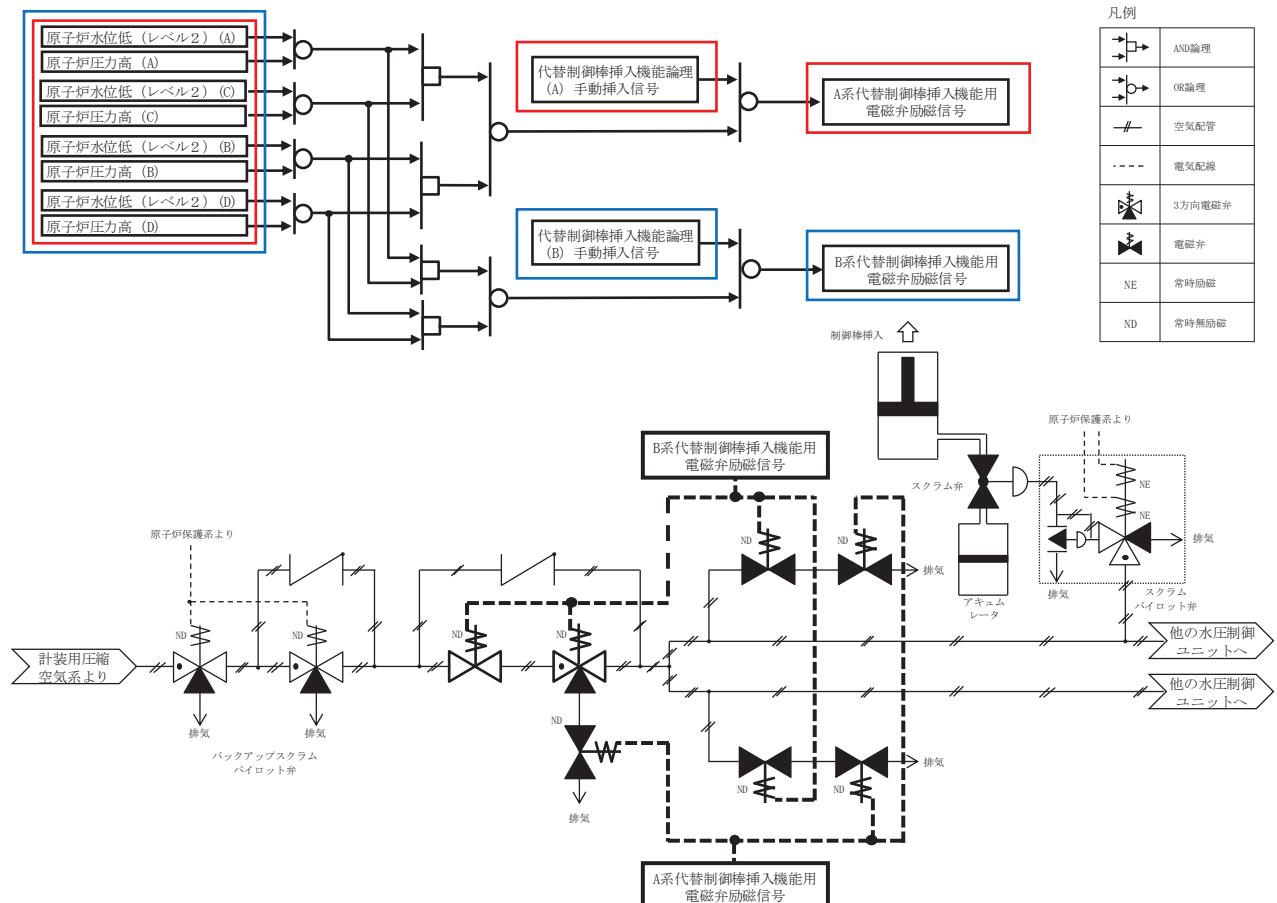
※8：ATWS緩和設備（代替制御奉承入機能）をいう。

※9：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

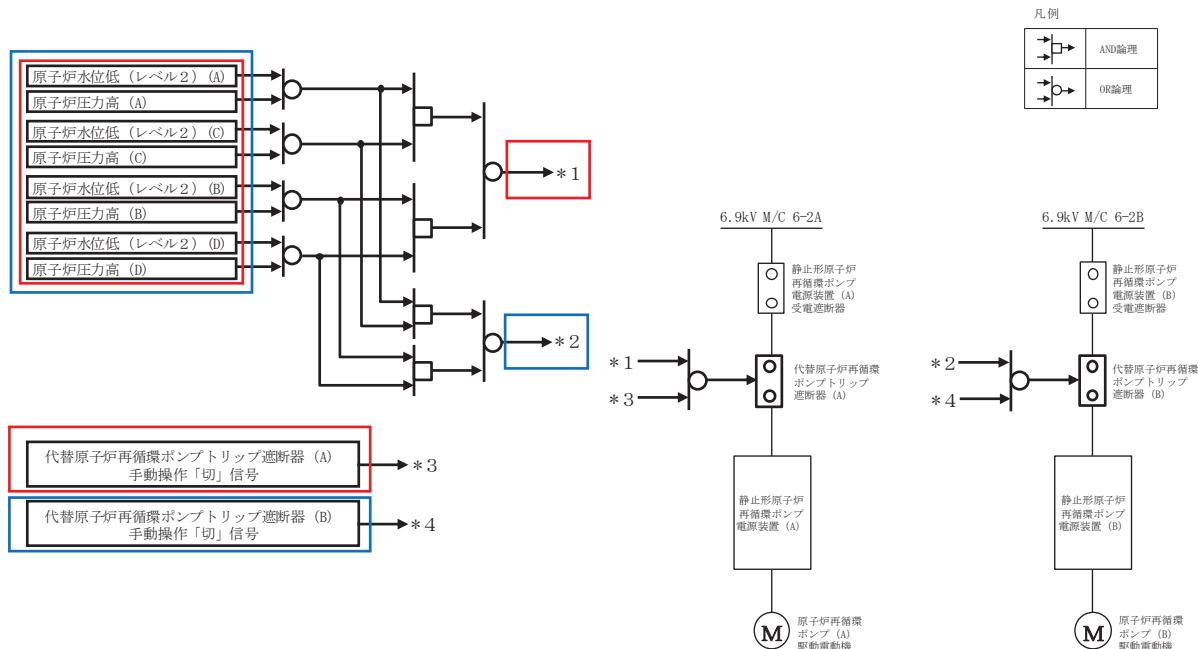
- ・高温停止では、制御棒が插入のため、ATWS緩和機能が不要であることから、要求される措置は高温停止までとする。

【各論理に共通の設備を含めた構成がある場合】

○66-1-1 A TWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）

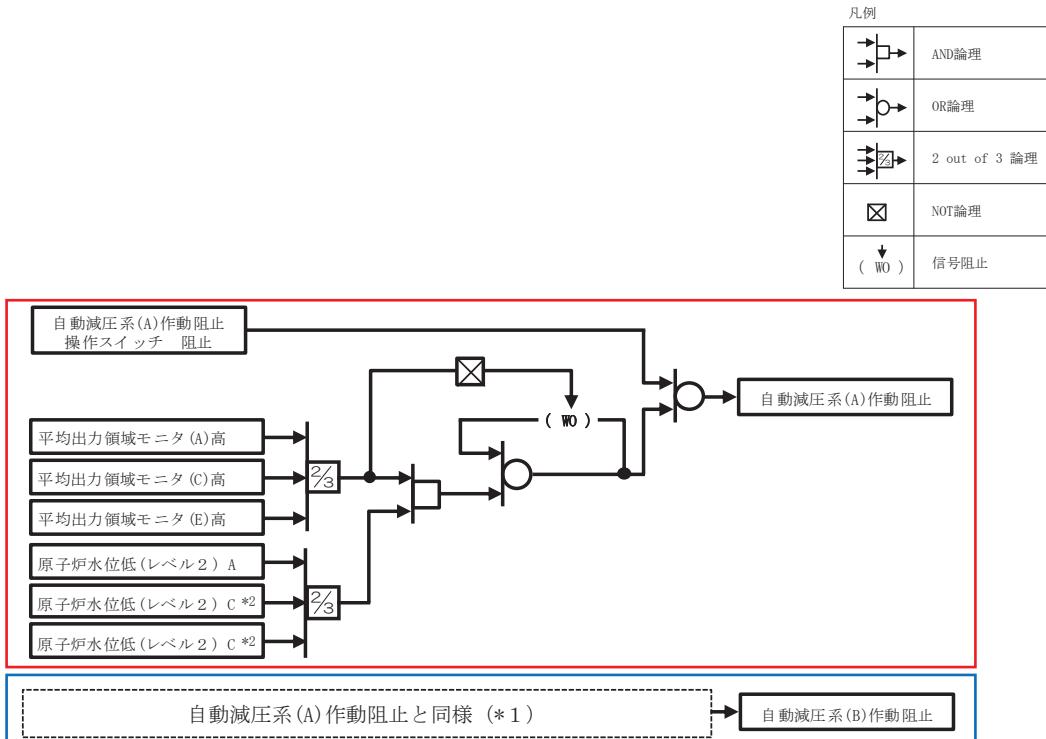


○66-1-2 A TWS 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）



【論理毎に異なる設備で構成する場合】

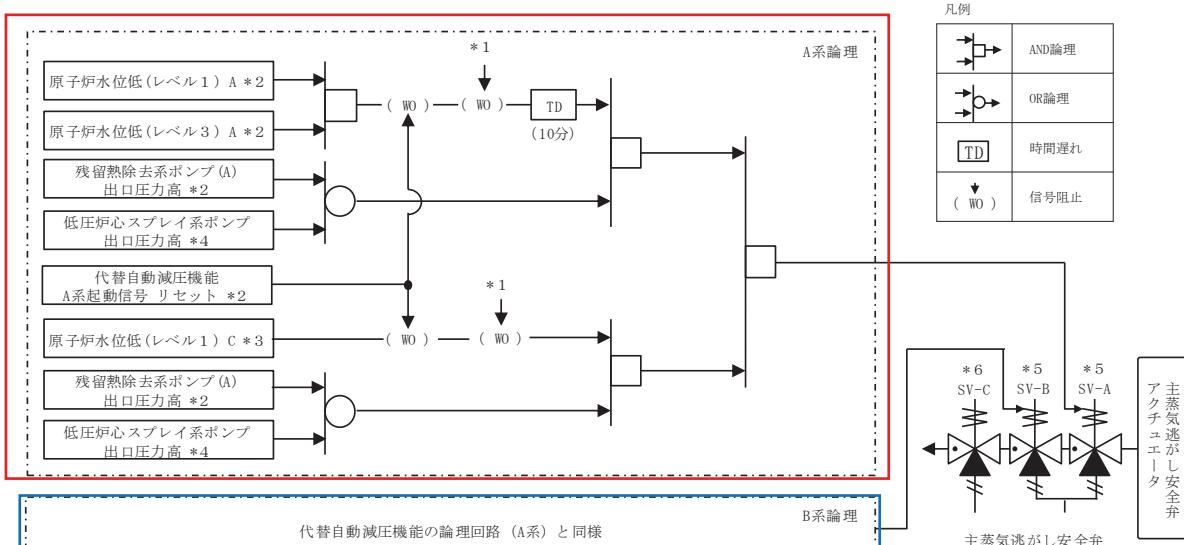
○66-1-3 A T W S 緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）



*1：自動減圧系(B)作動阻止については、各信号の「A」、「C」、「E」を「B」、「D」、「F」に読み替える。

*2：「原子炉水位低(レベル2) C」は異なる計測機器からの信号。自動減圧系(B)作動阻止論理においても同じ。

○66-3-1 代替自動減圧機能



*1：自動減圧系(A)作動阻止信号 (B系論理回路の場合は「A」を「B」に読み替える。)

*2：B系論理回路の場合は「A」を「B」に読み替える。

*3：B系論理回路の場合は「C」を「D」に読み替える。

*4：B系論理回路の場合は「低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高」を「残留熱除去系ポンプ(C)出口圧力高」に読み替える。

*5：自動減圧機能用電磁弁

*6：逃がし弁機能用電磁弁

○: 代替自動減圧機能 (2個)

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

表6 6-2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備 6.6-2-1 高压代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）	
(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限
高压代替注水系 (中央制御室からの遠隔起動)	高压代替注水系が動作可能であること※1※2※3

適用される原子炉の状態	設備	所要数
運転	高压代替注水系ポンプ	1台
起動	復水貯蔵槽	※4
高温停止	可搬型代替交流電源設備	※5
(原子炉圧力が 1.0 MPa[gage]以上 の場合)	可搬型直流電源設備	※6
	常設代替交流電源設備	※7
	常設代替直流電源設備	※8

※1：必要な弁及び配管を含む。

※2：原子炉隔離時冷却系起動準備及び原子炉隔離時冷却系運転中は、高压代替注水系を動作不能とはみなさない。

※3：当該系統が動作不能時は、「第3.9条 非常用炉心冷却系その1」の運転上の制限も確認する。

※4：「6.6-1-1-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。

※5：「6.6-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※6：「6.6-1-2-5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※7：「6.6-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※8：「6.6-1-2-4 所内蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。

上での制限等を定める。

女川2号炉案

表6 6-2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備 6.6-2-1 高压代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）	女川2号炉案	差異理由
	表 6-2-2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備	TS-25 6-6-2-1 高压代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）
(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	運転上の制限
高压代替注水系 (中央制御室からの遠隔起動)	高压代替注水系	高压代替注水系が動作可能であること※1※2※3

適用される原子炉の状態	適用される原子炉の状態	設備	設備	所要数
運転	運転	高压代替注水系ポンプ	高压代替注水系ポンプ	1台
起動	起動	復水貯蔵タンク	復水貯蔵タンク	※4
高温停止	高温停止	可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	※5
(原子炉圧力が 1.0 MPa[gage]以上 の場合)	(原子炉圧力が 1.0 MPa[gage]以上 の場合)	可搬型直流電源設備 1.0 MPa[gage]以上から 原子炉起動時に実施する 運転確認終了後)	可搬型代替直流電源設備 常設代替交流電源設備 常設代替直流電源設備	※6 ※7 ※8
		所内常設蓄電式直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	※9

※1：必要な弁および配管を含む。

※2：原子炉隔離時冷却系起動準備および原子炉隔離時冷却系運転中は、高压代替注水系を動作不能とはみなさない。

※3：当該系統が動作不能時は、「第4.1条 原子炉冷却系その1」の運転上の制限も確認する。

※4：「6.6-1-1-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。

※5：「6.6-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※6：「6.6-1-2-5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※7：「6.6-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※8：「6.6-1-2-4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※9：「6.6-1-2-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。

保安規定比較表

(2) 確認事項				女川2号炉案			
				(2) 確認事項			
項目	履度	担当		項目	履度	担当	差異理由
1. 高圧代替注水系ポンプが動作可能であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	待機状態となる前に1回 原子炉GM			・女川ではR C I C と同様に原子炉圧力が 1.04MPa 相当で待機前の確認を実施。 (柏崎：運転、起動、高温停止(原子炉圧力が 1.03MPa[gage]以上の場合)から LCO 適用となることから、確認事項1項の待機状態となる前に運転確認をしている。 女川：運転、起動、高温停止(原子炉圧力が 1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後)から LCO 適用となる。よって、確認事項3項の運転確認終了後から LCO 適用となることから、待機状態となる前の確認は不要としている。)			
				1. 中央制御室の操作スイッチにより、R C I C 蒸気供給ライン分離弁が閉することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止後の 原子炉起動前に1回	発電課長	・女川では1項の実施タイミングの明確化の観点から R C I C と同様に定期検査停止後の原子炉起動前に確認。
2. 高圧代替注水系における注入弁が開すること及び原子炉隔離時冷却系過酷事故時蒸気止め弁が動作可能（中操全閉）であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	待機状態となる前に1回 当直長						

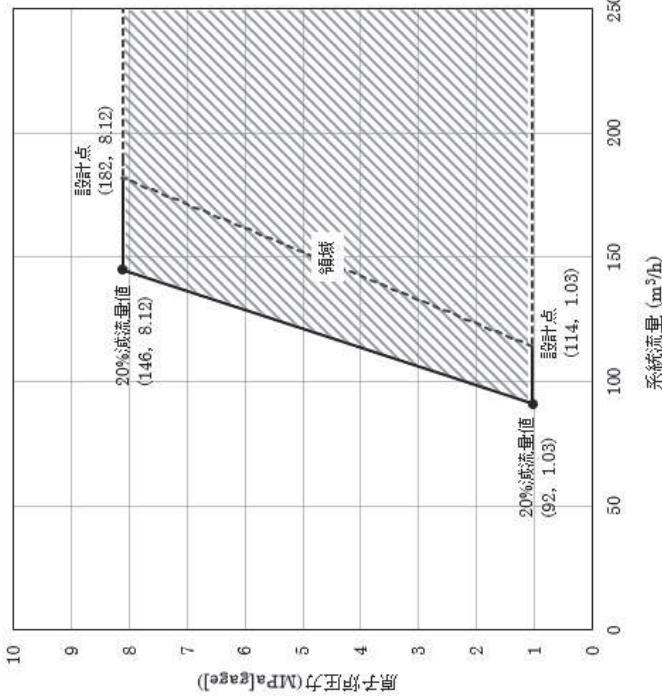
保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案		女川2号炉案		差異理由
3. 原子炉圧力が 1. 0 3 MPa[gage] 以上において、高圧代替注水系ポンプの流量が図6.6-2-1に定める領域内にあることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運動確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	当直長 定事検停止後の原子炉起動中に1回	<u>2. 原子炉圧力が 1.04MPa[gage]相当※10において、高圧代替注水系ポンプの流量が ■ m³/h以上で、揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて ■以上であることを確認する。また、ポンプの運動確認後、ポンプの運動確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。</u>	発電課長 定事検停止後の原子炉起動中に1回	・女川ではRCICと同様に流量と揚程にてポンプの性能を確認。 (柏崎：図66-2-1の領域内であることを確認している。 女川：高圧時と低圧時で確認する流量が同じであるため、流量、揚程を確認している。 TS-25 316 ページ(注水特性)参照)
4. 高圧代替注水系における注入弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	当直長 定事検停止後の原子炉起動中に1回	<u>3. 原子炉圧力が 1.04MPa[gage]相当※10において、中央制御室の操作スイッチにより、HPAC注入弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</u>	発電課長 定事検停止後の原子炉起動中に1回	
5. 原子炉圧力が 1. 0 3 MPa[gage] 以上において、高圧代替注水系ポンプの流量が図6.6-2-1に定める領域内にあることを確認する。また、ポンプの運動確認後、ポンプの運動確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	当直長 1ヶ月に1回	<u>4. 原子炉圧力が 1.04MPa[gage]以上において、高圧代替注水系ポンプの流量が ■ m³/h以上で、揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて ■以上であることを確認する。また、ポンプの運動確認後、ポンプの運動確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。</u>	発電課長 1ヶ月に1回	
6. 原子炉圧力が 1. 0 3 MPa[gage] 以上において、高圧代替注水系における注入弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	当直長 1ヶ月に1回	<u>5. 原子炉圧力が 1.04MPa[gage]以上において、中央制御室の操作スイッチにより、HPAC注入弁が開することを確認する。また、FPMUWポンプ吸込弁が閉するまで作動した弁の開閉状態を確認する。</u>	発電課長 1ヶ月に1回	
<u>※10：主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。</u>				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由																			
図6.6-2-1	 <table border="1"> <caption>Graph Data Points</caption> <thead> <tr> <th>Plant</th> <th>System Pressure (bar)</th> <th>System Flow Rate (m³/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Bokuzaki (Left Axis)</td> <td>9.2</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>Bokuzaki (Left Axis)</td> <td>14.6</td> <td>8.12</td> </tr> <tr> <td>Bokuzaki (Left Axis)</td> <td>18.2</td> <td>8.12</td> </tr> <tr> <td>Onagawa (Right Axis)</td> <td>92</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>Onagawa (Right Axis)</td> <td>146</td> <td>8.12</td> </tr> <tr> <td>Onagawa (Right Axis)</td> <td>182</td> <td>8.12</td> </tr> </tbody> </table>	Plant	System Pressure (bar)	System Flow Rate (m³/h)	Bokuzaki (Left Axis)	9.2	1.03	Bokuzaki (Left Axis)	14.6	8.12	Bokuzaki (Left Axis)	18.2	8.12	Onagawa (Right Axis)	92	1.03	Onagawa (Right Axis)	146	8.12	Onagawa (Right Axis)	182	8.12	
Plant	System Pressure (bar)	System Flow Rate (m³/h)																					
Bokuzaki (Left Axis)	9.2	1.03																					
Bokuzaki (Left Axis)	14.6	8.12																					
Bokuzaki (Left Axis)	18.2	8.12																					
Onagawa (Right Axis)	92	1.03																					
Onagawa (Right Axis)	146	8.12																					
Onagawa (Right Axis)	182	8.12																					
図6.6-2-1	<p>・女川では高圧時と低圧時で確認する流量が同じであることから、RCI Cと同様に流量と揚程にてポンプの性能を確認するため図は不要。</p>																						

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		差異理由	
条件	要求される措置	条件	要求される措置		
A. 高圧代替注水系が動作不能の場合	<p>A 1. 当直長は、高圧炉心注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他設備^{※10}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※10}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	完了時間 3日間	<p>A1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※11}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※12}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	完了時間 3日間	<p>・女川ではガスター ピン発電機の負荷として、高圧炉心スプレイ系を含めていたため、高圧炉心スプレイ系を含めているいため、高圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機をツバ</p>
B. 原子炉隔離時冷却系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	<p>B 1. 当直長は、高圧炉心注水系1系列及び常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	完了時間 10日間	<p>B1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※11}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>B2. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	完了時間 3日間	<p>・女川ではガスター ピン発電機の負荷として、高圧炉心スプレイ系を含めているいため、高圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機をツバ</p>
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	<p>C 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>C 2. 当直長は、原子炉圧力を1.03MPa[gage]未満にする。</p>	完了時間 24時間	<p>C1. 発電課長は、高温停止にする。</p> <p>および</p> <p>C2. 発電課長は、原子炉圧力を1.04MPa[gage]未満にする。</p>	完了時間 36時間	<p>※11：高圧炉心スプレイ系の非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※12：原子炉隔離時冷却系をいう。</p>

※9：残りの高圧炉心注水系1系列及び高圧炉心注水系に接続する非常用ディーゼル発電機

2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※10：原子炉隔離時冷却系をいう。

※11：高圧炉心スプレイ系の非常用ディーゼル発電機を2台を確認する。

※12：原子炉隔離時冷却系をいう。

※13：設備の確認のためAO-Tは3日とする。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

6 6 - 2 - 2 高圧代替注水系及び原子炉隔壁時冷却系（現場起動）		女川 2 号炉案											
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧代替注水系及び原子炉隔壁時冷却系（現場起動）</td> <td>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が <u>1.03 MPa [gage]</u>以上）、高压代替注水系を現場操作により起動できること※1</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	高圧代替注水系及び原子炉隔壁時冷却系（現場起動）	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が <u>1.03 MPa [gage]</u> 以上）、高压代替注水系を現場操作により起動できること※1								
項目	運転上の制限												
高圧代替注水系及び原子炉隔壁時冷却系（現場起動）	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が <u>1.03 MPa [gage]</u> 以上）、高压代替注水系を現場操作により起動できること※1												
※1：必要な電動弁の手動操作用レバー及びハンドルの操作により現場起動できることをいう。													
(2) 確認事項													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が <u>1.03 MPa [gage]</u>以上）において、高压代替注水系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作用レバー及びハンドルが取り付けられていることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回 当直長</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が <u>1.03 MPa [gage]</u>以上）において、原子炉隔壁時冷却系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作用レバー及びハンドルが取り付けられていることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回 当直長</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が <u>1.03 MPa [gage]</u> 以上）において、高压代替注水系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作用レバー及びハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回 当直長	発電課長	2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が <u>1.03 MPa [gage]</u> 以上）において、原子炉隔壁時冷却系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作用レバー及びハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回 当直長	発電課長			
項目	頻度	担当											
1. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が <u>1.03 MPa [gage]</u> 以上）において、高压代替注水系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作用レバー及びハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回 当直長	発電課長											
2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が <u>1.03 MPa [gage]</u> 以上）において、原子炉隔壁時冷却系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作用レバー及びハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回 当直長	発電課長											
(3) 確認事項													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が <u>1.04 MPa [gage]</u>以上）において、高压代替注水系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作用レバー及びハンドルが取り付けられていることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回 当直長</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が <u>1.04 MPa [gage]</u>以上）において、原子炉隔壁時冷却系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作用レバー及びハンドルが取り付けられていることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回 当直長</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が <u>1.04 MPa [gage]</u> 以上）において、高压代替注水系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作用レバー及びハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回 当直長	発電課長	2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が <u>1.04 MPa [gage]</u> 以上）において、原子炉隔壁時冷却系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作用レバー及びハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回 当直長	発電課長			
項目	頻度	担当											
1. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が <u>1.04 MPa [gage]</u> 以上）において、高压代替注水系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作用レバー及びハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回 当直長	発電課長											
2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が <u>1.04 MPa [gage]</u> 以上）において、原子炉隔壁時冷却系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作用レバー及びハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回 当直長	発電課長											
(3) 要求される措置													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 高圧代替注水系及び原子炉隔壁時冷却系が現場操作により起動できない場合</td> <td>A 1. 当直長は、高压代替注水系が動作可能であることを確認する※2。 A 2. 当直長は、高压代替注水系又は原子炉隔壁時冷却系が中央制御室からの遠隔操作により起動できることを確認する※2。 A 3. 当直長は、高压代替注水系又は原子炉隔壁時冷却系が現場起動できる状態に復旧する。</td> <td>A1. 発電課長は、高压炉心スプレイ系が動作可能であることを確認する※2。 A2. 発電課長は、高压代替注水系または原子炉隔壁時冷却系が中央制御室からの遠隔操作により起動できることを確認する※2。 A3. 発電課長は、高压代替注水系または原子炉隔壁時冷却系が現場起動できる状態に復旧する。</td> <td>3日間 30日間 30日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、原子炉圧力を <u>1.03 MPa [gage]</u>未満にする。</td> <td>B1. 発電課長は、高温停止にする。 B2. 発電課長は、原子炉圧力を <u>1.03 MPa [gage]</u>未満にする。</td> <td>24時間 36時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>		条件	要求される措置	要求される措置	完了時間	A. 高圧代替注水系及び原子炉隔壁時冷却系が現場操作により起動できない場合	A 1. 当直長は、高压代替注水系が動作可能であることを確認する※2。 A 2. 当直長は、高压代替注水系又は原子炉隔壁時冷却系が中央制御室からの遠隔操作により起動できることを確認する※2。 A 3. 当直長は、高压代替注水系又は原子炉隔壁時冷却系が現場起動できる状態に復旧する。	A1. 発電課長は、高压炉心スプレイ系が動作可能であることを確認する※2。 A2. 発電課長は、高压代替注水系または原子炉隔壁時冷却系が中央制御室からの遠隔操作により起動できることを確認する※2。 A3. 発電課長は、高压代替注水系または原子炉隔壁時冷却系が現場起動できる状態に復旧する。	3日間 30日間 30日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、原子炉圧力を <u>1.03 MPa [gage]</u> 未満にする。	B1. 発電課長は、高温停止にする。 B2. 発電課長は、原子炉圧力を <u>1.03 MPa [gage]</u> 未満にする。	24時間 36時間 36時間
条件	要求される措置	要求される措置	完了時間										
A. 高圧代替注水系及び原子炉隔壁時冷却系が現場操作により起動できない場合	A 1. 当直長は、高压代替注水系が動作可能であることを確認する※2。 A 2. 当直長は、高压代替注水系又は原子炉隔壁時冷却系が中央制御室からの遠隔操作により起動できることを確認する※2。 A 3. 当直長は、高压代替注水系又は原子炉隔壁時冷却系が現場起動できる状態に復旧する。	A1. 発電課長は、高压炉心スプレイ系が動作可能であることを確認する※2。 A2. 発電課長は、高压代替注水系または原子炉隔壁時冷却系が中央制御室からの遠隔操作により起動できることを確認する※2。 A3. 発電課長は、高压代替注水系または原子炉隔壁時冷却系が現場起動できる状態に復旧する。	3日間 30日間 30日間										
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、原子炉圧力を <u>1.03 MPa [gage]</u> 未満にする。	B1. 発電課長は、高温停止にする。 B2. 発電課長は、原子炉圧力を <u>1.03 MPa [gage]</u> 未満にする。	24時間 36時間 36時間										
※2：至近の記録等により確認することをいう。													
(4) 差異理由													
<p>TS-25 6 6 - 2 - 2 -</p> <p>2 高圧代替注水系および原子炉隔壁時冷却系（現場起動）</p> <p>・女川ではRCICと同様の適用時期とする（以下同様）。</p>													

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

(1) 運転上の制限		6 6 - 2 - 3 ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）		女川 2 号炉案	
(1) 運転上の制限		6 6 - 2 - 3 ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）		TS-25 6 6 - 2 - 3 ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）	
(1) 運転上の制限		運転上の制限		運転上の制限	
項目		運転上の制限		運転上の制限	
ほう酸水注入系 (重大事故等対処設備)		ほう酸水注入系が動作可能であること※1※2		ほう酸水注入系が動作可能であること※1※2	
適用される原子炉の状態	設 備	所要数	設 備	所要数	差異理由
運 転	ほう酸水注入系ポンプ	1 台	ほう酸水注入系ポンプ	1 台	TS-25 6 6 - 2 - 3 ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）
起 動	ほう酸水注入系貯蔵タンク	1 基	ほう酸水注入系貯蔵タンク	1 基	
可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	※ 3	可搬型代替交流電源設備	※ 3	
高温停止	常設代替交流電源設備	※ 4	常設代替交流電源設備	※ 4	

※ 1：必要な弁及び配管を含む。

※ 2：当該系統が動作不能時は、「第 2.4 条 ほう酸水注入系」の運転上の制限も確認する。

※ 3：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※ 4：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

(2) 確認事項

項目	項目	頻 度	担 当
1. 定事検停止時に、ほう酸水注入系ポンプの吐出圧力が 8. 4 MPa[gage]以上であることを確認する。	運転評価 GM	定事検停止時	運転評価 GM
2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、ほう酸水貯蔵タンクの液位及び温度が図 2.4 - 1, 2 の範囲内にあることを確認する。	当直長	毎日 1 回	当直長
3. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、ほう酸水注入系ポンプの吐出圧力が 8. 4 MPa[gage]以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態であることを確認する。	当直長	1 ヶ月に 1 回	当直長

1. 定事検停止時に、ほう酸水注入系ポンプの吐出圧力が <u>████</u> [gage]以上であることを確認する。	定事検停止時	頻 度	担当
2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入系貯蔵タンクの水位および温度が図 2.4 - 1, 2 の範囲内にあることを確認する。	毎日 1 回	毎日 1 回	当直長
3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入系ポンプの吐出圧力が <u>████</u> [gage]以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	1 ヶ月に 1 回	当直長

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

(3) 要求される措置		女川2号炉案		差異理由
条件	要求される措置	(3) 要求される措置		
A. ほう酸水貯蔵タンクの液位及び温度が図2.4-1, 2の範囲内にない場合	A 1. 当直長は、ほう酸水貯蔵タンクの液位及び温度を図2.4-1, 2の範囲内に復旧する。	完了時間 3日間	A1. ほう酸水貯蔵タンクの水位および温度が図2.4-1, 2の範囲内にない場合	3日間
B. ほう酸水注入系が動作不能の場合	B 1. 1. 当直長は、原子炉隔離時冷却系を起動し、動作可能であることを確認する。 又は B 1. 2. 当直長は、高压炉心注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他設備※5が動作可能であることを確認する。	速やかに	B1. ほう酸水注入系が動作不能の場合 B1.1. 発電課長は、高压炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。 または B1.2. 発電課長は、原子炉隔離時冷却系を起動し、動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。 及び C 2. 当直長は、冷温停止にする。	8時間	C1. 発電課長はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 C2. 発電課長は、冷温停止にする。	8時間
		2.4時間 3.6時間	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	2.4時間 3.6時間

※6：残りの高压炉心注水系1系列及び高压炉心注水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※5：原子炉圧力が1.0MPa[gage]以上の場合。
 ※6：原子炉圧力が1.0MPa[gage]以上の場合。

設定根拠
関連箇所を赤線にて示す

名 称		高圧代替注水系タービンポンプ*
容 量	m ³ /h/個	■以上 (90.8)
揚 程	m	■以上 (882)
最高使用圧力	MPa	(吸込側) 1.37 / (吐出側) 14.0
最高使用温度	°C	66
原動機出力	kW/個	■
個 数	—	1
注記* : 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（高圧代替注水系）と兼用。		
【設定根拠】 (概要) • 重大事故等対処設備 重大事故等時に非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備（高圧代替注水系）として使用する高圧代替注水系タービンポンプは、以下の機能を有する。 高圧代替注水系タービンポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態にあって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。 系統構成は、復水貯蔵タンクを水源とした高圧代替注水系タービンポンプより、原子炉隔離時冷却系配管等を介して、発電用原子炉へ注水することにより炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。 重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（高圧代替注水系）として使用する高圧代替注水系タービンポンプは、以下の機能を有する。 高圧代替注水系タービンポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部へ落下した炉心を冷却するために設置する。 系統構成は、復水貯蔵タンクを水源とした高圧代替注水系タービンポンプより、原子炉隔離時冷却系配管等を介して、発電用原子炉へ注水することにより溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を防止又は遅延する設計とする。		
1. 容量の設定根拠 高圧代替注水系タービンポンプの容量は、炉心損傷防止対策に係る有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において有効性が確認されている原子炉圧力容器への注水流 量として ■ m ³ /h/個以上とする。 公称値については ■ 90.8 m ³ /h/個とする。		

2. 揚程の設定根拠

高圧代替注水系タービンポンプの揚程は、炉心損傷防止対策に係る有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において、高圧代替注水系の使用時における原子炉圧力の最大値である [] MPa のときに原子炉圧力容器に [] m³/h の注水が可能な設計とする。

- ① 原子炉圧力容器と復水貯蔵タンクの圧力差 : [] MPa (≈ [] m)
- ② 静水頭（ポンプ吸込みレベルと原子炉への注水ライン最高点の標高差）: [] m
- ③ 配管・機器圧力損失 : [] m

上記から、高圧代替注水系タービンポンプの揚程は、①～③の合計として [] m 以上とする。

公称値については要求される揚程を上回る 882 m とする。

①～③の合計値（設計確認値から
から①を差引いた値を保安規定値
とする。）

3. 最高使用圧力の設定根拠

3.1 吸込側の最高使用圧力 1.37 MPa

高圧代替注水系タービンポンプを重大事故等時において使用する場合の吸込側の圧力は、主配管「高圧代替注水系吸込配管分岐点～高圧代替注水系タービンポンプ」の重大事故等時における使用圧力と同じ 1.37 MPa とする。

3.2 吐出側の最高使用圧力 14.0 MPa

高圧代替注水系タービンポンプを重大事故等時において使用する場合の吐出側の圧力は、下記を考慮する。

- ① 水源圧力（復水貯蔵タンク圧力）: [] MPa
- ② 静水頭（復水貯蔵タンクオーバーフローレベルとポンプ吸込の標高差）: [] MPa
- ③ 締切揚程 : [] MPa

上記より、重大事故等時における高圧代替注水系タービンポンプの吐出側の使用圧力は、①～③の合計が [] MPa であることから、オーバースピードを考慮し、14.0 MPa とする。

4. 最高使用温度の設定根拠

高圧代替注水系タービンポンプを重大事故等時において使用する場合の温度は、主配管「高圧代替注水系吸込配管分岐点～高圧代替注水系タービンポンプ」の重大事故等時における使用温度と同じ 66 °C とする。

5. 原動機出力の設定根拠

高圧代替注水系タービンポンプを重大事故等時において使用する場合の原動機出力は、下記の式より容量及び揚程を考慮して決定する。

$$P_w = 10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H$$

$$\eta = \frac{P_w}{P} \cdot 100$$

(引用文献: J I S B 0 1 3 1 -2002 ターボポンプ用語)

$$P = \frac{10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H}{\eta / 100}$$

ここで、

P : 軸動力 (kW/個)
 P_w : 水動力 (kW/個)
 ρ : 密度 (kg/m^3) = 1000
 g : 重力加速度 (m/s^2) = 9.80665
 Q : 容量 (m^3/s /個) = 90.8 / 3600
 H : 揚程 (m) = 882
 η : ポンプ効率 (%) = □ (設計計画値)

$$P = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{90.8}{3600}\right) \times 882}{\square / 100}$$

$$= \square \text{ kW/個}$$

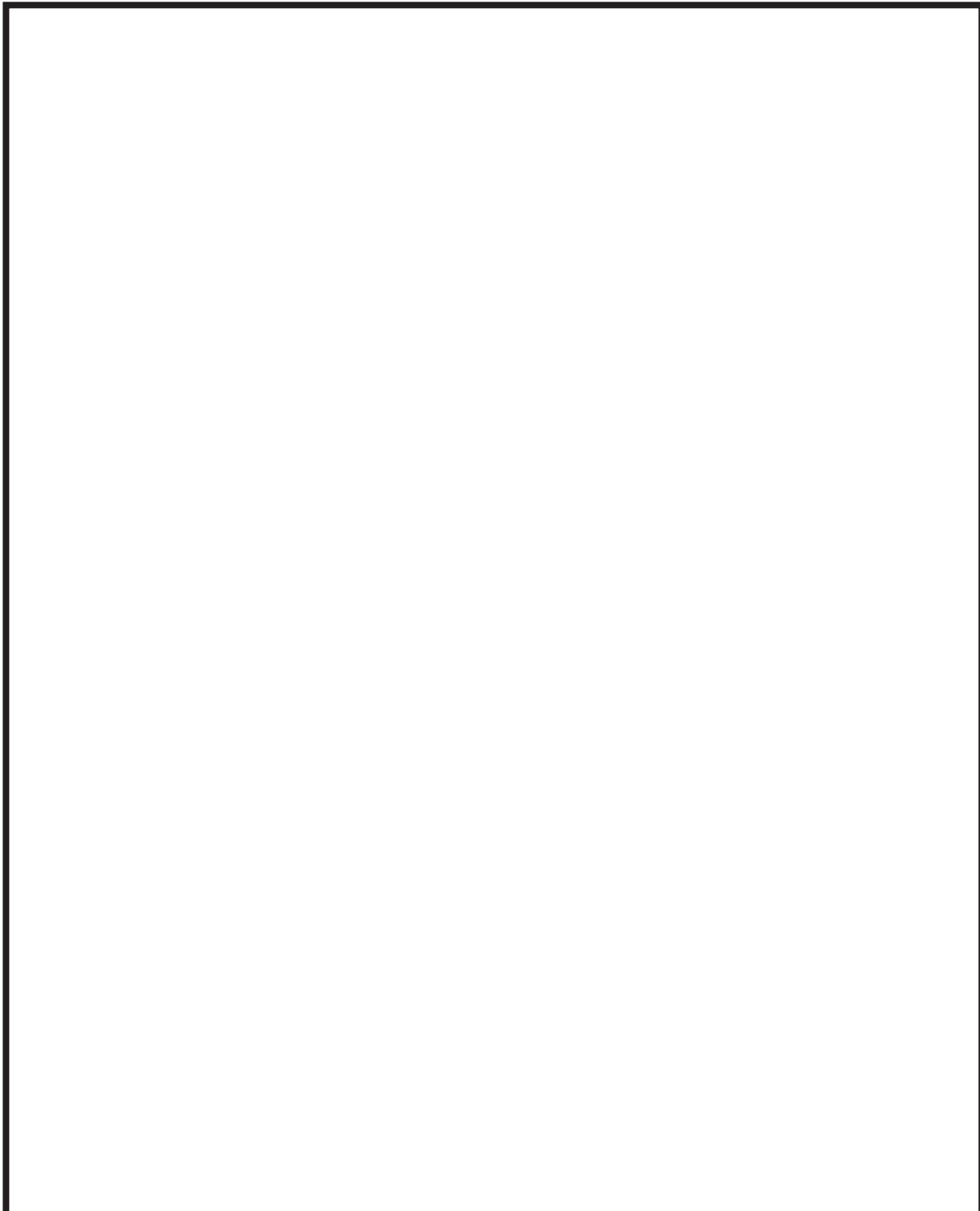
上記から、高圧代替注水系タービンポンプの原動機出力は、必要軸動力を上回る出力として □ kW/個とする。

6. 個数の設定根拠

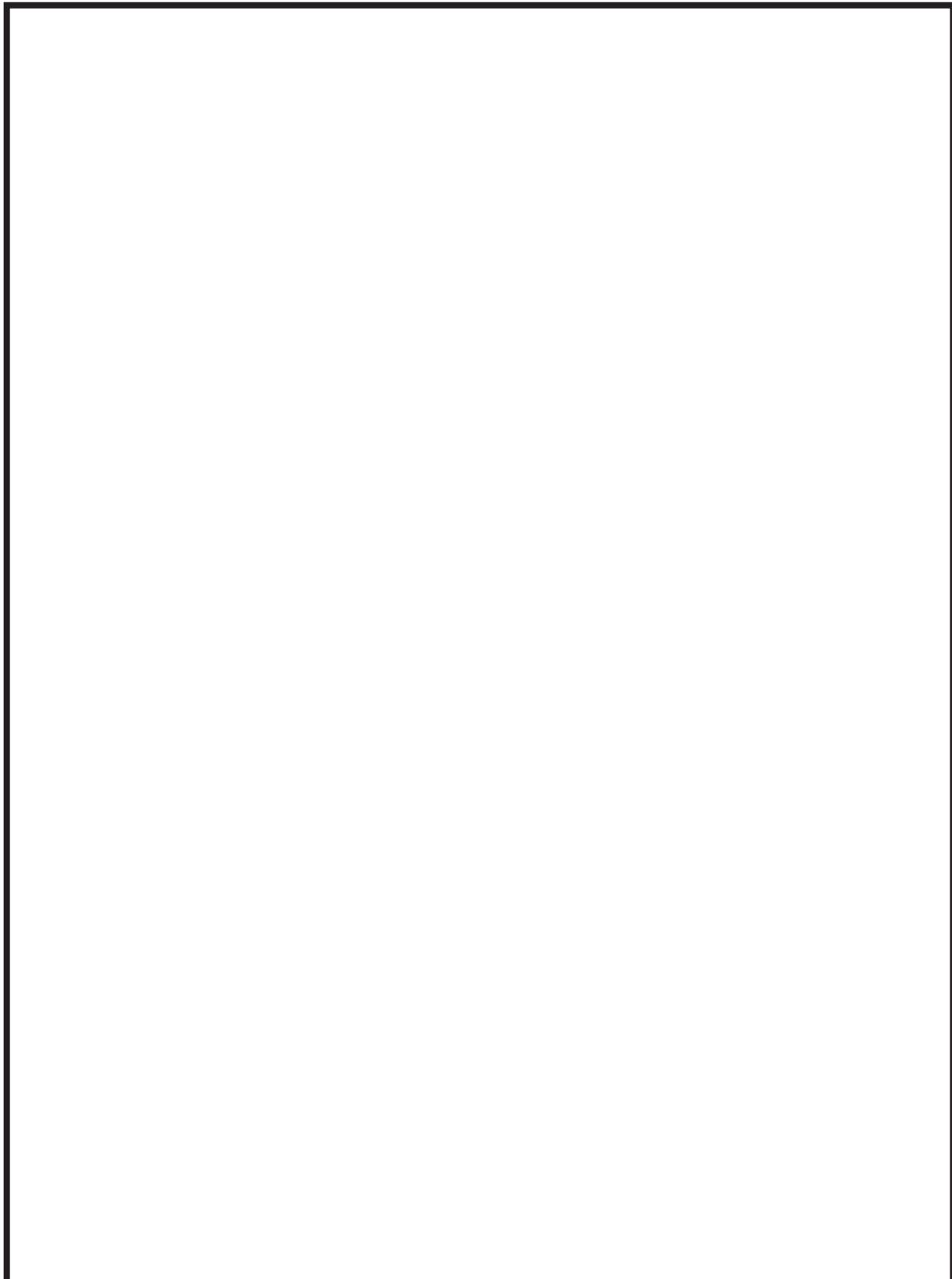
高圧代替注水系タービンポンプ（原動機含む）は、重大事故等対処設備として原子炉圧力容器へ注水し、原子炉水位を維持するために必要な個数である 1 個を設置する。

高压代替注水系 設備仕様書

関連個所を赤線にて示す



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の変更箇所
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

表6 6－3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備		表6 6－3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備																												
6 6－3－1 代替自動減圧機能		6 6－3－1 代替自動減圧機能																												
(1) 運転上の制限																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>運転上の制限</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替自動減圧機能</td> <td>(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること</td> <td>代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				項目	運転上の制限	運転上の制限	運転上の制限	代替自動減圧機能	(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること	代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1																				
項目	運転上の制限	運転上の制限	運転上の制限																											
代替自動減圧機能	(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること	代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>動作可能であるべき要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替自動減圧機能論理回路</td> <td>1系※3</td> <td>2チャンネル</td> <td>2チャンネル</td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべき要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	代替自動減圧機能論理回路	1系※3	2チャンネル	2チャンネル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>運転</th> <th>原子炉水位異常低（L.1）※2</th> <th>原子炉水位異常低（L.1）※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>起動</td> <td>原子炉水位低（L.3）※2</td> <td>1チャンネル</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(原子炉圧力が1.03 MPa[gage]以上の場合)</td> <td>1チャンネル※5</td> <td>2チャンネル※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系の起動阻止スイッチ</td> <td>1系※6</td> <td>2チャンネル</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系作動阻止機能</td> <td></td> <td>※4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		運転	原子炉水位異常低（L.1）※2	原子炉水位異常低（L.1）※2	起動	原子炉水位低（L.3）※2	1チャンネル	高温停止	原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合		(原子炉圧力が1.03 MPa[gage]以上の場合)	1チャンネル※5	2チャンネル※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2	自動減圧系の起動阻止スイッチ	1系※6	2チャンネル	自動減圧系作動阻止機能		※4	
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべき要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）																											
代替自動減圧機能論理回路	1系※3	2チャンネル	2チャンネル																											
運転	原子炉水位異常低（L.1）※2	原子炉水位異常低（L.1）※2																												
起動	原子炉水位低（L.3）※2	1チャンネル																												
高温停止	原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合																													
(原子炉圧力が1.03 MPa[gage]以上の場合)	1チャンネル※5	2チャンネル※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2																												
自動減圧系の起動阻止スイッチ	1系※6	2チャンネル																												
自動減圧系作動阻止機能		※4																												
<p>※1：本条における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されるいる状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。ト リップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p>																														
<p>※2：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測及び制御設備」及び「6 6－1 3－1 主要部」</p>																														
<p>※3：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測及び制御設備」の運転上の制限も確認する。</p>																														
<p>※4：基本方針；4.3-4 ページ参照）</p>																														
<p>※5：女川では原子炉水位異常低（L.1）計測が既存条件にて運転上の制限を定める。（以下、同様）</p>																														
<p>※6：女川では既存条件にて運転上の制限を定める。（以下、同様）</p>																														
<p>※7：BWR保安規定基準に従い、女川は全てのチャンネル数を設定。</p>																														
<p>※8：女川では主蒸気逃がし安全弁作動時が安全弁開放による水位低下分の補給として、低圧炉心スプレイシステムも期待しているため、低圧炉心システムもボンブ出力している。</p>																														

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の変更箇所
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

(2) 確認事項		女川2号炉案		差異理由	
(2) 確認事項				口圧力高も要素としている。 ・女川では、水位低およびECCS出口圧力高の要素は「6.6-1-3-1主要パラメータおよび代替パラメータ」に使用していない。	
要 素	設定値	項目	頻 度	担当	
1. 代替自動減圧機能	—	機能を確認する※7。	定事検停止時	計測制御課長	
		原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※9。	当直長 1ヶ月に1回	定事検停止時	計測制御課長
		チャンネル校正を実施する※10。	定事検停止時	計測制御課長	
		論理回路機能を確認する※11。	定事検停止時	計測制御課長	
2. 原子炉水位異常低(レベル1)	9.36cm以上※8 (圧力容器零レベルより)			定事検停止時	計測制御課長
		原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※7。	当直長 1ヶ月に1回	計測制御課長	
		チャンネル校正を実施する※8。	定事検停止時	計測制御課長	
		論理回路機能を確認する※9。	定事検停止時	計測制御課長	
3. 残留熱除去系ポンプ出力高※12	0.94 MPa[gage]※8			定事検停止時	計測制御課長
		原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※7。	当直長 1ヶ月に1回	計測制御課長	
		チャンネル校正を実施する※8。	定事検停止時	計測制御課長	
		論理回路機能を確認する※9。	定事検停止時	計測制御課長	
4. 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高	0.98 MPa[gage]※6※10			定事検停止時	計測制御課長
		原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※7。	当直長 1ヶ月に1回	計測制御課長	
		チャンネル校正を実施する※8。	定事検停止時	計測制御課長	
		論理回路機能を確認する※9。	定事検停止時	計測制御課長	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年1月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.0 MPa [gage]以上の場合において、動作不能でないことを指示により確認することを ^{※9} 。	当直長 1ヶ月に1回	原子炉の状態が運転、起動お ^よ び高温停止（原子炉圧力が0.77 MPa [gage]以上の場合において、動作不能でないことを指示により確認することを ^{※7} 。	1ヶ月に1回	
チャンネル校正を実施する論理回路機能を確認する ^{※10} 。	計測制御GM 定事検停止時	0.69 MPa [gage] ^{※6※10} 5. 残留熱除去系ポンプ出入口圧力高	チャンネル校正を実施する ^{※8} 論理回路機能を確認する ^{※9} 。	計測制御課長 定事検停止時
4. 始動タイム 5. 自動減圧系の起動阻止スイッチ	運転評価GM 定事検停止時 — 論理回路機能を確認する ^{※11} 。	6. 始動タイマ 1.0分以下	運転評価GM 定事検停止時 — 論理回路機能を確認する ^{※9} 。	計測制御課長 定事検停止時 計測制御課長 定事検停止時 計測制御課長 定事検停止時
※7：機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。 ※8：代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）に使用する設定値に適用する。 ※9：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。 ※10：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいう。 ※11：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生（自動減圧系の起動阻止スイッチについては、信号の阻止）することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したところを見なすことができる。 ※12：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとは見なさない。	※5：「機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。 ※6：代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）に使用する設定値に適用する。 ※7：動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。 ※8：「チャンネル校正を実施する」とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生または指示値を示すよう調整することをいう。 ※9：「論理回路機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したところができる。 ※10：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとは見なさない。			
(3) 要求される措置	条件	要求される措置	要求される措置	完了時間
1. 代替自動減圧機能 論理回路 2. 原子炉水位異常低 (レベル1) 3. 残留熱除去系ポン プ吐出圧力高 4. 始動タイム	A. 動作可能であるべき所要数又はチ ヤンネル数を満 足できない場合 A 1. 当直長は、当該機能と同等な 機能を持つ重大事故 設備 ^{※13} が動作可能であるこ とを確認する ^{※14} 。 A 2. 当直長は、当該所要数又はチ ヤンネルを動作可能な状 態に復旧する。	A1. 当直長は、当該機能と同等な 機能を持つ重大事故 設備 ^{※13} が動作可能であるこ とを確認する ^{※14} 。 A2. 女川では既存条文 27条（計測およ び制御設備）と同 様に論理回路機能 も確認する。	A1. 替代処設備 ^{※11} を満足 できない場合 A2. 女川では既存条文 27条（計測およ び制御設備）と同 様に論理回路機能 も確認する。	6時間 30日間

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各項等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由	
	B. 条件Aで要求され る措置を完了時 間に達成でき ない場合	B1. 当直長は、高溫停止にする。 B2. 当直長は、原子炉圧力を1.03 MPa _{gage} 未満にする。	2.4時間 3.6時間	B1. 条件Aで要求される 措置を完了時間内に 達成できない場合 B2. 巻電課長は、原子炉圧力を0.77MPa _{gage} 未満にする。 3.6時間	2.4時間 3.6時間
5. 自動減圧系の起動 阻止スイッチ	A. 動作可能であるべ き所要数を満足 できない場合	A1. 機能を持つ重大事故等対処 設備※ ¹⁵ が動作可能であるこ とを確認する※ ¹⁴ 。 及び A2. 当直長は、当該系統を動作可 能な状態に復す。	6時間 30日間		
	B. 条件Aで要求され る措置を完了時 間に達成でき ない場合	B1. 当直長は、高溫停止にする。 B2. 当直長は、原子炉圧力を1.03 MPa _{gage} 未満にする。	2.4時間 3.6時間		
<p>※13：主蒸気逃がし安全弁による手動減圧が可能であることをいう。</p> <p>※14：動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>※15：ATWS緩和設備（代替制御奉行機能）をいう。</p> <p>※11：主蒸気逃がし安全弁による手動減圧が可能であることをいう。</p> <p>※12：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>					

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由 TS-25 6 6 - 3 - 2 主蒸気逃がし安 全弁（手動減圧）
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
(1) 運転上の制限		運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
主蒸気逃がし安全弁 (手動減圧)	主蒸気逃がし安全弁による手動減圧系が動作可能であるこ と※1※2	主蒸気逃がし安全弁 (手動減圧)	主蒸気逃がし安全弁による手動減圧が可能であること※1※2	
適用される 原子炉の状態	設備	適用される 原子炉の状態	設備	所要数
運 転	主蒸気逃がし安全弁	主蒸気逃がし安全弁	主蒸気逃がし安全弁	8 個
起 動	可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	※3
高 温 停 止	可搬型直流電源設備	可搬型直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	※4
	所内蓄電式直流電源設備	所内蓄電式直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	※5
	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	※6
		常設代替直流電源設備	常設代替直流電源設備	※7
※1：必要な配管及びアキュムレータを含む。		※1：必要な配管およびアキュムレータを含む。		
※2：当該系統が動作不能時は、「第30条 主蒸気逃がし安全弁」及び「第39条 非常用 炉心冷却系その1」の運転上の制限も確認する。		※2：当該系統が動作不能時は、「第30条 主蒸気逃がし安全弁」および「第39条 非常用炉心 冷却系その1」の運転上の制限も確認する。		
※3：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		※3：「6 6 - 1 2 - 1 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		
※4：「6 6 - 1 2 - 5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。		※4：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。		
※5：「6 6 - 1 2 - 4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において 運転上の制限等を定める。		※5：「6 6 - 1 2 - 3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。		
※6：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		※6：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		
※7：「6 6 - 1 2 - 4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。		※7：「6 6 - 1 2 - 4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。		
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	頻 度	項目	頻 度	担当
1. 主蒸気逃がし安全弁の性能を確認する。	定事検停止時	原子炉GM	定事検停止時	計測制御課長

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

(3) 要求される措置		女川1・2号炉案		差異理由
条件	要求される措置	要求される措置	完了時間	
A. 動作可能な主蒸気逃がし安全弁が所要数を満足しない場合	A 1. 当直長は、高圧炉心注水系2系列について動作可能であることを確認する。 及び A 2. <u>当直長は</u> 、原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.0 MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	A. 動作可能な主蒸気逃がし安全弁が所要数を満足しない場合 <u>主蒸気逃がし安全弁</u> が1.0 MPa[gage]以上の場合 A 1. <u>発電課長は</u> 、原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.0 MPa[gage]以上の場合は、原子炉圧力が1.0 MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。 <u>主蒸気逃がし安全弁</u> が2個以上が動作不能の場合 A 2. <u>発電課長は</u> 、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 A 3. <u>発電課長は</u> 、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	完了時間 速やかに <u>主蒸気逃がし安全弁</u> が2個以上が動作不能の場合 A 1. <u>発電課長は</u> 、高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを確認する。 <u>主蒸気逃がし安全弁</u> が2個以上が動作不能の場合 A 2. <u>発電課長は</u> 、原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.0 MPa[gage]以上の場合は、原子炉圧力が1.0 MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。 <u>主蒸気逃がし安全弁</u> が2個以上が動作不能の場合 A 3. <u>発電課長は</u> 、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	• 先行プラントも同様に、動作可能な主蒸気安全弁が所要数を満足していない場合の要求される措置として、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能付き）が少なくとも1個以上、動作不能となっていることから、保安規定第39条（非常用炉心冷却系その1）の「自動減圧系の弁の1つが動作不能の場合」における要求される措置に準じて、確認する設備及び系列を決めている。については、柏崎では高圧炉心注水系2系列及び原子炉隔離時冷却系、女川では高圧炉心スプレイ系（1系列）及び原子炉隔離時冷却系ととなっており、ECSの構成が異なることから、相違が生じている。（別紙66-3-2(1)参照）
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び B 2. 当直長は、冷温停止にする。 <u>又は</u> 主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能付き）2個以上が動作不能の場合	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 <u>主蒸気逃がし安全弁</u> （自動減圧機能付き）2個以上が動作不能の場合	完了時間 10日間 <u>主蒸気逃がし安全弁</u> （自動減圧機能付き）2個以上が動作不能の場合 24時間 <u>主蒸気逃がし安全弁</u> （自動減圧機能付き）2個以上が動作不能の場合 36時間	10日間 24時間 36時間

赤字 : 設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字 : 記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線 : 旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

6 6 - 3 - 3 主蒸気逃がし安全弁の機能回復		6 6 - 3 - 3 主蒸気逃がし安全弁の機能回復		6 6 - 3 - 3 - 3 主蒸気逃がし安全弁の機能回復	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
主蒸気逃がし安全弁の機能回復	(1) 可搬型直流電源設備による減圧系 (2) 高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系が動作可能であること※ ₁	主蒸気逃がし安全弁の機能回復	(1) 可搬型代替直流電源設備または主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による機能回復が可能であること (2) 高圧窒素ガス供給系（非常用）が動作可能であること※ ₁	主蒸気逃がし安全弁の機能回復	(1) 可搬型代替直流電源設備または主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による機能回復が可能であること (2) 高圧窒素ガス供給系（非常用）が動作可能であること※ ₁
(3) 代替高压窒素ガス供給系が動作可能であること※ ₁		(3) 代替高压窒素ガス供給系が動作可能であること※ ₁		(3) 代替高压窒素ガス供給系が動作可能であること※ ₁	
適用される原子炉の状態	設 備	設 備	設 備	設 備	設 備
可搬型直流電源設備による減圧系	AM用切替装置 (S R V) 可搬型直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	1.25 V直流電源切替盤 可搬型代替直流電源設備	1.25 V直流電源切替盤 可搬型代替直流電源設備	1個 ※2
運転起動高温停止	常設代替直流電源設備 逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系	可搬型蓄電池による機能回復	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による機能回復	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池	1組 ※3
	逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系	逃がし安全弁用可搬型蓄電池	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池	1個 ※4
	高压窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系	高压窒素ガスボンベ	高压窒素ガスボンベ	高压窒素ガスボンベ	5本 ※5
		高温停止	高压窒素ガス供給系（非常用）	高压窒素ガス供給系（非常用）	高压窒素ガスボンベ ※6
			代替高压窒素ガス供給系	代替高压窒素ガス供給系	3本 ※7
※1 : 必要な弁および配管を含む。		※2 : 「6 6 - 1 2 - 5 可搬型代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。		※3 : A系4本およびB系4本をいう。	
※4 : 「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		※5 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		※6 : A系またはB系3本をいす。	
※7 : 「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。					
<p>※1 : 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備において運転上の制限等を定める。</p> <p>※2 : 「6 6 - 1 2 - 5 可搬型代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※3 : 「6 6 - 1 2 - 4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4 : 「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6 : A系またはB系3本をいす。</p> <p>※7 : 「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p>					

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

(2) 確認事項				女川2号炉			
				女川2号炉案			
				差異理由			
1. 可搬型直流電源設備による減圧系				ボンベは、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）4個へ 素を供給させること。			
1. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、AM用切替装置（SRV）が使用可能であることを外観点検により確認する。	頻度	担当		1. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、 <u>1.25 V 直流電源切替盤</u> が使用可能であることを外観点検により確認する。	頻度	担当	
2. 逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系				2. 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による機能回復			
項目	項目	項目	項目	1. 逃がし安全弁用可搬型蓄電池の蓄電池電圧が131V以上であることを確認する。	頻度	担当	
1. 逃がし安全弁用可搬型蓄電池の蓄電池電圧が131V以上であることを確認する。	頻度	担当	計測制御GMM	1. 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池の蓄電池電圧が136V以上であることを確認する。	頻度	担当	計測制御課長
2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、逃がし安全弁用可搬型蓄電池が使用可能であることを確認する。	頻度	担当	当直長	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池が使用可能であることを確認する。	頻度	担当	防災課長
3. 高圧窒素ガス供給系（非常用）				3. 高圧窒素ガス供給系（非常用）			
項目	項目	項目	項目	1. 高圧窒素ガス供給系A系およびB系の供給圧力の設定値が1.13MPa[gage]以上に設定できることを確認するとともに、HP1N常用非常用窒素ガス連絡弁(A), HP1N常用非常用窒素ガス入口弁(A)およびHP1N非常用窒素ガス入口弁(B)が動作可能であることを確認する。	頻度	担当	
1. 高圧窒素ガス供給系A系及びB系の供給圧力の設定値が <u>MPage</u> 以上に設定できることを確認するとともに、非常用窒素ガス供給弁、常用・非常用窒素ガス連絡弁及び常用窒素ガス供給弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認時に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	頻度	担当	原子炉GMM	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧窒素ガスボンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。	頻度	担当	発電課長
2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、高压窒素ガスボンベの外観点検及び規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。	頻度	担当	当直長	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧窒素ガスボンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。	頻度	担当	発電課長
4. 代替高压窒素ガス供給系				4. 代替高压窒素ガス供給系			
項目	項目	項目	項目	1. 代替高压窒素ガス供給系の供給圧力の設定値が <u>MPage</u> 以上に設定できることを確認するとともに、代替HP1N第一隔離弁および代替HP1N窒素排気出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認時に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	頻度	担当	
1. 代替高压窒素ガス供給系の供給圧力の設定値が <u>MPage</u> 以上に設定できることを確認するとともに、代替HP1N第一隔離弁および代替HP1N窒素排気出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認時に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	頻度	担当		2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高压窒素ガスボンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。	頻度	担当	発電課長

・女川では、代替高压
窒素ガス供給系の
確認事項を記載し
ている。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

(3) 要求される措置		女川2号炉案		差異理由
条件	要求される措置	(3) 要求される措置 条件	要求される措置	
A. 可搬型直流電源設備による減圧系が動作不能の場合及び逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系が動作不能の場合	<p>A 1. 当直長は、直流電源A系及びB系が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 1. 当直長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>又は</p> <p>A 2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※5が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>完了時間 速やかに</p> <p>3日間</p> <p>3日間</p> <p>3日間</p>	<p>A1. 発電課長は、直流電源A系およびB系が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2.1. 発電課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 または</p> <p>A2.2. 防災課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>および</p> <p>A3.1. 発電課長は、可搬型代替直流電源設備にによる機能回復が可能な状態に復旧する。</p> <p>または</p> <p>A3.2. 防災課長は、主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による機能回復が可能な状態に復旧する。</p>	<p>完了時間 速やかに</p> <p>3日間</p> <p>3日間</p> <p>10日間</p> <p>10日間</p>
B. 高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系が動作不能の場合	<p>B 1. 当直長は、アキュムレータの圧力が健全であることを確認する※6。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 1. 当直長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>又は</p> <p>B 2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※5が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>完了時間 速やかに</p> <p>3日間</p> <p>3日間</p> <p>3日間</p>	<p>B1. 発電課長は、アキュムレータの圧力が健全であることを確認する※9。</p> <p>および</p> <p>B2. 発電課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>および</p> <p>B3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>完了時間 速やかに</p> <p>3日間</p> <p>3日間</p> <p>10日間</p>
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	<p>C 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>C 2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	<p>完了時間 24時間</p> <p>36時間</p>	<p>C. 条件 A または B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>および</p> <p>C1. 発電課長は、高温停止にする。</p> <p>および</p> <p>C2. 発電課長は、冷温停止にする。</p>	<p>完了時間 24時間</p> <p>36時間</p>

※4：代替品の補充等をいう。

※5：代替逃がし安全弁駆動装置による減圧をいう。

※6：高压窒素ガス供給圧力が「第3.9条 非常用炉心冷却系その1」に定める値であることを確認する。

※9：高压窒素ガス供給圧力が「第3.9条 非常用炉心冷却系その1」に定める値であることを確認する。

保安規定比較表

柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）

女川 2 号炉案

(主)蒸気逃がし安全弁)

第 30 条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気逃がし安全弁^{※1}は、表 30-1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は主蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。

2. 主蒸気逃がし安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 原子炉 G/M は、定事検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の動作不能とし、主蒸気逃がし安全弁機能の設定値が表 30-2 に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。^{※2}

(2) 計測制御 G/M は、定事検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表 30-2 に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。

3. 当直長は、主蒸気逃がし安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 30-3 の措置を講じる。

※1 : 7 号炉の主蒸気逃がし安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第 66 条(6 6-3-2) の運転上の制限も確認する。

※2 : 主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、定事検停止時前に本確認を行うことができる。

表 30-1
3. 6 号炉及び 7 号炉

項目	運転上の制限	<u>動作可能であること</u>
主蒸気逃がし安全弁		

表 30-2
3. 6 号炉及び 7 号炉

項目	設定値	設定値
安全弁機能	8. 1.9 MPa[gage]以下 ^{※3} (4 個)	7.79MPa[gage] 以下 ^{※3} (2 個)
	8. 1.2 MPa[gage]以下 ^{※3} (4 個)	8. 10MPa[gage] 以下 ^{※3} (3 個)
	8. 0.6 MPa[gage]以下 ^{※3} (4 個)	8. 17MPa[gage] 以下 ^{※3} (3 個)
	7. 9.9 MPa[gage]以下 ^{※3} (4 個)	8. 24MPa[gage] 以下 ^{※3} (3 個)
主蒸気逃がし安全弁	7. 9.2 MPa[gage]以下 ^{※3} (2 個)	
	7. 8.5 MPa[gage]以下 (4 倒)	7. 37MPa[gage] 以下 (2 倒)
	7. 7.8 MPa[gage]以下 (4 倒)	7. 44MPa[gage] 以下 (3 倒)
	7. 7.1 MPa[gage]以下 (4 倒)	7. 51MPa[gage] 以下 (3 倒)
逃がし弁機能	7. 6.4 MPa[gage]以下 (4 倒)	7. 58MPa[gage] 以下 (3 倒)
	7. 5.8 MPa[gage]以下 (1 倒)	
	7. 5.1 MPa[gage]以下 (1 倒)	

(主)蒸気逃がし安全弁)

第 30 条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、主蒸気逃がし安全弁^{※1}は、表 30-1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は主蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。

2. 主蒸気逃がし安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 原子炉課長は、定事検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の動作不能とし、主蒸気逃がし安全弁機能の設定値が表 30-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。^{※2}

(2) 計測制御課長は、定事検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表 30-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。

3. 発電課長は、主蒸気逃がし安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 30-3 の措置を講じる。

項目	運転上の制限	<u>動作可能であること</u>
主蒸気逃がし安全弁		

表 30-1

項目	運転上の制限	<u>動作可能であること</u>
主蒸気逃がし安全弁		

項目	運転上の制限	<u>動作可能であること</u>
主蒸気逃がし安全弁		

項目	運転上の制限	<u>動作可能であること</u>
(1) 安全弁機能		

項目	運転上の制限	<u>動作可能であること</u>
(1) 安全弁機能		

項目	運転上の制限	<u>動作可能であること</u>
(2) 逃がし弁機能		

項目	運転上の制限	<u>動作可能であること</u>
(2) 逃がし弁機能		

保安規定比較表

柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）

表 30-3

条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間
A. 1 弁以上の逃がし安全弁 が動作不能の場合	A 1. 逃がし安全弁を動作可能な状態に復旧する。	1 0 日間
B. 条件 A で要求される措置 を完了時間内に達成でき ない場合	B 1. 高温停止にする。 B 2. 冷温停止にする。	2 4 時間 3 6 時間

※ 3 : 公称値

※ 1 : 2 号炉の主蒸気逃がし安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第 66 条（66-3-2）の運転上の制限も確認する。
 ※ 2 : 主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、定事検停止前に本確認を行なうことができる。

女川 2 号炉案

表 30-3

条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間
A. 1 弁以上の逃がし安全弁 が動作不能の場合	A 1. 当該主蒸気逃がし安全弁を動作可能な状態に復旧する。	1 0 日間
B. 条件 A で要求される措置 を完了時間内に達成でき ない場合	B 1. 高温停止にする。 B 2. 冷温停止にする。	2 4 時間 3 6 時間

表 30-3

条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間
A. 1 弁以上の逃がし安全弁 が動作不能の場合	A 1. 当該主蒸気逃がし安全弁を動作可能な状態に復旧する。	1 0 日間
B. 条件 A で要求される措置 を完了時間内に達成でき ない場合	B 1. 高温停止にする。 B 2. 冷温停止にする。	2 4 時間 3 6 時間

表 30-3

条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間
A. 1 弁以上の逃がし安全弁 が動作不能の場合	A 1. 当該主蒸気逃がし安全弁を動作可能な状態に復旧する。	1 0 日間
B. 条件 A で要求される措置 を完了時間内に達成でき ない場合	B 1. 高温停止にする。 B 2. 冷温停止にする。	2 4 時間 3 6 時間

表 30-3

保安規定比較表

相崎刈羽7号炉（令和2年1月9日施行）	女川2号炉案
<p>(非常用炉心冷却系その1) 第39条</p> <p>[6号炉及び7号炉] 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉隔離時冷却系においては原子炉圧力が1.0 MPa[gage]以上かつ原子炉隔離時冷却系においては原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、非常用炉心冷却系を表3.9-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系（格納容器スプレイ冷却系）を動作不能とはみなさない。また、7号炉の高压代替注水系起動準備及び運転中は、原子炉隔離時冷却系を動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定事検停止時に、高压炉心注水系、低压注水系及び自動減圧系が模擬信号で作動すること及び格納容器スプレイ冷却系が手動で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 運転評価GMは、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(3) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に表3.9-2（項目3）に定める事項及び高压炉心注水系、低压注水系（格納容器スプレイ冷却系）、原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態並びに主要配管が満水であることを確認する。^{※1}</p> <p>(4) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系について原子炉圧力が1.0 MPa[gage]以上）において、表3.9-2（項目3を除く。）に定める事項を確認する。</p> <p>3. 当直長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表3.9-3-1又は表3.9-3-2の措置を講じる。</p>	<p>(非常用炉心冷却系その1) 第39条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は表3.9-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備および原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系（格納容器スプレイ冷却系）を動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、定事検停止時に、高压炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系および低圧注水系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(2) 計測制御課長は、定事検停止時に、自動減圧系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(3) 原子炉課長は、定事検停止時に、格納容器スプレイ系が手動で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(4) 発電課長は、定事検停止後の原子炉起動前に表3.9-2（項目3）に定める事項および高压炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系および低圧注水系（格納容器スプレイ系）の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。^{※1}</p> <p>(5) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、表3.9-2（項目3を除く。）に定める事項を確認する。</p> <p>3. 発電課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表3.9-3-1または表3.9-3-2の措置を講じる。</p>

※1：主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サプレッションブルーパンプ）又は復水貯蔵槽、からポンプまでの吸込配管とポンプ（格納容器スプレイヘッダ）までの注入配管（格納容器スプレイ配管）を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁並びに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管（格納容器スプレイ配管を除く。）の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。

また、6号炉及び7号炉における、原子炉隔離時冷却系の主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能を達成するための水源（サプレッションブルーパンプ）又は復水貯蔵槽）からポンプまでの吸込配管とポンプまでの注入配管、並びにタービン駆動用蒸気配管及び排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁並びに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管であるポンプの吸込配管及び注入配管の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。

保安規定比較表

柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）

表 3.9-1
2. 6 号炉及び 7 号炉

項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)
低圧注水系 ^{*2}	3 ^{*6}
格納容器スプレイ冷却系 ^{*5}	3 ^{*8}
原子炉隔離時冷却系 ^{*3} (原子炉圧力が 1.0 MPa[gage]以上)	1 ^{*6}
自動減圧系 ^{*4} (原子炉圧力が 1.0 MPa[gage]以上)	8 ^{*7}
高压炉心注水系 ^{*1}	2 ^{*6}

表 3.9-1

女川 2 号炉案

表 3.9-1

項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)
低圧炉心スプレイ系 ^{*2}	1 ^{*7}
低圧注水系 ^{*3} (格納容器スプレイ系 ^{*4})	3 ^{*7} (2 ^{*9})
非常用炉心冷却系	
自動減圧系 ^{*5} (原子炉圧力が 0.77 MPa[gage]以上)	6 ^{*8}
高压炉心スプレイ系 ^{*6}	1 ^{*7}

*1 : 主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サブレスショングールまたは復水貯蔵タンク（3号炉においては復水貯蔵槽））からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器（格納容器スプレイヘッダ）までの注入配管（スプレイ配管）を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管（スプレイ配管）を除く。）の満水は、該主要配管の圧力計指示が正圧になつてゐることで確認する。

- *2 : 2号炉の高压炉心注水系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。
- *3 : 2号炉の低圧注水系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第 6 条（6-4-1, 6-4-2 および 6-5-5）の運転上の制限も確認する。
- *4 : 2号炉の原子炉隔離時冷却系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第 6 条（6-5-5, 6-6-1 および 6-6-6-2）の運転上の制限も確認する。
- *5 : 2号炉の自動減圧系の主蒸気逃がし安全弁およびキュムレータは、重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第 6 条（6-3-2）の運転上の制限も確認する。
- *6 : 2号炉の格納容器スプレイ冷却系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第 6 条（6-5-5, 6-6-1 および 6-6-6-2）の運転上の制限も確認する。
- *7 : 1系列とは、ポンプ 1 台および必要な弁ならびに主要配管をいう。
- *8 : 自動減圧系の数は、1系列に相当する弁数をいう。
- *9 : 1系列とは、ポンプ 1 台、熱交換器 1 基および必要な弁並びに主要配管をいう。

保安規定比較表

柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）

表 3.9-2
6. 6 号炉

表 3.9-2

項目	頻度	項目	頻度
1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が 1.13 MPa[gage]以上であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 1.13 MPa[gage]以上であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回
2. 高圧炉心注水系ポンプの流量が 7.27 m ³ /h 以上で、全揚程が 190 m 以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	2. 高圧炉心スプレイボンプの流量が 0.74 m ³ /h 以上で、全揚程が □ m 以上（3 号炉については 263 m 以上）であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回
3. 高圧炉心注水系ポンプの流量が 1.82 m ³ /h 以上で、全揚程が 890 m 以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	3. 高圧炉心スプレイボンプの流量が 325 m ³ /h 以上で、全揚程が □ m 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回
4. 高圧炉心注水系における注入隔壁弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔壁弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回
5. 残留熱除去系ポンプの流量が 9.54 m ³ /h 以上で、全揚程が 117 m 以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	5. 低圧炉心スプレイボンプの流量が 1.074 m ³ /h 以上で、全揚程が □ m 以上（3 号炉については 203 m 以上）であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回
6. 低圧注水系における注入弁、試験可能逆止弁及び格納容器スプレイ冷却系における格納容器冷却ライン隔壁弁、圧力抑制室スプレイ注入隔壁弁並びに残留熱除去系試験用調節弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	6. 低圧炉心スプレイ系における注入隔壁弁および試験可能逆止弁が開できることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回
7. 原子炉隔壁冷却系ポンプの流量が 1.82 m ³ /h で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 7.2 m ³ /h であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	7. 残留熱除去系ポンプの流量が 1.160 m ³ /h 以上で、全揚程が □ m 以上（2 号炉の残留熱除去系ポンプ (C) については、□ m 以上、3 号炉については 92 m 以上）であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回
8. 原子炉隔壁冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	8. 低圧注水系における注入隔壁弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サブレッショングループレインフレイ弁および残留熱除去系試験用調整弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回
9. 原子炉圧力が 1.03 MPa[gage] 相当 ^{*1} において、原子炉隔壁冷却系ポンプの流量が 1.82 m ³ /h で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 8.0 m 以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	9. 原子炉圧力が 1.03 MPa[gage] 相当 ^{*1} において、原子炉隔壁冷却系ポンプの流量が 1.82 m ³ /h で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 8.0 m 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に 1 回
10. 原子炉隔壁冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	10. 原子炉隔壁冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に 1 回

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）

満水であることを確認する。
※1：原子炉圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。

7. 7号炉

項目	頻度
1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が [] MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回
2. 高圧炉心注水系ポンプの流量が 7.27 m ³ /h 以上で、全揚程が 1.90 m 以上であることを確認する。	1ヶ月に1回
また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	
3. 高圧炉心注水系ポンプの流量が 1.82 m ³ /h 以上で、全揚程が 8.90 m 以上であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回
また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	
4. 高圧炉心注水系における注入隔壁弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。	1ヶ月に1回
また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	
5. 残留熱除去系ポンプの流量が 9.54 m ³ /h 以上で、全揚程が 1.09 m 以上であることを確認する。	1ヶ月に1回
また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	
6. 低圧注水系における注入弁、注入隔壁弁、試験可能逆止弁及び格納容器スプレイ冷却系における格納容器冷却ライン隔壁弁、圧力抑制室スプレイ注入隔壁弁並びに残留熱除去系試験用調節弁が開することを確認する。	1ヶ月に1回
また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	
7. 原子炉隔壁時冷却系ポンプの流量が 1.82 m ³ /h で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 7.2 m 以上であることを確認する。	1ヶ月に1回
また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	
8. 原子炉隔壁時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。	1ヶ月に1回
また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	
9. 原子炉圧力が 1.03 MPa[gage]相当 ^{*1} において、原子炉隔壁時冷却系ポンプの流量が 1.82 m ³ /h で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 8.0 m 以上であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回
また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	
10. 原子炉隔壁時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回

再掲

女川 2 号炉案

項目	頻度
1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 1.13 MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回
2. 高圧炉心注水系ポンプの流量が 1.074 m ³ /h 以上で、全揚程が [] m 以上 (3号炉については 263m 以上) であることを確認する。また、ポンプの運動確認後、ポンプの運動確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回
3. 高圧炉心スプレイボンブの流量が 32.5 m ³ /h 以上で、全揚程が [] m 以上であることを確認する。また、ポンプの運動確認後、ポンプの運動確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回
4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔壁弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回
5. 低圧炉心スプレイボンブの流量が 1.074 m ³ /h 以上で、全揚程が [] m 以上 (3号炉については 203m 以上) であることを確認する。また、ポンプの運動確認後、ポンプの運動確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回
6. 低圧炉心スプレイ系における注入隔壁弁および試験可能逆止弁が開できることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回
7. 残留熱除去系ポンプの流量が 1.160 m ³ /h 以上で、全揚程が [] m 以上 (2号炉の残留熱除去系ポンプ (C) については、[] m 以上, 3号炉については 92m 以上) であることを確認する。また、ポンプの運動確認後、ポンプの運動確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回
8. 低圧注水系における注入隔壁弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サブレッシュ・ブルースプレイ弁および残留熱除去系試験用調整弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回

満水であることを確認する。

※1：原子炉圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。

再掲

7. 7号炉

項目	頻度
1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 1.13 MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回
2. 高圧炉心注水系ポンプの流量が 7.27 m ³ /h 以上で、全揚程が 1.90 m 以上であることを確認する。	1ヶ月に1回
また、ポンプの運動確認後、ポンプの運動確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	
3. 高圧炉心スプレイボンブの流量が 32.5 m ³ /h 以上で、全揚程が [] m 以上であることを確認する。また、ポンプの運動確認後、ポンプの運動確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回
4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔壁弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回
5. 低圧炉心スプレイボンブの流量が 1.074 m ³ /h 以上で、全揚程が [] m 以上 (3号炉については 203m 以上) であることを確認する。また、ポンプの運動確認後、ポンプの運動確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回
6. 低圧炉心スプレイ系における注入隔壁弁および試験可能逆止弁が開できることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回
7. 残留熱除去系ポンプの流量が 1.160 m ³ /h 以上で、全揚程が [] m 以上 (2号炉の残留熱除去系ポンプ (C) については、[] m 以上, 3号炉については 92m 以上) であることを確認する。また、ポンプの運動確認後、ポンプの運動確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回
8. 低圧注水系における注入隔壁弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サブレッシュ・ブルースプレイ弁および残留熱除去系試験用調整弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回

保安規定比較表

柏崎刈羽 7 号炉 (令和 2 年 1 月 9 日施行)	
また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	2. 6 号炉及び 7 号炉

※1：原子炉圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。

表 3.9-3-1
2. 6 号炉及び 7 号炉

条件	要求される措置	完工時間
A. 高圧炉心注水系 1 系列が動作不能の場合	A. 1. 高圧炉心注水系 1 系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A. 2. 残りの高圧炉心注水系について動作可能であることを確認する。 及び A. 3. 自動減圧系 (原子炉圧力が 1.03 MPa [gage] 以上の場合) の高圧塞素ガス供給圧力が表 3.9-2 に定める値であることを確認する。 及び A. 4. 原子炉隔離時冷却系 (原子炉圧力が 1.03 MPa [gage] 以上の場合) について動作可能であることを確認する。	10 日間
B. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合	B. 1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。 及び B. 2. 高圧炉心注水系 2 系列について動作可能であることを確認する。 及び B. 3. 自動減圧系 (原子炉圧力が 1.03 MPa [gage] 以上の場合) の高圧塞素ガス供給圧力が表 3.9-2 に定める値であることを確認する。	10 日間
C. 自動減圧系の弁 1 個が動作不能の場合	C. 1. 自動減圧系の弁を動作可能な状態に復旧する。 及び C. 2. 高圧炉心注水系 2 系列について動作可能であることを確認する。 及び C. 3. 原子炉隔離時冷却系 (原子炉圧力が 1.03 MPa [gage] 以上の場合) について動作可能であることを確認する。	10 日間

表 3.9-3-1

条件	要求される措置	完工時間
A. 低圧炉心スプレイ系が動作不能の場合	A1. 低圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 低圧注水系 3 系列について動作可能であることを確認する。	10 日間
B. 低圧注水系 1 系列が動作不能の場合 ^{※1}	B1. 低圧注水系 1 系列を動作可能な状態に復旧する。 および B2. 残りの低圧注水系 2 系列について動作可能であることを確認する。	10 日間
C. 自動減圧系の弁の 1 つが動作不能の場合	C1. 自動減圧系の弁の 1 つを動作可能な状態に復旧する。 および C2. 高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系 (原子炉圧力が 1.0 MPa [gage] 以上の場合) について動作可能であることを確認する。	10 日間

表 3.9-3-1

条件	要求される措置	完工時間
女川 2 号炉案		

保安規定比較表

柏崎刈羽 7 号炉 (令和 2 年 1 月 9 日施行)		女川 2 号炉案			
D. 低圧注水系 1 系列が動作不能の場合 ^{※1}	D 1. 低圧注水系 1 系列を動作可能な状態に復旧する。 D 2. 残りの低圧注水系 2 系列について動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに	D. 高圧炉心スプレイ系 が動作不能の場合 D2. 自動減圧系 (原子炉圧力が 0.77MPa [gage] 以上の場合) の窒素ガス供給圧力が表 3-2 に定める値であることを確認する。 D3. 原子炉隔壁離時冷却系 (原子炉圧力が 1.04MPa [gage] 以上 の場合) について動作可能であることを確認する。	D1. 高圧炉心スプレイ系 が動作可能な状態に復旧する。 および D2. 自動減圧系 (原子炉圧力が 0.77MPa [gage] 以上の場合) の窒素ガス供給圧力が表 3-2 に定める値であることを確認する。 および D3. 原子炉隔壁離時冷却系 (原子炉圧力が 1.04MPa [gage] 以上 の場合) について動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
E. 非常用炉心冷却系 (自動減圧系を除く) 又は E 1. 2 系列以上が動作不能の場合	E 1. 高温停止にする。 E 2. 冷温停止にする。 E 3. 1 系列及び自動減圧系の弁 1 個 が動作不能の場合 又は E 4. 自動減圧系の弁 2 個以上が動作不能 の場合 又は E 5. 条件 A～D のいずれかの要求される 措置を完了時間内に達成できない場合	24 時間 36 時間 36 時間 36 時間 36 時間	E. 非常用炉心冷却系 (自動減圧系を除く) E 1. 高温停止にする。 E 2. 冷温停止にする。 E 3. 1 系列以上が動作不能の場合 または E 4. 自動減圧系を除く (自動減圧系を除く) E 5. 1 系列および自 動減圧系の弁 1 個が 動作不能の場合 または E 6. 自動減圧系の弁 2 個 以上が動作不能の場 合 または E 7. 条件 A～D のいずれか の要求される措置を 完了時間内に達成で きない場合	E 1. 高温停止にする。 E 2. 冷温停止にする。 E 3. 1 系列以上が動作不能の場合 または E 4. 自動減圧系を除く (自動減圧系を除く) E 5. 1 系列および自 動減圧系の弁 1 個が 動作不能の場合 または E 6. 自動減圧系の弁 2 個 以上が動作不能の場 合 または E 7. 条件 A～D のいずれか の要求される措置を 完了時間内に達成で きない場合	24 時間 36 時間 36 時間 36 時間 36 時間

※1 : 残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系及び格納容器スプレイ冷却系の動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。

※1 : 残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系および格納容器スプレイ冷却系の動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。

保安規定比較表

相崎刈羽 7 号炉 (令和 2 年 1 月 9 日施行)

表 3.9-3-2 2. 6 号炉及び 7 号炉		表 3.9-3-2 A. 格納容器スプレイ冷却系 1 系 列が動作不能の場合 ^{※1} 又は B. 格納容器スプレイ冷却系 2 系 列以上が動作不能の場合 ^{※1} 又は 条件 A で要求される措置を完 了時間内に達成できない場合		表 3.9-3-2 A. 格納容器スプレイ冷却系を動作可能な状 態に復旧する。 及び A. 1. 格納容器スプレイ冷却系を動作可能な状 態に復旧する。 A. 2. 残りの格納容器スプレイ冷却系について 動作可能であることを確認する。		完了時間 10 日間 速やかに		要求される措置 A1. 格納容器スプレイ系 1 系列を動作可能な状態に復 旧する。 および A2. 残りの格納容器スプレイ系について動作可能であ ることを確認する。		完了時間 10 日間 速やかに	
表 3.9-3-2 2. 6 号炉及び 7 号炉	条件 A 要求される措置	A. 1. 格納容器スプレイ冷却系を動作可能な状 態に復旧する。 及び A. 2. 残りの格納容器スプレイ冷却系について 動作可能であることを確認する。	完了時間 10 日間 速やかに	B. 1. 高温停止にする。 及び B. 2. 冷温停止にする。	完了時間 24 時間 36 時間	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	条件 A で要求される措置 を完了時間内に達成でき ない場合	B1. 格納容器スプレイ系 2 系 列が動作不能の場合 または 条件 A で要求される措置 を完了時間内に達成でき ない場合	24 時間 36 時間		
※ 1 : 残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧水系及び格納容器スプレイ冷却系の動作不能とな る場合は、それぞれの要求される措置を実施する。											

※ 1 : 残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧水系および格納容器スプレイ系の動作不能となる場
合は、それぞれの要求される措置を実施する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

表6 6-4 原子炉冷却材王力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6 6-4-1 低圧代替注水系（常設）	（1）運転上の制限 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧代替注水系（常設）</td><td>低圧代替注水系（常設）が動作可能であること※1※2</td></tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	低圧代替注水系（常設）	低圧代替注水系（常設）が動作可能であること※1※2
項目	運転上の制限				
低圧代替注水系（常設）	低圧代替注水系（常設）が動作可能であること※1※2				

表6 6-4 原子炉冷却材王力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6 6-4-1 低圧代替注水系（常設）	（1）運転上の制限 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧代替注水系（常設） <u>（復水移送ポンプ）</u></td><td>低圧代替注水系（常設） <u>（復水移送ポンプ）</u>が動作可能であること※1※2</td></tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	低圧代替注水系（常設） <u>（復水移送ポンプ）</u>	低圧代替注水系（常設） <u>（復水移送ポンプ）</u> が動作可能であること※1※2	女川2号炉案 表6 6-4 原子炉冷却材王力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6 6-4-1 低圧代替注水系（常設） <u>（復水移送ポンプ）</u>	TS-25 6-6-4-1 1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）
項目	運転上の制限						
低圧代替注水系（常設） <u>（復水移送ポンプ）</u>	低圧代替注水系（常設） <u>（復水移送ポンプ）</u> が動作可能であること※1※2						
		適用される原子炉の状態	差異理由				
		適用される原子炉の状態	・適用される原子炉の状態の考え方				
		復水移送ポンプ※4	TS-80（適用される原子炉の状態の考え方について）で説明				
運 転	運 転	復水貯蔵タンク	2台				
起 動	起 動	可搬型代替交流電源設備	※6				
高 溫 停 止	高 溫 停 止	常設代替交流電源設備	※7				
		所内常設蓄電式直流電源設備	※8				
		代替所内電気設備	※9				
		復水移送ポンプ※5	※10				
運 転	運 転	復水貯蔵タンク	1台				
起 動	起 動	可搬型代替交流電源設備	※6				
高 溫 停 止	高 溫 停 止	常設代替交流電源設備	※7				
		所内常設蓄電式直流電源設備	※8				
		代替所内電気設備	※9				
		復水移送ポンプ※5	※10				
冷温停止	冷温停止	復水貯蔵タンク					
燃 料 交 換 ※3	燃 料 交 換 ※3	可搬型代替交流電源設備	※6				
		常設代替交流電源設備	※7				
		所内常設蓄電式直流電源設備	※8				
		代替所内電気設備	※9				
		復水移送ポンプ※5	※10				
		（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつブルールゲートが閉の場合	※1：必要な弁および配管を含む。 ※2：低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）の注水ラインは、「6 6-4-1 低圧代替注水系（常設）」、「6 6-4-2 低圧代替注水系（可搬型）」、「6 6-5-5 代替循環冷却系」、「第3.9条 非常用炉心冷却系その1」、「第4.0条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。				
		（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつブルールゲートが閉の場合	※2：低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、「6 6-4-3 低圧代替注水系（可搬型）」、「6 6-5-5 代替循環冷却系」、「第3.9条 非常用炉心冷却系その1」、「第4.0条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。				
		※3：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつブルールゲートが閉の場合	※3：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつブルールゲートが閉の場合				
		※4：復水移送ポンプは、「6 6-4-1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「6 6-6-1 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系」、「6 6-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」及び「6 6-7-1 格納容器下部注水系（常設）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。	※4：復水移送ポンプは、「6 6-4-1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「6 6-6-1 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）」、「6 6-7-1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。				
		※5：当該設備が動作不能時は、「第4.0条 非常用炉心冷却系その2」の運転上の制限も確認する。	※5：当該設備が動作不能時は、「第4.0条 非常用炉心冷却系その2」の運転上の制限も確認する。				
		※6：「6 6-1-1-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。	※6：「6 6-1-1-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。				
		※7：「6 6-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※7：「6 6-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。				
		※8：「6 6-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※8：「6 6-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表題、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

<p>※9：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th><th style="text-align: center;">頻度</th><th style="text-align: center;">担当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が□m以上、流量が□m³/h以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が□m³/h以上、復水移送ポンプ1台で流量が□m³/h以上確保可能であることを確認する。</td><td style="text-align: center;">定事検停止時 原子炉GM</td><td></td></tr> <tr> <td>2. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td><td style="text-align: center;">定事検停止時 当直長</td><td></td></tr> <tr> <td>3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であること、冷温停止及び燃料交換※1においては、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する※11。</td><td style="text-align: center;">1ヶ月に1回 当直長</td><td></td></tr> <tr> <td>4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※1において、低圧注水系A系及びB系における注入隔離弁及び洗浄水弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td><td style="text-align: center;">1ヶ月に1回 当直長</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が□m以上、流量が□m ³ /h以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が□m ³ /h以上、復水移送ポンプ1台で流量が□m ³ /h以上確保可能であることを確認する。	定事検停止時 原子炉GM		2. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時 当直長		3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であること、冷温停止及び燃料交換※1においては、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する※11。	1ヶ月に1回 当直長		4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※1において、低圧注水系A系及びB系における注入隔離弁及び洗浄水弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回 当直長		<p>※9：「6 6 - 1 2 - 3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※10：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブルゲートが閉の場合</p> <p>※11：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※12：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>
項目	頻度	担当														
1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が□m以上、流量が□m ³ /h以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が□m ³ /h以上、復水移送ポンプ1台で流量が□m ³ /h以上確保可能であることを確認する。	定事検停止時 原子炉GM															
2. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時 当直長															
3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であること、冷温停止及び燃料交換※1においては、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する※11。	1ヶ月に1回 当直長															
4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※1において、低圧注水系A系及びB系における注入隔離弁及び洗浄水弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回 当直長															

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			差異理由	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転起動	A. 低圧代替注水系(常設)が動作不能の場合	A 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※1.4が動作可能であることを確認する。 A 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	3日間	運転起動	A. 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)が動作不能の場合	A1. 発電課長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※1.5が動作可能であることを確認する。 A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	3日間
高温停止	B. 低圧注水系と共に用する配管又は弁が動作不能の場合	B 1. 当直長は、低圧注水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する。 B 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※1.4が動作可能であることを確認する。 B 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	3日間	高温停止	B. 低圧注水系と共に用する配管又は弁が動作不能の場合	B1. 発電課長は、低圧注水系2系列および低圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認する。 B2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※1.5が動作可能であることを確認する。 B3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	3日間
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。 C 2. 当直長は、冷温停止にする。	2.4時間 3.6時間			C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 C2. 発電課長は、冷温停止にする。	2.4時間 3.6時間

(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			差異理由	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転起動	A. 低圧代替注水系(常設)が動作不能の場合	A 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※1.4が動作可能であることを確認する。 A 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	3日間	運転起動	A. 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)が動作不能の場合	A1. 発電課長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※1.5が動作可能であることを確認する。 A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	3日間
高温停止	B. 低圧注水系と共に用する配管又は弁が動作不能の場合	B 1. 当直長は、低圧注水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する。 B 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※1.4が動作可能であることを確認する。 B 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	3日間	高温停止	B. 低圧注水系と共に用する配管又は弁が動作不能の場合	B1. 発電課長は、低圧注水系2系列および低圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認する。 B2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※1.5が動作可能であることを確認する。 B3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	3日間

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）			女川2号炉案		
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間		差異理由
冷温停止 燃料交換※16	A. 低圧代替注水系（常設）が動作不能の場合 又は B. 当直長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能なことを確認する※12とともに、その他の設備※17が動作可能であることを確認する。	※12：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※13：残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※14：高压炉心注水系をいう。 ※15：低圧注水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※16：動作可能であることを確認する。	・重大事故等対処設備と同等の機能を有する重大事故等対処設備の相違（女川はガスサービス発電機の負荷として、高压炉心スプレイ系を含めていないため、低压代替注水系（可搬型）をC設備としている。）
冷温停止 燃料交換※16	A. 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A. 2. 当直長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能なことを確認する※12とともに、その他の設備※17が動作可能であることを確認する。	※17：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※18：残りの低圧注水系2系列及び低圧炉心スプレイ系をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※19：動作可能であることを確認する。	※16：動作可能であることを確認する。	※17：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルードートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブルードートが閉の場合
冷温停止 燃料交換※16	A. 低圧代替注水系（常設）が動作不能の場合 又は B. 発電課長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能なことを確認する※18が動作可能であることを確認する。	※20：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※21：残りの低圧注水系2系列及び低圧炉心スプレイ系をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※22：動作可能であることを確認する。	※23：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	※24：残りの低圧注水系2系列及び低圧炉心スプレイ系をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
冷温停止 燃料交換※16	A. 低圧代替注水系（常設）が動作不能の場合 又は B. 発電課長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能なことを確認する※18が動作可能であることを確認する。	※25：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※26：残りの低圧注水系2系列及び低圧炉心スプレイ系をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※27：動作可能であることを確認する。	※28：動作可能であることを確認する。	※29：動作可能であることを確認する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由				
(なし)								
以下、参考用								
表 6.6-4 原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6.6-4-1 低圧代替注水系（常設）								
(1) 運転上の制限								
(1) 運転上の制限								
項目		運転上の制限		女川固有の設備 TS-25 6.6-4-2 2 低圧代替注水系 (常設) (直流駆動低 圧注水系ポンブ)				
低圧代替注水系（常設）		低圧代替注水系（常設） (直流駆動低圧注水系ポンブ) が動作可能であること ^{※1※2}						
適用される原子炉の状態		設 備		所要数				
運 転 起 高 温 停 止	復水移送ポンブ ^{※4}	2 台	直流駆動低圧注水系ポンブ	1 台	・プラント運転中に想定される重大事故等(TBP)に対し、対応するために設置する目的としていることから、高温停止までを LCO 適用期間とする。 (TS-80)			
	復水貯蔵槽	※6	復水貯蔵タンク	※3	・適用される原子炉の状態について は、別紙 6.6-4-2 (1) を参照			
	可搬型代替交流電源設備	※7	可搬型代替交流電源設備	※4				
	常設代替交流電源設備	※8	常設代替交流電源設備	※5				
冷 温 停 止 燃 料 交 換 ※ ³	代替所内電気設備	※9	所内常設代替電式直流電源設備	※6				
	復水移送ポンブ ^{※5}	1 台	常設代替直流電源設備	※7				
	復水貯蔵槽	※6						
	可搬型代替交流電源設備	※7						
常設代替交流電源設備		※8						
代替所内電気設備		※9						
(2) 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルゲートが閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブルゲートが閉の場合								
※ 1 : 必要な弁及び配管を含む。								
※ 2 : 直流駆動低圧注水系ポンブの注水ラインは、「6.6-4-2 低圧代替注水系（常設）(直流駆動低圧注水系ポンブ)」、「第 3.9 条 非常用炉心冷却却系その 1」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。								
※ 3 : 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブルゲートが閉の場合								
※ 4 : 復水移送ポンブは、「6.6-4-1 低圧代替注水系（常設）」、「6.6-5-5 代替循環冷却却系」、「6.6-6-1 代替格納容器スプレイ冷却却系（常設）」及び「6.6-7-1 格納容器下部注水系（常設）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。								
※ 5 : 当該設備が動作不能時は、「第 4.0 条 非常用炉心冷却却系その 2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。								
※ 6 : 「6.6-1-1-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。								
※ 7 : 「6.6-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。								

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）				女川 2号炉案	差異理由
				※5：「6.6-1.2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	
				※6：「6.6-1.2-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。	
				※7：「6.6-1.2-4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。	
(2) 確認事項	項目	頻度	担当	項目	頻度
1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が□m以上、流量が□m ³ /h以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が□m ³ /h以上、復水移送ポンプ1台で流量が□m ³ /h以上確保可能であることを確認する。	1. 直流駆動低圧注水系ポンプの流量が□m ³ /h以上で、揚程が□m以上であることを確認する。	定事検停止時	原子炉課長	・女川では系統構成に必要な弁について、運転中の動作確認が可能であることから、1ヶ月に1回の頻度で実施することとしている。 (相隔：弁動作確認を定事検停止時と1ヶ月に1回に分けて実施することとしている。)	
2. 復水補給水系におけるタービン・建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	2. 原子炉の状態が運転、起動および高溫停止において、直流駆動低圧注水系ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	定事検停止時	当直長	2. 原子炉の状態が運転、起動および高溫停止において、直流駆動低圧注水系ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回 登電課長
3. 原子炉の状態が運転、起動、高溫停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であること、冷温停止及び燃料交換※1においては、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する※11。	3. 原子炉の状態が運転、起動および高溫停止において、DCLLボンブ吸込弁、DCLL注入流量調整弁、HPCS注入隔壁弁おおよびFPMUWボンブ吸込弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	当直長	3. 原子炉の状態が運転、起動および高溫停止において、DCLLボンブ吸込弁、DCLL注入流量調整弁、HPCS注入隔壁弁おおよびFPMUWボンブ吸込弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回 登電課長
4. 原子炉の状態が運転、起動、高溫停止、冷温停止及び燃料交換※1において、低圧注水系A系及びB系における注入隔壁弁及び洗浄水弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	4. HPCS注入隔壁弁の現場操作に必要な手動操作用レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	4. HPCS注入隔壁弁の現場操作に必要な手動操作用レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回 登電課長

※10：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつフルゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつフルゲートが閉の場合

※11：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

保安規定比較表

(3) 要求される措置				女川2号炉案	
(3) 要求される措置				差異理由	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	(3) 要求される措置 適用される原子炉の状態	要求される措置 完了時間
運転起動 高温停止	A. 低圧代替注水系(常設)が動作不能の場合	<p>A 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{*1.2}とともに、その他設備^{*1.3}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{*1.4}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	3日間	<p>A1. 低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)が動作不能の場合</p> <p>おより</p> <p>A2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{*1.0}が動作可能であることを確認する。</p> <p>おより</p> <p>A3. 登電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	速やかに <u>3日間</u>
	B. 低圧注水系と共に用する配管又は弁が動作不能の場合	<p>B 1. 当直長は、低圧注水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{*1.2}とともに、その他設備^{*1.5}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{*1.4}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	3日間		速やかに <u>3日間</u>
	C. 条件A又はBで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	<p>C 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>C 2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	24時間 36時間	<p>B1. 登電課長は、高温停止にする。</p> <p>おより</p> <p>B2. 登電課長は、冷温停止にする。</p>	<u>24時間</u> <u>36時間</u>

保安規定比較表

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	差異理由	
			完了時間	
冷温停止 燃料交換 ^{※16}	A. 低圧代替注水系(常設)が動作不能の場合 又は 低圧注水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	A.1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2. 当直長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※12} とともに、その他の設備 ^{※17} が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	

※12：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※13：残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※14：高压炉心注水系をいう。

※15：低圧注水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※16：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。
 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルードートが開の場合
 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブルードートが開の場合

※17：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機及び低圧代替注水系(可搬型)をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
 ※9：残りの低圧注水系2系列おおよび低圧炉心スプレイ系ならびに動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※10：低圧代替注水系(可搬型)をいう(時間短縮の補完措置を含む。)。

保安規定比較表

6 6 - 4 - 2 低圧代替注水系（可搬型）		6 6 - 4 - 3 低圧代替注水系（可搬型）		6 6 - 4 - 3 低圧代替注水系（可搬型）	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
低圧代替注水系（可搬型）	低圧代替注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2	低圧代替注水系（可搬型）	低圧代替注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2	低圧代替注水系（可搬型）	低圧代替注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2
適用される原子炉の状態	設 備	適用される原子炉の状態	設 備	適用される原子炉の状態	設 備
運 転 起 動	可搬型代替注水ポンプ（A - 2級） 燃料補給設備	運 転 起 動	大容量送水ポンプ（タイプ1） 燃料補給設備	運 転 起 動	※4 ※5
高温停止	可搬型代替交流電源設備	高温停止	可搬型代替交流電源設備	高温停止	※6
冷温停止 燃料交換※3	常設代替交流電源設備 代替所内電気設備	冷温停止 燃料交換※3	常設代替交流電源設備 代替所内電気設備	冷温停止 燃料交換※3	※7 ※8
※ 1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む） 遠隔手動操作設備を含む）ができるることをいう。	※ 1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む） 遠隔手動操作設備を含む）ができるることをいう。	※ 1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む） 遠隔手動操作設備を含む）ができるることをいう。	※ 1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む） 遠隔手動操作設備を含む）ができるることをいう。	※ 1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む） 遠隔手動操作設備を含む）ができるることをいう。	※ 1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む） 遠隔手動操作設備を含む）ができるることをいう。
※ 2：低圧代替注水系（可搬型）の注水ラインは、「6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系（常設）」、「6 6 - 4 - 2 低圧代替注水系（可搬型）」、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」、「第3 9条 非常用炉心冷却系その1」、「第4 0条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。	※ 2：低圧代替注水系（可搬型）の注水ラインは、「6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「6 6 - 4 - 3 低圧代替注水系（可搬型）」、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」、「第3 9条 非常用炉心冷却系その1」、「第4 0条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。	※ 2：低圧代替注水系（可搬型）の注水ラインは、「6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「6 6 - 4 - 3 低圧代替注水系（可搬型）」、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」、「第3 9条 非常用炉心冷却系その1」、「第4 0条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。	※ 2：低圧代替注水系（可搬型）の注水ラインは、「6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「6 6 - 4 - 3 低圧代替注水系（可搬型）」、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」、「第3 9条 非常用炉心冷却系その1」、「第4 0条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。	※ 2：低圧代替注水系（可搬型）の注水ラインは、「6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「6 6 - 4 - 3 低圧代替注水系（可搬型）」、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」、「第3 9条 非常用炉心冷却系その1」、「第4 0条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。	※ 2：低圧代替注水系（可搬型）の注水ラインは、「6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「6 6 - 4 - 3 低圧代替注水系（可搬型）」、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」、「第3 9条 非常用炉心冷却系その1」、「第4 0条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。
※ 3：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合	※ 3：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合	※ 3：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合	※ 3：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合	※ 3：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合	※ 3：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合
※ 4：「6 6 - 1 9 - 1 可搬型代替注水ポンプ（A - 2級）」において運転上の制限等を定める。	※ 4：「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ（タイプ1）」において運転上の制限等を定める。	※ 4：「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ（タイプ1）」において運転上の制限等を定める。	※ 4：「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ（タイプ1）」において運転上の制限等を定める。	※ 4：「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ（タイプ1）」において運転上の制限等を定める。	※ 4：「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ（タイプ1）」において運転上の制限等を定める。
※ 5：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	※ 5：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	※ 5：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	※ 5：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	※ 5：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	※ 5：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。
※ 6：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※ 6：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※ 6：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※ 6：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※ 6：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※ 6：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。
※ 7：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※ 7：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※ 7：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※ 7：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※ 7：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※ 7：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。
※ 8：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。	※ 8：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。	※ 8：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。	※ 8：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。	※ 8：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。	※ 8：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。
(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項	
項目	頻 度	項目	頻 度	項目	頻 度
(項目なし)	—	(項目なし)	—	(項目なし)	—

保安規定比較表

(3) 要求される措置				女川2号炉案			
(3) 要求される措置				差異理由			
適用される原子炉状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉状態	条件	要求される措置	完了時間
運転	A. 低圧代替注水系(可搬型)が動作不能の場合	A 1. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。その他設備※ ¹⁰ が動作可能であることを確認する。 及び A 1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ¹¹ が動作可能であることを確認する。	速やかに 3日間	A. 低圧代替注水系(可搬型)が動作不能の場合	A1. 発電課長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。とともに、その他設備※ ¹⁰ が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ¹¹ が動作可能であることを確認する。 および A3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	A1. 発電課長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。とともに、その他設備※ ¹⁰ が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ¹¹ が動作可能であることを確認する。 および A3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間
起動							
高温停止							

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	女川2号炉案		差異理由
				B1. 発電課長は、低圧注水系2系列および低圧 炉心スプレイ系を起動し、動作可能であるこ とを確認する ^{※9} とともに、その他の設備 が動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ 重大事故等対応設備 ^{※11} が動作可能であるこ とを確認する。	3日間	
運転動起 高溫停止	B. 低圧注水系と 共用する配管 ^{※14} 又は弁が動作不能の 場合	B 1. 当直長は、低圧注水系2系列を起 動し、動作可能であることを確認 する ^{※9} とともに、その他設備 が動作可能であることを確認す る。 又は B 2. 1. 当直長は、当該機能と同等な 機能を持つ重大事故等対応設 備 ^{※11} が動作可能であること を確認する。 又は B 2. 2. 当直長は、当該機能を補完す る自主対策設備 ^{※12} が動作可 能であることを確認する。 及び B 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態 に復旧する。	3日間 3日間 3日間 10日間	B. 低圧注水系と共 用する配管 ^{※14} 又は弁が動作不能 の場合	B1. 発電課長は、低圧注水系2系列および低圧 炉心スプレイ系を起動し、動作可能であるこ とを確認する ^{※9} とともに、その他の設備 が動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ 重大事故等対応設備 ^{※11} が動作可能であるこ とを確認する。	速やかに 速やかに 3日間 10日間 復旧する。
C. 条件A又はB で要求される 措置を完了時 間内に達成で きない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。 C 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	C. 条件AまたはBで 要求される措置 を完了時間内に 達成できない場 合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	10日間
冷温停止 燃料交換 ^{※14}	A. 低圧代替注水 系(可搬型)が 動作不能の場 合 又は B. 低圧注水系と 共用する配管 又は弁が動作 不能の場合	A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な 状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、第40条で要求される 非常用炉心冷却系1系列を起動 し、動作可能であることを確認す る ^{※9} とともに、その他の設備 が動作可能であることを確認す る。	速やかに 速やかに	A1. 発電課長または防災課長は、当該系統を動 作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、第40条で要求される非常用 炉心冷却系1系列を起動し、動作可能である ことを確認する ^{※9} とともに、その他の設備 ^{※14} が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	3日間

※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※10：残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※9：運転中のポンプにより確認する。
 ※10：残りの低圧注水系2系列および低圧炉心スプレイ系ならびに動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ・機能喪失を想定するDB設備の相違
 (相違：低圧注水系
 女川：低圧注水系
 及び低圧炉心スプレイ系)

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

※11：高圧炉心注水系をいう。	柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
※11：低压代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）および低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水泵系ポンプ）をいう。	※11： <u>低压代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）および低压代替注水系（常設）（直流水系ポンプ）</u> をいう。	※11： <u>低压代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u> をいう。	・重大事故等対処設備と同等の機能を有する重大事故等対処設備の相違 （女川はガスタービン発電機の負荷として、高圧炉心スプレイ系を含めていなかっため、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）及び低圧代替注水系（常設）（直流水系ポンプ）をC設備としている。）
※12：消火系による低圧注水をいう。	※12：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※12：動作可能であることを確認することを確認する。	・女川では、同等的な性能を有する自主対策設備がないため、D設備を設定しない。
※13：低圧水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※13：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合	※13：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーハーベー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合	※13：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合
※14：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機及び低圧代替注水系（常設）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※14：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機及び低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※14：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機及び低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※14：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機及び低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）並びに常設代替直流電源設備（250V 蓄電池）及び可搬型代替直流電源設備（250V 充電器）の適用される原子炉の状態について

1. はじめに

第 66 条（重大事故等対処設備）における各 SA 設備の LC0 を適用する原子炉の状態について、「保安規定変更に係る基本方針（改定 4^{*1}）」（以下「基本方針」という。）では、基本的な考え方を整理し、各設備の設定例を提示している。

技術的能力審査基準 1.4（設置許可基準規則 47 条）対処設備については、「適用される原子炉の状態（例）」として、「運転、起動、高温停止及び燃料交換^{*2}」と示されている（別添－1 参照）。

また、技術的能力審査基準 1.14（設置許可基準規則 57 条）対処設備については、「適用される原子炉の状態（例）」として、「運転、起動、高温停止及び燃料交換」と示されている（別添－1 参照）。

ここでは、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）並びに常設代替直流電源設備（250V 蓄電池）及び可搬型代替直流電源設備（250V 充電器）について、「適用される原子炉の状態」の適切性を確認した。

※1：柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定の審査実績を改定 4 に反映予定

※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

2. 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）について

（1）低圧代替注水系の構成

技術的能力審査基準 1.4（設置許可基準規則 47 条）の対処設備として、女川 2 号炉では低圧代替注水系（常設）及び低圧代替注水系（可搬型）がある。

低圧代替注水系（常設）は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード）及び低圧炉心スプレイ系が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、また、炉心の著しい損傷に至るまでの時間的余裕のない場合に対応するため、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）及び低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）からなる。

低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）は、復水移送ポンプを用いて原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却するための系統である。

低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）は、炉心損傷防止対策の有効性評価に関する事故シーケンスグループのうち「全交流動力電源喪失（TBP）」に対応するために、直流駆動低圧注水系ポンプを用いて原子炉圧力容器へ注水するこ

とで炉心を冷却するための系統である（別添－2 参照）。

【参考】

全交流電源喪失（TBP）では、外部電源及び全ての非常用ディーゼル発電機等の喪失と同時に逃がし安全弁1個が開状態のまま固着し、蒸気駆動の注水系が動作できない範囲に原子炉圧力が低下することで、原子炉注水機能を喪失することを想定する。また、全交流動力電源は事故発生24時間後まで使用できないことを主要解析条件としている。

「低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）」は、原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水停止後から常設代替交流電源設備からの給電により「低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」を復旧するまで、注水を行うための系統である。

また、低圧代替注水系（可搬型）は、可搬型重大事故等対処設備として、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード）及び低圧炉心スプレイ系が喪失した場合においても、大容量送水ポンプ（タイプI）を用いて、原子炉圧力容器へ注水することで炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための系統である。

(2) 「適用される原子炉の状態」に係る基本方針への適合性

a. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）及び低圧代替注水系（可搬型）

当該設備は機能を代替するDBA設備が明確なことから基本方針(4.3添付-6 a.)に基づき検討する。

＜基本方針4.3 添付-6 a. 抜粋＞

【適用する原子炉の状態の基本的な考え方】

a. 重大事故等対処設備に対するLCOを適用する原子炉の状態については、その機能を代替する設計基準事故対処設備（例：格納容器スプレイ冷却系）が適用される原子炉の状態を基本として設定する。

ただし、重大事故等対処設備の機能として、上記における設計基準事故対処設備の原子炉の状態の適用範囲外においても要求される場合があることから、当該の重大事故等対処設備の機能を勘案した原子炉の状態の設定が必要となる。

低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）及び低圧代替注水系（可搬型）の機能を代替するDBA設備は、残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系であり、原子炉運転中及び停止中に機能が要求されることから、保安規定第39条、40条（非常用炉心冷却系その1、2）と同期間をLCO適用期間として設定した（別添－3、4参照）。

「運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換^{※3}」

※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。

(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合

(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

なお、「全交流動力電源喪失 (TBP)」が発生した場合、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）及び低圧代替注水系（可搬型）では炉心損傷の防止ができないため、「運転、起動及び高温停止」において、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）が必要となる。

b. 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）

当該設備は機能を代替する DBA 設備が明確なことから基本方針(4.3 添付-6 a.)に基づき検討する。

<基本方針 4.3 添付-6 a. 抜粋>

【適用する原子炉の状態の基本的な考え方】

a. 重大事故等対処設備に対する LCO を適用する原子炉の状態については、その機能を代替する設計基準事故対処設備（例：格納容器スプレイ冷却系）が適用される原子炉の状態を基本として設定する。

ただし、重大事故等対処設備の機能として、上記における設計基準事故対処設備の原子炉の状態の適用範囲外においても要求される場合があることから、当該の重大事故等対処設備の機能を勘案した原子炉の状態の設定が必要となる。

低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）の機能を代替する DBA 設備は、残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系であり、原子炉運転中に機能が要求されることから、保安規定第 39 条（非常用炉心冷却系その 1）と同期間を LCO 適用期間として設定した（別添－3，4 参照）。

「運転、起動及び高温停止」

なお、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）の LCO 適用期間外（冷温停止、燃料交換^{※4}）においては、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）及び低圧代替注水系（可搬型）により、原子炉への注水が可能である。

※4：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2)原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

3. 常設代替直流電源設備（250V 蓄電池）及び可搬型代替直流電源設備（250V 充電器）について

（1）常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備の位置づけ

常設代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失時に直流電源が必要な設備に電源供給する「125V 代替蓄電池」及び設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失時又は交流電源及び直流電源の喪失時に、直流電源が必要な設備に電源供給する「250V 蓄電池」で構成する。

125V 代替蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失直後に重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から 8 時間後に、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から 24 時間必要な負荷に電源供給する。

250V 蓄電池は、設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失直後又は交流電源及び直流電源の喪失直後に重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から 1 時間後に中央制御室において、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から 24 時間必要な負荷に電源供給する。

常設代替直流電源設備（250V 蓄電池）の負荷は、直流駆動低圧注水系ポンプ及び重大事故時に使用しない負荷（タービン非常用油ポンプ、大型機器用非常用油ポンプ、タービン発電機初期励磁及び計算機用無停電電源装置等）であることが示されている（別添－4 参照）。

可搬型代替直流電源設備は、常設代替直流電源設備並びに交流電源を直流電源に変換する「125V 代替充電器」及び「250V 充電器」並びに可搬型代替交流電源設備である「電源車」等により構成する。

可搬型代替直流電源設備は、125V 代替蓄電池及び 250V 蓄電池からの給電後、可搬型代替交流電源設備から代替所内電気設備を経由して、125V 代替充電器及び 250V 充電器を受電することにより、24 時間以上必要な負荷に電源供給する設備である。

可搬型代替直流電源設備（250V 充電器）の負荷は、直流駆動低圧注水系ポンプ及び 250V 蓄電池であることが示されている（別添－4 参照）。

（2）「適用される原子炉の状態」に係る基本方針への適合性

a. 常設代替直流電源設備（125V 代替蓄電池）及び可搬型代替直流電源設備（125V 代替充電器）

当該設備は機能を代替する DBA 設備が明確なことから基本方針(4.3 添付-6 a.)に基づき検討する。

<基本方針 4.3 添付-6 a. 抜粋>

【適用する原子炉の状態の基本的な考え方】

a . 重大事故等対処設備に対する LCO を適用する原子炉の状態については、その機能を代替する設計基準事故対処設備（例：格納容器スプレイ冷却系）が適用される原子炉の状態を基本として設定する。

ただし、重大事故等対処設備の機能として、上記における設計基準事故対処設備の原子炉の状態の適用範囲外においても要求される場合があることから、当該の重大事故等対処設備の機能を勘案した原子炉の状態の設定が必要となる。

常設代替直流電源設備（125V 代替蓄電池）及び可搬型代替直流電源設備（125V 代替充電器）の機能を代替する DBA 設備は、非常用交流電源設備（全交流動力電源喪失）、非常用直流電源設備（常設直流電源系等喪失）であり、保安規定第 59、60 条（非常用ディーゼル発電機その 1, 2）及び保安規定第 62, 63 条（直流電源その 1, 2）と同期間を LCO 適用期間として設定した（別添-3, 4 参照）。

「運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換」

なお、「全交流動力電源喪失（TBP）」が発生した場合、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による注水を期待するため、「運転、起動及び高温停止」において、常設代替直流電源設備（250V 蓄電池）及び可搬型代替直流電源設備（250V 充電器）が必要となる。

b . 常設代替直流電源設備（250V 蓄電池）及び可搬型代替直流電源設備（250V 充電器）

当該設備は機能を代替する DBA 設備が明確なことから基本方針(4.3 添付-6 a.)に基づき検討する。

<基本方針 4.3 添付-6 a. 抜粋>

【適用する原子炉の状態の基本的な考え方】

a . 重大事故等対処設備に対する LCO を適用する原子炉の状態については、その機能を代替する設計基準事故対処設備（例：格納容器スプレイ冷却系）が適用される原子炉の状態を基本として設定する。

ただし、重大事故等対処設備の機能として、上記における設計基準事故対処設備の原子炉の状態の適用範囲外においても要求される場合があることから、当該の重大事故等対処設備の機能を勘案した原子炉の状態の設定が必要となる。

常設代替直流電源設備（250V 蓄電池）及び可搬型代替直流電源設備（250V 充電器）の機能を代替する DBA 設備は、非常用交流電源設備（全交流動力電源喪失），

非常用直流電源設備（常設直流電源系等喪失）であり、原子炉運転中に機能が要求される低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）への給電設備であることから、保安規定第 59 条（非常用ディーゼル発電機その 1）及び保安規定第 62 条（直流電源その 1）と同期間を LCO 適用期間として設定した（別添－3、4 参照）。

「運転、起動及び高温停止」

4. まとめ

低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）並びに常設代替直流電源設備（250V 蓄電池）及び可搬型代替直流電源設備（250V 充電器）の「適用される原子炉の状態」を表 1、2 の通り整理し、基本方針における「4.3 添付-6 重大事故等対処設備の LCO を適用する原子炉の状態について」と齟齬がないことを確認した。

表1 低圧代替注水系の適用される原子炉の状態

保安規定	機能を代替する DBA 設備	適用される原子炉の状態	
		運転、起動、高温停止	冷温停止、燃料交換※1
66-4-1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）	残留熱除去系（低圧注水モード）、低圧炉心スプレイ系：保安規定第39、40条	適用期間	
66-4-2 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）	残留熱除去系（低圧注水モード）、低圧炉心スプレイ系：保安規定第39条	適用期間	
66-4-3 低圧代替注水系（可搬型）	残留熱除去系（低圧注水モード）、低圧炉心スプレイ系：保安規定第39、40条	適用期間	
第39条 非常用炉心冷却却系その1		適用期間	
第40条 非常用炉心冷却却系その2		適用期間	

※1：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

表2 常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備の適用される原子炉の状態

保安規定	機能を代替する DBA 設備	適用される原子炉の状態	
		運転、起動、高温停止	冷温停止、燃料交換
66-12-4 常設代替直流電源設備 (125V 代替蓄電池)	<ul style="list-style-type: none"> 非常用交流電源設備（全交流動力電源喪失）：保安規定第59条、60条 非常用直流電源設備（常設直流電源系等喪失）：保安規定第62条、63条 	適用期間	
66-12-4 常設代替直流電源設備 (250V 蓄電池)	<ul style="list-style-type: none"> 非常用交流電源設備（全交流動力電源喪失）：保安規定第59条 非常用直流電源設備（常設直流電源系等喪失）：保安規定第62条 	適用期間	
66-12-5 可搬型代替直流電源設備 (125V 代替充電器)	<ul style="list-style-type: none"> 非常用交流電源設備（全交流動力電源喪失）：保安規定第59条、60条 非常用直流電源設備（常設直流電源系等喪失）：保安規定第62条、63条 	適用期間	
66-12-5 可搬型代替直流電源設備 (250V 充電器)	<ul style="list-style-type: none"> 非常用交流電源設備（全交流動力電源喪失）：保安規定第59条 非常用直流電源設備（常設直流電源系等喪失）：保安規定第62条 	適用期間	
第 59 条 非常用ディーゼル発電機 その 1		適用期間	
第 60 条 非常用ディーゼル発電機 その 2		適用期間	適用期間
第 62 条 直流電源その 1		適用期間	
第 63 条 直流電源その 2		適用期間	適用期間

添付-6

重大事故等対処設備のLC0を適用する原子炉の状態について

技術的能力審査基準1.0～1.19（設置許可基準規則第43条～第62条）において、当該機能を有する重大事故等対処設備のLC0を適用する原子炉の状態については、以下の基本的な考え方に基づき、下表を参考に設定する。（詳細は次頁に示す。）

【適用する原子炉の状態の基本的な考え方】

a. 重大事故等対処設備に対するLC0を適用する原子炉の状態については、その機能を代替する設計基準事故対処設備（例：格納容器スプレイ冷却系）が適用される原子炉の状態を基本として設定する。

ただし、重大事故等対処設備の機能として、上記における設計基準事故対処設備の原子炉の状態の適用範囲外においても要求される場合があることから、当該の重大事故等対処設備の機能を勘案した原子炉の状態の設定が必要となる。

b. 機能を代替する対象の設計基準事故対処設備が明確ではない重大事故等対処設備（例：放水砲）については、当該設備の機能が要求される重大事故等から判断して、個別に適用する原子炉の状態を設定する。

技術的能力審査基準 (設置許可基準規則)	適用される原子炉の状態（例）	重大事故等対象設備（代表例）
1. 1 (第44条)	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	・ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能） ・ほう酸水注入系ポンプ
1. 2 (第45条)	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	・高圧代替注水系ポンプ ・原子炉隔離時冷却系ポンプ
1. 3 (第46条)	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	・逃がし安全弁 ・代替自動減圧系
1. 4 (第47条)	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	・復水移送ポンプ ・可搬型代替注水ポンプ
1. 5 (第48条)	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	・代替原子炉補機冷却系熱交換器ユニット ・耐圧強化ベント ・格納容器圧力逃がし装置
1. 6 (第49条)	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	・復水移送ポンプ ・格納容器スプレイ冷却系
1. 7 (第50条)	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	・格納容器圧力逃がし装置 ・代替原子炉補機冷却系熱交換器ユニット
1. 8 (第51条)	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	・復水移送ポンプ ・可搬型代替注水ポンプ
1. 9 (第52条)	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	・格納容器圧力逃がし装置 ・格納容器内水素濃度（SA）
1. 10 (第53条)	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	・静的触媒式水素再結合器 ・原子炉建屋水素濃度
1. 11 (第54条)	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	・可搬型代替注水ポンプ ・使用済燃料貯蔵プールの監視設備

技術的能力審査基準 (設置許可基準規則)	適用される原子炉の状態（例）	重大事故等対象設備（代表例）
1.12 (第55条)	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ・汚濁防止膜 ・放水砲
1.13 (第56条)	重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※1 ・可搬型代替注水ポンプ ・復水貯蔵槽
1.14 (第57条)	電源設備	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ・常設代替交流電源設備 ・常設代替直流電源設備
1.15 (第58条)	計装設備	各計器ごとに要求される原子炉の状態に従う。 ・原子炉圧力容器温度 ・復水補給水系流量（原子炉格納容器）
1.16 (第59条)	原子炉制御室	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 運転、起動、高温停止、炉心変更時（原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時を含む。停止余裕確認後の制御棒の1本の挿入・引抜を除く）※3 ・可搬型蓄電池内蔵型照明 ・非常用ガス処理系
1.17 (第60条)	監視測定設備	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ・可搬型モニタリングポスト ・可搬型気象観測装置
1.18 (第61条)	緊急時対策所	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 運転、起動、高温停止、炉心変更時（原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時を含む。停止余裕確認後の制御棒の1本の挿入・引抜を除く）※3 ・緊急時対策所可搬型電源設備 ・緊急時対策所加压設備
1.19 (第62条)	通信連絡を行うために必要な設備	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ・衛星電話設備（可搬型） ・無線連絡設備（可搬型）
1.0 (第43条)	共通事項 (重大事故等対処設備)	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ・ホイールローダ

※1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。

- （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※2：原子炉内から全燃料が取出された場合を除く

※3：複数プラントを有する発電所において、プラント間で共用する設備として LCO 設定される場合は、「運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換」とする。

■重大事故等対処設備のLCOが適用される原子炉の状態について(例)

分類 (技術的能力審査基準/ 設置許可基準規則)	適用する 原子炉の状態	適用根拠	喪失を想定する設計基準事故 対処設備(又は機能)	左記設備(機能)が 要求される 原子炉の状態
(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 (1.1/第44条)	運転及び起動	A TWS 緩和設備は、運転時の異常な過渡変化時において、原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉出力を抑制するために必要な設備であることから、運転及び起動の原子炉の状態を適用する。	・原子炉保護系 ・制御棒駆動系水圧制御ユニット ・制御棒	運転及び起動
(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 (1.2/第45条)	運転、起動及び高溫停止(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上)	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するため必要な設備であることから(例:高圧代替注水系),高圧時に当該の設計基準事故対処設備による冷却機能が必要な原子炉の状態を適用する。	・高圧炉心注水系 ・原子炉隔離冷却系 ・(全交流動力電源) ・(常設直流電源)	運転、起動及び高溫停止 (原子炉隔離冷却系が1.03MPa[gage]以上)
(3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 (1.3/第46条)	運転、起動及び高溫停止(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上)	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するため必要な設備であることから(例:逃がし安全弁), (2)と同様の原子炉の状態となる。	・自動減圧系 ・(全交流動力電源) ・(常設直流電源)	運転、起動及び高溫停止 (原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上)
(4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 (1.4/第47条)	運転、起動、高溫停止、冷温停止及び燃料交換(原子炉オーバーフロー水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合、原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合除く)	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するため必要な設備であることから(例:可搬型代替注水ポンプ),当該の設計基準事故対処設備と同様の原子炉の状態となる。但し、「保有水量が多く他の設備(例:燃料プール代替注水系)による注水対応等が可能である場合や原子炉への注水が不要となる場合は除く。(原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合は「(11)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」で対応する。)	・残留熱除去系(低圧注水モード) ・(全交流動力電源)	運転、起動、高溫停止、冷温停止及び燃料交換 (原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合、原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合除く)
			・冷却モード) ・(全交流動力電源)	冷温停止及び燃料交換 (原子炉内から全燃料が取出された場合を除く)

分類 (技術的能力審査基準/ 設置許可基準規則)	適用する 原子炉の状態	適用根拠	喪失を想定する設計基準事故 対処設備 (又は機能)	左記設備 (機能) が 要求される 原子炉の状態
(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 (1.5/第48条)	運転、起動、高温停止及び燃料交換(原子炉内から全燃料が取出された場合を除く)	設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための必要な設備であることから(例:代替原子炉補機冷却系熱交換器ユニット),原子炉内に燃料が存在する原子炉の状態を適用する。ただし、格納容器ベントに係る設備については(例:格納容器圧力逃がし装置),原子炉格納容器の破損が発生する可能性のある原子炉の状態に適用する。	・原子炉補機冷却系 ・(全交流動力電源)	運転、起動及び高温停止(冷温停止及び燃料交換については片系列要求)
(6) 原子炉格納容器内の冷却機能 ための設備 (1.6/第49条)	運転、起動及び 高温停止	設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な設備であり(例:復水移送ポンプ),原子炉格納容器の破損が発生する可能性のある炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な設備であり(例:復水移送ポンプ),原子炉格納容器の破損が発生する可能性のある原子炉の状態となる。	・原子炉格納容器スプレイ冷却 系 ・(全交流動力電源)	運転、起動及び高温停止
(7) 原子炉格納容器の過圧破損を 防止するための設備 (1.7/第50条)	運転、起動及び 高温停止	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下させた炉心を冷却するためるために必要な原子炉格納容器下部注水設備があり(例:復水移送ポンプ),(6)同様、原子炉格納容器の破損が発生する可能性のある期間の原子炉の状態を適用する必要がある。	・原子炉格納容器スプレイ冷却 系 ・(全交流動力電源)	運転、起動及び高温停止
(8) 原子炉格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための設備 (1.8/第51条)	運転、起動及び 高温停止	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下させた炉心を冷却するためのために必要な原子炉格納容器下部注水設備があり(例:格納容器圧力逃がし装置),原子炉格納容器の破損が発生する可能性のある期間の原子炉の状態を適用する必要がある。	・原子炉格納容器スプレイ冷却 系 ・(全交流動力電源)	運転、起動及び高温停止
(9) 水素爆発による原子炉格納容 器の破損を防止するための設備 (1.9/第52条)	運転、起動及び 高温停止	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器における水素爆発による破損を防止する必要がある場合に、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するためには必要な設備があり(例:格納容器圧力逃がし装置),原子炉格納容器の破損が発生する可能性のある期間の原子炉の状態を適用する必要がある。	—	—

分類 (技術的能力審査基準/ 設置許可基準規則)	適用する 原子炉の状態	適用根拠	喪失を想定する設計基準事故 対処設備 (又は機能)	左記設備 (機能) が 要求される 原子炉の状態
(10) 水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備 (1. 10/第 53 条)	運転、起動、高温 停止、冷温停止 及び燃料交換 (原子炉水位が オーバーフロー 水位付近で、か つプールゲート が開の場合、原 子炉内から全燃 料が取出され、 かつプールゲー トが閉の場合を 除く)	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋等の水 素爆発による損傷を防止する必要がある場合に、水素爆発によ る当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要な設備であ ることから(例: 静的触媒式水素再結合器), 原子炉及び使用済 燃料プール内に燃料を装荷(貯蔵)している期間において待機 が必要な設備である。但し、保有水量が多く他の設備(例: 燃 料プール代替注水系)による注水対応等が可能である場合は除 く。	—	—
(11) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等 ための設備 (1. 11/第 54 条)	使用済燃料プ ールに照射された 燃料を貯蔵して いる期間	使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用 済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により当該使用 済燃料プール内の水位が低下した場合において当該プール内の 燃料等を冷却し、放射線を遮断し、及び臨界を防止するために, 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間にお いて待機が必要な設備である。(例: 可搬型代替注水ポンプ)	・燃料プール冷却浄化系 ・残留熱除去系(燃料プール冷 却モード)	使用済燃料プールに照 射された燃料を貯蔵 している期間
(12) 工場等外への放射性物質の拡 散を抑制するための設備 (1. 12/第 55 条)	運転、起動、高温 停止、冷温停止 及び燃料交換	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料 プール内の燃料等の著しい損傷に至った場合において工場等 外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備であり (例: 放水砲), 原子炉格納容器破損に至る可能性のある原子炉 の状態において、及び使用済燃料プールに照射された燃料を貯 蔵している期間において待機が必要な設備である。	—	—

分類 (技術的能力審査基準/ 設置許可基準規則)	適用する 原子炉の状態	適用根拠	喪失を想定する設計基準事故 対処設備 (又は機能)	左記設備 (機能) が 要求される 原子炉の状態
	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換	重大事故等対処設備に対する重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するためには必要な設備であり（例：可搬型代替注水ポンプ）、重大事故等が発生する可能性のある原子炉の状態において、待機が必要な設備である。	—	—
(13) 事故時等の収束に必要な水の供給設備 (1.13/第 56 条)	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 (原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開く場合、原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合を除く)	重大事故等発生時の高压代替注水系、低圧代替注水系（常設）、代替格納容器スプレイ冷却却系（常設）及び格納容器下部注水系（常設）並びに重大事故等対処設備（設計基準拡張）である原子炉隔離時冷却系及び高压炉心注水系の水源として使用する原子炉の状態を適用する。（但し、保有水量が多く他の設備（例：燃料プール代替注水系）による注水対応等が可能である場合は除外）。	・サブルッシュン・チエンバ・ブール水	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 (原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開く場合を除く)
(14) 電源設備 (1.14/第 57 条)	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換	設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料の著しい損傷を防止するための設備であり（例：常設代替交流電源設備）、設計基準事故又は重大事故等発生時において電源供給が必要な設備に適用される原子炉の状態となる。	・非常用ディーゼル発電機 ・蓄電池 ・非常用所内電気設備 ・（軽油タンク、燃料移送ポンプ）	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換
(15) 計装設備 (1.15/第 58 条)	各計器ごとの要求される原子炉の状態に従う	重大事故等発生時に、計測機器（非常用のものを含む）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要となるパラメータを計測するために困難となつた場合において、当該パラメータを推定するためには効的な情報を把握できることが必要な設備（例：復水補給水系流量）である。	・各計器	・各計器の要求される原子炉の状態

分類 (技術的能力審査基準/ 設置許可基準規則)	適用する 原子炉の状態	適用根拠	喪失を想定する設計基準事故 対処設備 (又は機能)	左記設備 (機能) が 要求される 原子炉の状態
(16) 原子炉制御室 (1. 16/第 59 条)	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換	重大事故等が発生した場合においても運転員がとどまるのに必要な設備（被ばく評価において期待している設備以外）であり、当該の設計基準事故対処設備と同様の原子炉の状態となる。（例：可搬型蓄電池内蔵型照明）	—	—
(17) 監視測定設備 (1. 17/第 60 条)	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換	重大事故等が発生した場合においても運転員がとどまるのに必要な設備（被ばく評価において期待している設備（例：非常用ガス処理系 1 系列）であり、当該の設計基準事故対処設備（例：中央制御室非常用換気空調系 2 系列）と同様の原子炉の状態となる。燃料に係る作業余裕確認後の制御棒の 1 本の挿入・引抜きを除く）	—	運転、起動、高温停止、炉心変更時（原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時を含む。停止余裕確認後の制御棒の 1 本の挿入・引抜きを除く）
		※	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（周辺海域を含む）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設備であることから、重大事故等が発生する可能性のある原子炉の状態において、待機が必要な設備である。また、常設モニタリング設備が機能喪失した場合に必要な監視測定設備（例：可搬型モニタリングポスト）の原子炉の状態については、当該の常設設備の原子炉の状態と同様となる。	・モニタリングポスト ・放射能観測車 ・気象観測設備
			運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換	重大事故等が発生した場合において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備であり、上記と同様の原子炉の状態で適用される（例：可搬型気象観測装置）。

分類 (技術的能力審査基準/ 設置許可基準規則)	適用する 原子炉の状態	適用根拠	喪失を想定する設計基準事故 対処設備 (又は機能)	左記設備 (機能) が 要求される 原子炉の状態
	運転、起動、高温 停止、冷温停止 及び燃料交換	重大事故等が発生した場合において、必要な要員がとどまるこ とができるよう適切な措置を講じたもの（長時間の放射性物質 放出に対応する設備），必要な情報を把握できる設備及び発電 所内外との連絡を行うためには必要な設備を設けたものである (例：陽圧化空調設備、緊急時対策所可搬型電源設備)。 <u>(16)原 子炉制御室と同様、重大事故等が発生する可能性のある原子炉 の状態</u> において、待機が必要な設備である。	—	—
(18) 緊急時対策所 (1.18/第61条)	運転、起動、高温 停止、炉心変更 時(原子炉建屋 内で照射された 燃料料に係る作業 時を含む。停止 余裕確認後の制 御棒の1本の挿 入・引抜を除く) ※	重大事故等が発生した場合において、必要な要員がとどまるこ とができるよう適切な措置を講じたもの（短期間の放射性物質 放出に対応する設備）である（例：空気ポンベ）。	—	—
(19) 通信連絡を行うためには必要な 設備 (1.19/第62条)	運転、起動、高温 停止、冷温停止 及び燃料交換	重大事故等が発生した場合において原子炉施設内外の連絡を行 うために必要な設備であり、上記同様、重大事故等が発生する 可能性のある原子炉の状態において、待機が必要な設備であ る（例：衛星電話設備（可搬型））。	・送受話器（ペーパーライ ン） ・電力保安通信用電話設備 ・テレビ会議システム（社内向 け） ・専用電話設備（ホットライン）	運転、起動、高温停止、 冷温停止及び燃料交換
(20) 共通事項（重大事故等対処設 備） (1.0/第43条)	運転、起動、高温 停止、冷温停止 及び燃料交換	重大事故等が発生し、低圧代替注水系（可搬型）による原子炉 注水、燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プー ルへのスプレイ並びに原子炉建屋への放水等、発電所に配備し ている可搬型重大事故等対処設備の用途は多岐に渡る。屋外の アクセスルートを確保するためのホイルローダ等については、 これらとの可搬型重大事故等対処設備にそれぞれ要求される 原子炉の状態において、待機が必要な設備である。	—	—

※：複数プラントを有する発電所において、プラント間で共用する設備としてLCO設定される場合は、「運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換」とする。

第6.2-1表 有効性評価における重要事故シーケンスと技術的能力審査基準/設置許可基準規則/技術基準規則との関連 (2/3)

項目	対応手続	運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事象												運転中の原子炉における重大事故			使用目的(データにおける重大事故に至るおそれがある事象)における重大事故に至るおそれがある事象	運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事象	
		高 温 水 注入 本 管 減 圧 操 作 実 行	全 空 温 度 監 視 計 測 系 統 失 失	全 空 流 量 監 視 計 測 系 統 失 失	全 空 温 度 監 視 計 測 系 統 失 失	全 空 流 量 監 視 計 測 系 統 失 失	一 次 給 水 系 統 失 失	一 次 給 水 系 統 失 失	原 子 炉 停 止 後 操 作 実 行	L C A 人 員 操 作 失 失	一 次 給 水 系 統 失 失	一 次 給 水 系 統 失 失	高 温 水 注入 本 管 減 圧 操 作 失 失	高 温 水 注入 本 管 減 圧 操 作 失 失	停 止 操 作 失 失	本 體 變 形	部 份 破 壊 心 ・ コ ン ク ル ト 間 互 作用		
	技術的能力対応手続と有効性評価・比較表																		
	● 有効性評価・技術基準に該当する事項																		
	○ 有効性評価で解説を考慮している事項																		
1.1	原子炉の手動操作による重大事故に至るおそれがある事象	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1.2	代替制御機器による重大事故に至るおそれがある事象	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1.3	代替交換電源設備による重大事故に至るおそれがある事象	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1.4	代替制御機器による重大事故に至るおそれがある事象	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

関連個所を下線にて示す

第1.4-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順
対応手段、対処設備、手順書一覧（1/9）
(重大事故等対処設備（設計基準拡張))

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
重大事故等対処設備（設計基準拡張）	—	残留熱除去系（低圧注水モード）による発電用原子炉の冷却	残留熱除去系ポンプ サプレッションチャンバー 残留熱除去系 熱交換器・配管・弁・ストレーナ ※5 原子炉圧力容器 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。） ※3 非常用取水設備 ※3 非常用交流電源設備 ※2	非常時操作手順書（微候ベース） 「水位確保」等 非常時操作手順書（設備別） 「残留熱除去系ポンプによる原子炉注水」
		低圧炉心スプレイ系による発電用原子炉の冷却	低圧炉心スプレイ系ポンプ サプレッションチャンバー 低圧炉心スプレイ系 配管・弁・ストレーナ・スパージャ 原子炉圧力容器 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。） ※3 非常用取水設備 ※3 非常用交流電源設備 ※2	非常時操作手順書（微候ベース） 「水位確保」等 非常時操作手順書（設備別） 「低圧炉心スプレイ系ポンプによる原子炉注水」
		残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）による発電用原子炉からの除熱	残留熱除去系ポンプ 原子炉圧力容器 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系 配管・弁 原子炉再循環系 配管・弁・ジェットポンプ 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。） ※3 非常用取水設備 ※3 非常用交流電源設備 ※2	非常時操作手順書（微候ベース） 「減圧冷却」等 非常時操作手順書（設備別） 「残留熱除去系ポンプによる原子炉停止時冷却運転」

※1：手順は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3：手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※4：「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

※5：残留熱除去系（低圧注水モード）は熱交換機能に期待しておらず、熱交換器は流路としてのみ用いる。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (2/9)

(発電用原子炉運転中のフロントライン系故障時)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
フロントライン系故障	残留熱除去系 (低圧注水モード) 低圧炉心スプレイ系	低圧代替注水系(常設(復水移送ポンプ))による発電用原子炉の冷却	復水移送ポンプ 復水貯蔵タンク ※1 補給水系 配管・弁 残留熱除去系 配管・弁 高圧炉心スプレイ系 配管・弁 燃料プール補給水系 弁 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備 ※2 可搬型代替交流電源設備 ※2 所内常設蓄電式直流電源設備 ※2 代替所内電気設備 ※2	非常時操作手順書(微候ベース) 「水位確保」等 非常時操作手順書(設備別) 「復水移送ポンプによる原子炉注水」
			非常用交流電源設備 ※2	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)
		低圧代替注水系(常設(直流駆動低圧注水系ポンプ))による発電用原子炉の冷却	直流駆動低圧注水系ポンプ 復水貯蔵タンク ※1 補給水系 配管 直流駆動低圧注水系 配管・弁 高圧炉心スプレイ系 配管・弁・スページャ 燃料プール補給水系 弁 原子炉圧力容器 常設代替直流電源設備 ※2 所内常設蓄電式直流電源設備 ※2 常設代替交流電源設備 ※2 可搬型代替交流電源設備 ※2	非常時操作手順書(微候ベース) 「水位確保」等 非常時操作手順書(設備別) 「直流駆動低圧注水系ポンプによる原子炉注水」
				重大事故等対処設備

※1：手順は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3：手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※4：「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源(措置)

※5：残留熱除去系(低圧注水モード)は熱交換機能に期待しておらず、熱交換器は流路としてのみ用いる。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (3/9)

(発電用原子炉運転中のフロントライン系故障時)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
フロントライン系故障	低圧炉心スプレイ系	低圧代替注水系(可搬型)による発電用原子炉の冷却	大容量送水ポンプ(タイプI) ※1 ホース延長回収車 ※1 ホース・注水用ヘッダ・接続口 ※1 補給水系 配管・弁 残留熱除去系 配管・弁 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備 ※2 可搬型代替交流電源設備 ※2 代替所内電気設備 ※2 燃料補給設備 ※2	非常時操作手順書(微候ベース) 「水位確保」等 重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプ(タイプI)による原子炉注水」 「大容量送水ポンプによる送水」 ※1
			非常用交流電源設備 ※2	(設計基準拡張) 重大事故等対応設備
			淡水貯水槽(No.1) ※1, ※4 淡水貯水槽(No.2) ※1, ※4	自主対策設備
	代替循環冷却系による発電用原子炉の冷却	ろ過水ポンプによる発電用原子炉の冷却	代替循環冷却ポンプ サプレッションチェンバ 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ 原子炉圧力容器 原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。) ※3 非常用取水設備 ※3 原子炉補機代替冷却水系 ※3 非常用交流電源設備 ※2 常設代替交流電源設備 ※2 代替所内電気設備 ※2	非常時操作手順書(微候ベース) 「水位確保」等 非常時操作手順書(設備別) 「代替循環冷却ポンプによる原子炉注水」
			ろ過水ポンプ ろ過水タンク ろ過水系 配管・弁 補給水系 配管・弁 残留熱除去系 配管・弁 原子炉圧力容器 非常用交流電源設備 ※2 常設代替交流電源設備 ※2	自主対策設備
				非常時操作手順書(微候ベース) 「水位確保」等 非常時操作手順書(設備別) 「ろ過水ポンプによる原子炉注水」

※1：手順は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3：手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※4：「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源(措置)

※5：残留熱除去系(低圧注水モード)は熱交換機能に期待しておらず、熱交換器は流路としてのみ用いる。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (4/9)

(発電用原子炉運転中のサポート系故障)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
サポート系故障	全交流動力電源 原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む。)	残 留 熱 常 設 除 去 系 (低 圧 注 水 モ ード) の 復 旧	原子炉補機代替冷却水系 ※3 常設代替交流電源設備 ※2	非常時操作手順書(微候ベース) 「水位確保」等
	残留熱除去系ポンプ サプレッションチャンバ 残留熱除去系 熱交換器・配管・弁・ストレーナ ※5 原子炉圧力容器 原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。) ※3 非常用取水設備 ※3		非常時操作手順書(設備別) 「残留熱除去系ポンプによる原子炉注水」	
	常設代替交流電源設備による 低圧炉心スプレイ系ポンプの復旧	原子炉補機代替冷却水系 ※3 常設代替交流電源設備 ※2	非常時操作手順書(微候ベース) 「水位確保」等	
	低圧炉心スプレイ系ポンプ サプレッションチャンバ 低圧炉心スプレイ系 配管・弁・ストレーナ・スパージャ 原子炉圧力容器 原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。) ※3 非常用取水設備 ※3	非常時操作手順書(設備別) 「低圧炉心スプレイ系ポンプによる原子炉注水」		

※1：手順は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3：手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※4：「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源(措置)

※5：残留熱除去系(低圧注水モード)は熱交換機能に期待しておらず、熱交換器は流路としてのみ用いる。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (5/9)

(溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合	—	低圧代替注水系(常設(復水移送ポンプ)による残存溶融炉心の冷却)	復水移送ポンプ 復水貯蔵タンク ※1 補給水系 配管・弁 残留熱除去系 配管・弁 高圧炉心スプレイ系 配管・弁 燃料プール補給水系 弁 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備 ※2 可搬型代替交流電源設備 ※2 所内常設蓄電式直流電源設備 ※2 代替所内電気設備 ※2	非常時操作手順書(シビアアクシデント) 「注水ストラテジー-4」 非常時操作手順書(設備別) 「復水移送ポンプによる原子炉注水」
			残留熱除去系ヘッドスプレイ 配管・弁	
		低圧代替注水系(可搬型による残存溶融炉心の冷却)	大容量送水ポンプ(タイプI) ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッダ・接続口 補給水系 配管・弁 残留熱除去系 配管・弁 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備 ※2 可搬型代替交流電源設備 ※2 代替所内電気設備 ※2 燃料補給設備 ※2	非常時操作手順書(シビアアクシデント) 「注水ストラテジー-4」 重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプ(タイプI)による原子炉注水」 「大容量送水ポンプによる送水」 ※1
			淡水貯水槽(No.1) ※1, ※4 淡水貯水槽(No.2) ※1, ※4 残留熱除去系ヘッドスプレイ 配管・弁	

※1：手順は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3：手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※4：「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源(措置)

※5：残留熱除去系(低圧注水モード)は熱交換機能に期待しておらず、熱交換器は流路としてのみ用いる。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (6/9)

(溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書	
溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合	—	代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却	代替循環冷却ポンプ サプレッションチャンバー 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ 原子炉圧力容器 原子炉補機代替冷却水系 ※3 常設代替交流電源設備 ※2 代替所内電気設備 ※2	重大事故等対処設備	非常時操作手順書（シビアアクシデント） 「注水ストラテジー4」 非常時操作手順書（設備別） 「代替循環冷却ポンプによる原子炉注水」
		ろ過水ポンプによる冷却	原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。） ※3 非常用取水設備 ※3	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	
		ろ過水ポンプによる冷却	残留熱除去系ヘッドスプレイ 配管・弁	自主対策設備	
		ろ過水ポンプによる冷却	ろ過水ポンプ ろ過水タンク ろ過水系 配管・弁 補給水系 配管・弁 残留熱除去系 配管・弁 残留熱除去系ヘッドスプレイ 配管・弁 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備 ※2	自主対策設備	非常時操作手順書（シビアアクシデント） 「注水ストラテジー4」 非常時操作手順書（設備別） 「ろ過水ポンプによる原子炉注水」

※1：手順は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3：手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※4：「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

※5：残留熱除去系（低圧注水モード）は熱交換機能に期待しておらず、熱交換器は流路としてのみ用いる。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (7/9)

(発電用原子炉停止中のフロントライン系故障時)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
フロントライン系故障	残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード)	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による発電用原子炉の冷却	復水移送ポンプ 復水貯蔵タンク ※1 補給水系 配管・弁 残留熱除去系 配管・弁 高圧炉心スプレイ系 配管・弁 燃料プール補給水系 弁 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備 ※2 可搬型代替交流電源設備 ※2 所内常設蓄電式直流電源設備 ※2 代替所内電気設備 ※2	重大事故等対処設備 非常時操作手順書(プラント停止中) 「崩壊熱除去機能喪失」等 非常時操作手順書(設備別) 「復水移送ポンプによる原子炉注水」
		低圧代替注水系(可搬型)による発電用原子炉の冷却	非常用交流電源設備 ※2	重大事故等対処設備(設計基準拡張) 非常時操作手順書(プラント停止中) 「崩壊熱除去機能喪失」等 重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプ(タイプI)による原子炉注水」 「大容量送水ポンプによる送水」 ※1
			大容量送水ポンプ(タイプI) ※1 ホース延長回収車 ※1 ホース・注水用ヘッダ・接続口 ※1 補給水系 配管・弁 残留熱除去系 配管・弁 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備 ※2 可搬型代替交流電源設備 ※2 代替所内電気設備 ※2 燃料補給設備 ※2	重大事故等対処設備 非常時操作手順書(プラント停止中) 「崩壊熱除去機能喪失」等 重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプ(タイプI)による原子炉注水」 「大容量送水ポンプによる送水」 ※1
			非常用交流電源設備 ※2	重大事故等対処設備(設計基準拡張)
			淡水貯水槽(No.1) ※1, ※4 淡水貯水槽(No.2) ※1, ※4	自主対策設備

※1：手順は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3：手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※4：「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源(措置)

※5：残留熱除去系(低圧注水モード)は熱交換機能に期待しておらず、熱交換器は流路としてのみ用いる。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (8/9)

(発電用原子炉停止中のフロントライン系故障時)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
フロントライン系故障	残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード)	代替循環冷却ポンプ による発電用原子炉の冷却	代替循環冷却ポンプ サプレッションチャンバー 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ 原子炉圧力容器 原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む。) ※3 非常用取水設備 ※3 原子炉補機代替冷却水系 ※3 非常用交流電源設備 ※2 常設代替交流電源設備 ※2 代替所内電気設備 ※2	非常時操作手順書 (プラント停止中) 「崩壊熱除去機能喪失」等 非常時操作手順書 (設備別) 「代替循環冷却ポンプによる原子炉注水」
		ろ過水ポンプ による冷却	ろ過水ポンプ ろ過水タンク ろ過水系 配管・弁 補給水系 配管・弁 残留熱除去系 配管・弁 原子炉圧力容器 非常用交流電源設備 ※2 常設代替交流電源設備 ※2	非常時操作手順書 (プラント停止中) 「崩壊熱除去機能喪失」等 非常時操作手順書 (設備別) 「ろ過水ポンプによる原子炉注水」
		原子炉冷却材浄化系による 発電用原子炉から の除熱	原子炉冷却材浄化系ポンプ 原子炉圧力容器 原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器 原子炉再循環系 配管 原子炉冷却材浄化系 配管・弁 復水給水系 配管・弁・スパージャ 原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む。) ※3 非常用取水設備 ※3 非常用交流電源設備 ※2 常設代替交流電源設備 ※2	非常時操作手順書 (プラント停止中) 「崩壊熱除去機能喪失」 非常時操作手順書 (設備別) 「原子炉冷却材浄化系による原子炉除熱」

※1：手順は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3：手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※4：「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源 (措置)

※5：残留熱除去系 (低圧注水モード) は熱交換機能に期待しておらず、熱交換器は流路としてのみ用いる。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (9/9)

(発電用原子炉停止中のサポート系故障)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書	
サポート系故障	全交流動力電源 原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む。)	常設代替交流電源設備による (原子炉停止時冷却モード)の 残留熱除去系 の復旧	原子炉補機代替冷却水系 ※3 常設代替交流電源設備 ※2 残熱除去系ポンプ 原子炉圧力容器 残熱除去系 配管・弁 残熱除去系熱交換器 原子炉再循環系 配管・弁・ジェットポンプ 原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。) ※3 非常用取水設備 ※3	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)	非常時操作手順書(プラント停止中) 「崩壊熱除去機能喪失」等 非常時操作手順書(設備別) 「残熱除去系ポンプによる原子炉停止時冷却運転」

※1：手順は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3：手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※4：「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源(措置)

※5：残熱除去系(低圧注水モード)は熱交換機能に期待しておらず、熱交換器は流路としてのみ用いる。

第1.14-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順

対応手段、対処設備、手順書一覧 (1/5)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
重大事故等対処設備 (設計基準拡張)	—	非常用交流電源設備による給電	非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電設備燃料ダイタンク 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ダイタンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 非常用ディーゼル発電機～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機～非常用高圧母線 2H 系電路	非常時操作手順書（設備別） 「M/C C(D)母線受電」 非常時操作手順書（設備別） 「M/C H母線受電」
			軽油タンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁	重大事故等対処設備

対応手段、対処設備、手順書一覧 (2/5)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
重大事故等対処設備 (設計基準拡張)	—	非常用直流電源設備による給電	125V 蓄電池 2H ^{※1} 125V 充電器 2H 125V 蓄電池 2H 及び 125V 充電器 2H ～125V 直流主母線盤 2H 電路	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)
			125V 蓄電池 2A ^{※1} 125V 蓄電池 2B ^{※1} 125V 充電器 2A 125V 充電器 2B 125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A ～125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B ～125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路	重大事故等対処設備
代替交流電源設備による給電	非常用交流電源設備 (全交流動力電源喪失)	常設代替交流電源設備 による給電	ガスタービン発電機 ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ 軽油タンク ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ホース 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ガスタービン発電機～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路 ガスタービン発電機～緊急用低圧母線 2G 系電路	非常時操作手順書 (設備別) 「M/C C (D) 母線受電」

※1 125V 蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B 及び 125V 蓄電池 2H からの給電は、運転員による操作は不要である。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (3/5)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
代替交流電源設備による給電	非常用交流電源設備 (全交流動力電源喪失)	可搬型代替交流電源設備による給電	電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ホース 電源車～電源車接続口（原子炉建屋）電路 電源車接続口（原子炉建屋）～非常用高压母線2C系及び非常用高压母線2D系電路 電源車接続口（原子炉建屋）～緊急用低压母線2G系電路	重大事故等対処設備 重大事故等対処要領書 「M/C C (D) 母線受電」
		号炉間電力融通設備による給電	号炉間電力融通ケーブル（常設） 号炉間電力融通ケーブル（可搬型） 号炉間電力融通ケーブル（常設）～非常用高压母線2C系又は非常用高压母線2D系電路 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）～非常用高压母線2C系又は非常用高压母線2D系電路	自主対策設備 非常時操作手順書（設備別） 「M/C C (D) 母線受電」 重大事故等対処要領書 「M/C C (D) 母線受電」
代替直流電源設備による給電	非常用交流電源設備 (全交流動力電源喪失) 非常用直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備による給電	125V蓄電池2A ^{※1} 125V蓄電池2B ^{※1} 125V充電器2A 125V充電器2B 125V蓄電池2A及び125V充電器2A～125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2A-1電路 125V蓄電池2B及び125V充電器2B～125V直流主母線盤2B及び125V直流主母線盤2B-1電路	重大事故等対処設備 非常時操作手順書（設備別） 「125V蓄電池2A(2B)の不要負荷切り離し」
		常設代替直流電源設備による給電	125V代替蓄電池 250V蓄電池 ^{※1} 125V代替蓄電池～125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1電路 250V蓄電池～250V直流主母線盤電路	重大事故等対処設備 非常時操作手順書（設備別） 「125V代替蓄電池による125V直流主母線盤2A-1(2B-1)への給電」 非常時操作手順書（設備別） 「250V蓄電池による250V直流主母線盤への給電」

※1 125V蓄電池2A, 125V蓄電池2B及び250V蓄電池からの給電は、運転員による操作不要の動作である。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (4/5)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
代替直流電源設備による給電	<u>非常用交流電源設備</u> (全交流動力電源喪失) <u>非常用直流電源設備</u> (常設直流電源系統喪失)	可搬型代替直流電源設備による給電	125V 代替蓄電池 <u>250V 蓄電池^{※1}</u> 125V 代替充電器 <u>250V 充電器</u> 電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリー 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ホース 125V 代替蓄電池及び 125V 代替充電器～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路 250V 蓄電池及び 250V 充電器～250V 直流主母線盤電路 電源車～電源車接続口（原子炉建屋）電路 電源車接続口（原子炉建屋）～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路 電源車接続口（原子炉建屋）～250V 直流主母線盤電路	非常時操作手順書（設備別） 「125V 代替蓄電池による 125V 直流主母線盤 2A-1 (2B-1) への給電」 非常時操作手順書（設備別） 「250V 蓄電池による 250V 直流主母線盤への給電」 重大事故等対応要領書 「電源車による 125V 代替充電器及び 250V 充電器への給電 (G 母線接続)」

※1 250V 蓄電池からの給電は、運転員による操作不要の動作である。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (5/5)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書	
代替直流電源設備による給電	非常用交流電源設備(全交流動力電源喪失) 所内常設蓄電式直流電源設備(常設直流電源系統喪失, 可搬型交流電源設備の電源車から給電喪失)	125V代替充電器用電源車接続設備による給電	125V代替充電器 代替直流電源用切替盤 代替直流電源用変圧器 電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ホース 電源車～電源車接続口（制御建屋） 電路 電源車接続口（制御建屋）～125V直流主母線盤2A-1 及び125V直流主母線盤2B-1電路	非常時操作手順書（設備別） 「125V代替蓄電池による125V直流主母線盤2A-1(2B-1)への給電」 重大事故等対応要領書 「電源車による125V代替充電器への給電（125V代替直流電源切替盤接続）」	
代替所内電気設備による給電	非常用所内電気設備	代替所内電気設備による給電	ガスタービン発電機接続盤 緊急用高圧母線2F系 緊急用高圧母線2G系 緊急用動力変圧器2G系 緊急用低圧母線2G系 緊急用交流電源切替盤2G系 緊急用交流電源切替盤2C系 緊急用交流電源切替盤2D系 非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系	重大事故等対応設備	非常時操作手順書（設備別） 「緊急用G母線受電」 重大事故等対応要領書 「緊急用G母線受電」
燃料補給	—	燃料補給設備による補給	軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ホース	重大事故等対応設備	重大事故等対応要領書 「燃料補給設備による給油」

(非常用炉心冷却系その1)

第39条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は表39-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備および原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系（格納容器スプレイ系）を動作不能とはみなさない。

(省略)

(非常用炉心冷却系その2)

第40条 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、非常用炉心冷却系は表40-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。また、原子炉停止時冷却系起動準備および原子炉停止時冷却系の運転中は、低圧注水系の動作不能とはみなさない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

(省略)

(非常用ディーゼル発電機その1)

第59条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用ディーゼル発電機^{*1*2*3}は表59-1で定める事項を運転上の制限とする。

(省略)

(非常用ディーゼル発電機その2)

第60条 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、非常用ディーゼル発電機^{*1*2*3}は表60-1で定める事項を運転上の制限とする。

(省略)

(直流電源その1)

第62条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、直流電源^{*1*2}は表62-1で定める事項を運転上の制限とする。

(省略)

(直流電源その2)

第63条 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、直流電源^{※1※2}は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。

(省略)

名 称	250V 蓄電池	
容 量	Ah/組	6000(10時間率)
個 数	組	1(1組当たり 232 個)

【設定根拠】

(概要)

・重大事故等対処設備

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 250V 蓄電池は、以下の機能を有する。

250V 蓄電池は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合又は交流電源及び直流電源が喪失した場合に、常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備として 250V 蓄電池を使用し、1 時間後に中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではない直流負荷を切り離すことにより、24 時間にわたり、重大事故等時の対応に必要な設備に直流電力の供給を行うことが可能な設計とする。

1. 容量の設定根拠

重大事故等時に使用する 250V 蓄電池の容量は、必要な負荷以外を切り離すことにより 24 時間以上、直流負荷へ電力を供給できる容量を以下の通り算出し、6000Ah/組とする。

250V 蓄電池の容量の算出に用いる負荷を表 1-1 に示す。また、切り離しを行う直流負荷リストを表 1-2 に示す。

表 1-1 250V 蓄電池負荷

負荷名称	負荷電流 (A) と 運転時間 (分)							
	0～ 1分	1～ 30分	30～ 31分	31～ 70分 ^{*1}	70～ 270分	270～ 340分	340～ 341分	341～ 400分
直流駆動低圧注水系ポンプ	—	—	412	206	206	—	412	206
その他負荷 ^{*2}	1641	771	771	771	—	—	—	—
合計	1641	771	1183	977	206	—	412	206
負荷名称	負荷電流 (A) と 運転時間 (分)							
	400～ 470分	470～ 471分	471～ 530分	530～ 600分	600～ 601分	601～ 660分	660～ 730分	730～ 731分
直流駆動低圧注水系ポンプ	—	412	206	—	412	206	—	412
その他負荷 ^{*2}	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	412	206	—	412	206	—	412
負荷名称	負荷電流 (A) と 運転時間 (分)							
	731～ 790分	790～ 860分	860～ 861分	861～ 920分	920～ 990分	990～ 991分	991～ 1050分	1050～ 1120分
直流駆動低圧注水系ポンプ	206	—	412	206	—	412	206	—
その他負荷 ^{*2}	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	206	—	412	206	—	412	206	—
負荷名称	負荷電流 (A) と 運転時間 (分)							
	1120～ 1121分	1121～ 1180分	1180～ 1250分	1250～ 1251分	1251～ 1310分	1310～ 1380分	1380～ 1381分	1381～ 1440分
直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	—	412	206	—	412	206
その他負荷 ^{*2}	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	412	206	—	412	206	—	412	206

注記*1：事象発生後 1 時間(60 分)から不要な負荷を順次切り離すが、作業時間を考慮し、容量計算では 1 時間 10 分(70 分)まで給電を継続するものとする。

*2：使用を想定しない負荷を切り離す。切り離し対象の負荷リストは表 1-2 に示す。

表 1-1 の負荷電流により下記の式を用いて必要容量を計算する。

$$C_t = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1})]$$

C_t：必要容量(Ah/組)

L：保守率 = 0.8(単位なし)

K_n：容量換算時間 (時)

I_n：負荷電流(A)

サフィックス 1, 2, 3, ..., n : 負荷電流の変化の順に付番する。

(参考文献：電池工業会規格「据置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2014))

250V 蓄電池の必要容量は、計算すると以下の通りとなる。

・ 250V 蓄電池の容量計算結果

$$\begin{aligned}
 C_{1440} = & \frac{1}{0.8} [23.89 \times 1641 + 23.87 \times (771 - 1641) + 23.39 \times (1183 - 771) \\
 & + 23.37 \times (977 - 1183) + 22.72 \times (206 - 977) + 19.39 \times (0 - 206) \\
 & + 18.22 \times (412 - 0) + 18.21 \times (206 - 412) + 17.22 \times (0 - 206) \\
 & + 16.06 \times (412 - 0) + 16.04 \times (206 - 412) + 15.06 \times (0 - 206) \\
 & + 13.89 \times (412 - 0) + 13.87 \times (206 - 412) + 12.89 \times (0 - 206) \\
 & + 11.72 \times (412 - 0) + 11.71 \times (206 - 412) + 10.72 \times (0 - 206) \\
 & + 9.67 \times (412 - 0) + 9.66 \times (206 - 412) + 8.94 \times (0 - 206) \\
 & + 7.99 \times (412 - 0) + 7.97 \times (206 - 412) + 7.2 \times (0 - 206) \\
 & + 6.16 \times (412 - 0) + 6.14 \times (206 - 412) + 5.3 \times (0 - 206) \\
 & + 4.21 \times (412 - 0) + 4.2 \times (206 - 412) + 3.2 \times (0 - 206) \\
 & + 1.85 \times (412 - 0) + 1.83 \times (206 - 412)] \\
 = & 4599.9 \approx 4600 \text{Ah/組}
 \end{aligned}$$

よって、重大事故等時に使用する 250V 蓄電池の容量は、4600 Ah/組を上回る 6000 Ah/組を有することで、1 時間後に中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではない直流負荷を切り離すことにより、1440 分以上(24 時間以上)，直流負荷へ電力を供給することが可能である。

表 1-2 250V 蓄電池切り離し対象負荷リスト

操作場所	用途名称	使用時間 (容量計算上の運転時間)	分類*
250V 直流主母線盤	主タービン非常用油ポンプ	1 時間 (0~70 分)	②
	プロセス計算機用 CVCF 2A		③
	プロセス計算機用 CVCF 2B		③
	タービン駆動原子炉給水ポンプ(A) 非常用油ポンプ		②
	タービン駆動原子炉給水ポンプ(B) 非常用油ポンプ		②
	非常用密封油ポンプ		②
	タービン発電機初期励磁電源		②

注記*：切り離し負荷の分類は以下のとおり。

- ①パラメータ確認終了後は使用しないため。
- ②原子炉・タービントリップしているため。
- ③全交流動力電源喪失状態であり、使用を期待しないため。
- ④常用系負荷のため。
- ⑤事象発生 8 時間以降の対策で使用を想定しないため。

2. 個数の設定根拠

250V 蓄電池は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数として 1 組 (1 組当たり 232 個) 設置する。

2.5.29 250V 充電器

名 称		<u>250V 充電器</u>
容 量	A/個	400(定格電圧250V)
個 数	—	1

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 250V 充電器は、以下の機能を有する。

250V 充電器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合又は交流電源及び直流電源が喪失した場合に、可搬型代替交流電源設備である電源車を電源車接続口に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）から動力変圧器（緊急用）、パワーセンタ（緊急用）及びモータコントロールセンタ（緊急用）を介して 250V 充電器へ接続することにより、250V 直流主母線盤へ電力を供給できる設計とする。

250V 充電器の電圧は、下流に設置されている 250V 直流主母線盤の電圧と同じ 250V とする。

1. 容量の設定根拠

250V 充電器は、上流に設置されるモータコントロールセンタ（緊急用）の容量を下流に設置される 250V 直流主母線盤へ供給できる設計とする。

250V 充電器の容量は、250V 蓄電池による 24 時間給電以降において、負荷切離しを行わずに供給できる容量を基に設計する。

250V 充電器の容量は、添付書類「VI-1-1-4-8-1-2-1-3 設定根拠に関する説明書（電力貯蔵装置 250V 蓄電池）」の表 1-1 に示す、250V 蓄電池による 24 時間給電以降において連続的に給電される負荷電流 206A と充電電流 150A の合計 356A に対し十分な余裕を有する 400A/個とする。

2. 個数の設定根拠

250V 充電器は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-工-D-24-0001_改1
提出年月日	2021年1月21日

遠隔手動弁操作設備に関する基本設計方針の整理結果について

1. 概要

重大事故等対処設備における遠隔手動弁操作設備を用いる系統のうち、原子炉格納容器フィルタベント系は使用時の排出経路に設置される隔離弁について、条文要求^{*1}も踏まえこれらに関する遠隔手動弁操作設備を基本設計方針に記載している。一方、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系、燃料プール代替注水系、燃料プールスプレイ系及び低圧代替注水系（以下「注水系」という。）の遠隔手動弁操作設備については条文要求がなく基本設計方針に記載していない。このため、注水系の遠隔手動弁操作設備について技術的能力^{*2}のタイムチャートにおける必要性を整理することで基本設計方針への記載要否を整理する。

注記*1：技術基準規則第63条及び第65条

*2：原子炉設置変更許可申請書添付書類十「5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」

2. 必要性の整理

遠隔手動弁操作設備対象弁（以下「対象弁」という。）について、要求事項を整理したものを表1に、遠隔手動弁操作設備による対象弁（No.5～12）の操作を見込んだ技術的能力のタイムチャートの代表例を図1に示す。なお、対象弁（No.1～4）については、条文要求により遠隔手動弁操作設備が必須であることから、タイムチャート検討の対象外とする。

(1) 対象弁（No.1～4）について

表1における対象弁（No.1～4）については、条文要求にもある人力で容易かつ確実に操作するため遠隔手動弁操作設備を設置することとしており、また、対象弁が二次格納施設内に設置されていることから、現場操作時の放射線防護の観点より、遠隔手動弁操作設備は必須である。

(2) 対象弁（No.5～12）について

表1における対象弁（No.5～12）には条文要求がなく、また、二次格納施設外に設置されているため現場操作時の放射線防護は必要ないが、弁操作は、遠隔手動弁操作設備を使用する場合と弁設置場所で行う場合の二通りがあり、技術的能力のタイムチャートについて、遠隔手動弁操作設備の有無による成立性を確認する。

a. 遠隔手動弁操作設備を使用する場合

図1のタイムチャートは、屋外に設置している遠隔手動弁操作設備を使用した場合の積み上げとしている。

b. 弁設置場所で操作を行う場合

- (a) 図1のタイムチャートにおいて、遠隔手動弁操作設備の操作は重大事故等対応要員D～Fによる図中①「送水準備・送水（水張り、系統監視）」に包含される。
- (b) ①「送水準備・送水（水張り、系統監視）」の主な作業は「遠隔手動弁操作設備の操作」「大容量送水ポンプによる水張り（注水用ヘッダの弁操作）」であるが、全体の作業時間80分には大容量送水ポンプ（タイプI）起動待ち時間及び各作業時間の裕度も含まれており、重大事故等対応要員D～Fが弁設置場所まで移動して対象弁を直接操作しても技術的能力のタイムチャートに影響を及ぼさないことから、遠隔手動弁操作設備は必須ではない。
- (c) 上記に加え、重大事故等対応要員D～Fが①「送水準備・送水（水張り、系統監視）」を実施している際、重大事故等対応要員G～Iは現場待機中であることから増援することも可能であり、人的余裕もある。

3. 結論

- ・原子炉格納容器フィルタベント系の遠隔手動弁操作設備は、放射線防護要求等により必須の設備であることから、基本設計方針への記載は現状のとおり必要と整理した。
- ・注水系の対象弁は、二次格納施設外に設置されていることから放射線防護は必要なく、対象弁を直接操作しても、技術的能力のタイムチャートに影響を及ぼさないことから基本設計方針への記載は行わないこととした。

なお、注水系の遠隔手動弁操作設備について、自主対策設備として位置付けることから、保安規定に定める重大事故等発生時に係る成立性確認訓練においては、遠隔手動弁操作設備を使用しないプロセスで実施する。

表 1 遠隔手動弁操作設備対象弁リスト

No.	系統名	弁番号	弁名称	設置場所 「内」又は「外」	操作場所 「内」又は「外」	操作における要求事項			基本設計方針への記載 の必要性	放射線防護 の影響確認 の必要性	タイムチャート の記載要否
						基本設計方針 への記載	条文要求	操作における要求事項			
1	原子炉格納容器フィルタベント系	T48-F019	ドライウェルベント用出口隔壁弁	内	外	有	有	有	不要	要	
2	原子炉格納容器フィルタベント系	T48-F022	サブレッシュジョンチエンバーベント用出口隔壁弁	内	外	有	有	有	不要	要	
3	原子炉格納容器フィルタベント系	T63-F001	原子炉格納容器フィルタベント系ベントライシ隔壁弁(A)	内	外	有	有	有	不要	要	
4	原子炉格納容器フィルタベント系	T63-F002	原子炉格納容器フィルタベント系ベントライシ隔壁弁(B)	内	外	有	有	有	不要	要	
5	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	E11-F063A	RHR A 系格納容器代替スプレイ注入元弁	外	外	無	無	無	要	不要	
6	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	E11-F063B	RHR B 系格納容器代替スプレイ注入元弁	外	外	無	無	無	要	不要	
7	燃料プール代替注水系	G41-F051	FPC 建屋東側燃料プール代替注水元弁	外	外	無	無	無	要	不要	
8	燃料プール代替注水系	G41-F053	FPC 建屋北側燃料プール代替注水元弁	外	外	無	無	無	要	不要	
9	燃料プールスプレイ系	G41-F055	FPC 建屋北側燃料プールスプレイ元弁	外	外	無	無	無	要	不要	
10	燃料プールスプレイ系	G41-F057	FPC 建屋東側燃料プールスプレイ元弁	外	外	無	無	無	要	不要	
11	低圧代替注水系	P13-F172	緊急時原子炉北側外部注水入口弁	外	外	無	無	無	要	不要	
12	低圧代替注水系	P13-F175	緊急時原子炉東側外部注水入口弁	外	外	無	無	無	要	不要	

手順の項目	要員 (数)	経過時間 (時間)										備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
運転員（中央制御室）A	1	電源確認										
		保管場所への移動										
重大事故等対応要員A～C	3											
燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水 【燃料プール注水接続口（北）又は燃料プール注水接続口（東）を使用する場合】												
重大事故等対応要員D～F	3	保管場所への移動										
重大事故等対応要員G～I	3	保管場所への移動										
		注水用ヘッダ運搬、設置										

注：時間的余裕が最も少ない作業を代表例として記載する。

図1 技術的能力におけるタイムチャート（代表例）

保安規定比較表

表 6 6-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	表 6 6-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備		TS-25 6 6 - 5 - 1 原子炉格納容器 フィルタメント系
	<u>6 6-5-1 原子炉格納容器 フィルタメント系</u>		
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	運転上の制限	
格納容器圧力逃がし装置	格納容器圧力逃がし装置が動作可能であること※1※2	原子炉格納容器 フィルタメント系	原子炉格納容器 フィルタメント系が動作可能である こと※1※2
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	運転上の制限	
格納容器圧力逃がし装置	格納容器圧力逃がし装置が動作可能であること※1※2	原子炉格納容器 フィルタメント系	原子炉格納容器 フィルタメント系が動作可能である こと※1※2
適用される 原子炉の状態	適用される 原子炉の状態	設 備	設 備
フィルタ装置	フィルタ装置	1 個	3 個
よう素フィルタ	よう素フィルタ	2 個	
ラブチャーディスク	ラブチャーディスク	2 個	
遠隔空気駆動弁操作用ポンベ	遠隔空気駆動弁操作用ポンベ	2 本※3	
スクラバ水 pH 制御設備	スクラバ水 pH 制御設備	1 式	
ドレン移送ポンプ	ドレン移送ポンプ	1 台	
ドレンタンク	ドレンタンク	1 基	
運 転	フィルタ装置出口放射線モニタ	※ 4	※ 3
起 動	フィルタ装置出口水素濃度	※ 4	※ 3
高 温 停 止	可搬型窒素ガス供給装置	※ 5	※ 4
	可搬型代替注水ポンプ (A-2 級)	※ 6	※ 5
	可搬型代替交流電源設備	※ 7	
	可搬型直流電源設備	※ 8	※ 6
	常設代替交流電源設備	※ 9	
	常設代替直流電源設備	※ 1 0	※ 7
	代替所内電気設備	※ 1 1	※ 8
			※ 9
※1 : 必要な弁 (遠隔手動弁操作設備含む) 及び配管を含む。	※1 : 必要な弁 (遠隔手動弁操作設備含む) 及び配管を含む。		
※2 : 次の(1)または(2)の期間は運転上の制限を適用しない。 <u>(1) 原子炉の起動時にドライウェル点検を実施する場合は、ドライウェル点検後の原子炉の状態が起動にかかるまでの期間は運転上の制限を適用しない。</u>	※2 : 次の(1)または(2)の期間は運転上の制限を適用しない。 <u>(1) 原子炉の起動時にドライウェル点検を実施する場合は、ドライウェル点検後の原子炉の状態が起動にかかるまでの期間は運転上の制限を適用しない。</u>		

• 赤字 : 設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字 : 記載表現、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線 : 旧文からの変更箇所

• 女川では、よう素フィルタは、フィルタ装置に含まれる。
 • 女川では、系統構成に必要な弁は電動弁のため遠隔空気駆動弁操作用ポンベは SA 設備としている。
 • 柏崎では、ペント中に蒸気凝縮器に伴うスクラバ水位上昇により、機能が喪失しないよう排水が必要であり、スクラバ水 pH 制御設備、ドレン移送ポンプ、ドレンタンクが設置されている。
 女川ではペント中に、蒸気凝縮器によるスクラバ溶液の水位上昇により機能喪失しない設計としている。なお、女川では自重でスクラバ水を排水可能な設計としている。

• 女川では、記載の概要図を参考。
 TS-25 456 ページ
 の概要図を参照

• 保安規定第 48 条

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	<u>(2) 原子炉の停止時にドライウェル点検を実施する場合であって、制御棒全挿入後の原子炉の状態が高温停止の期間</u>				差異理由
	※3 : 「6 6 - 5 - 2 耐圧強化ベンチ系」の遠隔空気駆動弁操作用ポンベを兼ねる。	※3 : 「6 6 - 1 3 - 1 主要パラメータ及び代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。	※3 : 「6 6 - 1 3 - 1 主要パラメータおよび代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。	※3 : 「6 6 - 1 3 - 1 主要パラメータおよび代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。	(格納容器の酸素濃度) に合わせて LCO 適用期間を設定（別紙 5-1 (1) 参照）
	※4 : 「6 6 - 5 - 3 可搬型窒素供給装置」において運転上の制限等を定める。	※4 : 「6 6 - 5 - 3 可搬型窒素ガス供給装置」において運転上の制限等を定める。	※4 : 「6 6 - 5 - 3 可搬型窒素ガス供給装置」において運転上の制限等を定める。	※4 : 「6 6 - 5 - 3 可搬型窒素ガス供給装置」において運転上の制限等を定める。	・女川の電源構成について、直流電源で構成しているため、代替交流電源は不要である。
	※5 : 「6 6 - 1 9 - 1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）」において運転上の制限等を定める。	※5 : 「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ（タイプ1）」において運転上の制限等を定める。	※5 : 「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ（タイプ1）」において運転上の制限等を定める。	※5 : 「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ（タイプ1）」において運転上の制限等を定める。	・女川の電源構成について、直流電源で構成しているため、代替交流電源は不要である。
	※6 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※6 : 「6 6 - 1 2 - 5 可搬型代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※6 : 「6 6 - 1 2 - 5 可搬型代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※6 : 「6 6 - 1 2 - 5 可搬型代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。	・女川では、よう素フィルタはフィルタ装置に含まれる。
	※7 : 「6 6 - 1 2 - 5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※7 : 「6 6 - 1 2 - 4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※7 : 「6 6 - 1 2 - 4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※7 : 「6 6 - 1 2 - 4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。	・女川では、よう素フィルタはフィルタ装置に含まれる。
	※8 : 「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」及び常設直流電源設備において運転上の制限等を定める。	※8 : 「6 6 - 1 2 - 3 所内蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※8 : 「6 6 - 1 2 - 3 所内蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※8 : 「6 6 - 1 2 - 3 所内蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。	・女川では、よう素フィルタはフィルタ装置に含まれる。
	※9 : 「6 6 - 1 2 - 4 所内蓄電式直流電源設備」及び常設代替直流電源設備において運転上の制限等を定める。	※9 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	※9 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	※9 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	・女川では、よう素フィルタはフィルタ装置に含まれる。
	※10 : 「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。	※11 : 「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。			
	<u>(2) 確認事項</u>				
	(2) 確認事項	項目	頻度	担当	
	1. よう素フィルタの性能を確認する。	定事検停止時	原子炉 G M	定事検停止時	原子炉課長
	2. フィルタ装置の性能を確認する。	定事検停止後	原子炉 G M	定事検停止時	原子炉課長
	3. フィルタ装置のスクラバ水の水酸化ナトリウムの濃度が □ w-t%以上であること及び pH が □ 以上であることを確認する。	定事検停止前の原子炉起動前に1回		定事検停止時の原子炉起動前に1回	原子炉課長
	5. 必要な電動駆動弁、空気駆動弁及び遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長	定事検停止時	発電課長
	7. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器圧力逃がし装置が使用可能であることを確認する。また、系統が窒素置換されていることを系統圧力が保持されることにより確認する。	1ヶ月に1回	当直長	1ヶ月に1回	発電課長
	8. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、フィルタ装置のスクラバ水位が 500 mm以上及び 200 mm以下であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	1ヶ月に1回	発電課長

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
4. ドレン移送ポンプの流量が $9, 1 \text{ m}^3/\text{h}$ 、揚程が $1, 3 \text{ m}$ 以上であることを確認する。	原子炉GM	定事検停止時	原子炉GM	・女川では、ドレン移送ポンプの流量、 スクラバ水p H制御装置の性能を確認する。
6. スクラバ水p H制御装置の性能を確認する。	定事検停止時	原子炉GM	定事検停止時	・女川では、LOCA時の原子炉水位回復として残留熱除去系(低圧注水系)3系列以上が動作可能であることから、 該設備の残留熱除去系の確認する系列数は3系列とした。
9. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、遠隔空気駆動弁操作が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	当直長	3ヶ月に1回	・女川では、LOCA時の原子炉水位回復として残留熱除去系(低圧注水系)3系列以上が動作可能であることを確認する。
10. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、スクラバ水p H制御装置が動作可能であることを確認する。また、水酸化ナトリウム水溶液の保有量が $1, 1$ 以上あることを確認する。	モバイル設備管理GM	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	・女川では、モバイル設備管理GMによる確認とする。
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
条件	要求される措置	完了時間	要求される措置	完了時間
A. 格納容器圧力逃がし装置が動作不能の場合	A 1. 当直長は、残留熱除去系2系列を起動し、動作可能な設備※ ¹³ が動作可能であることを確認する。 A 2. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能な設備※ ¹⁴ が動作可能であることを確認する。 A 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ¹⁵ が動作可能であることを確認する。 A 4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 速やかに 3日間	A1. 発電課長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能な設備※ ¹¹ であることを確認する。 A2. 発電課長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能な設備であることを確認する。 A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 速やかに 3日間
B. 条件Aで要求される措置を完了時間に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	B1. 発電課長は、高温停止にする。 B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間
※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。		※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。		
※11：動作可能であることを確認する非常用ディーゼル発電機2台、原子炉補機冷却水系3系列及び原子炉補機冷却海水系3系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。		※11：動作可能であることを確認する非常用ディーゼル発電機2台、原子炉補機冷却水系3系列及び原子炉補機冷却海水系3系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。		
※12：残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。		※12：残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。		
※13：残りの残留熱除去系1系列、非常用ディーゼル発電機3台、原子炉補機冷却水系3系列及び原子炉補機冷却海水系3系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。		※13：残りの残留熱除去系1系列、非常用ディーゼル発電機3台、原子炉補機冷却水系3系列及び原子炉補機冷却海水系3系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。		
※14：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。		※14：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。		
※15：代替循環冷却系及び耐圧強化ペント系(W/W)をいう。		※15：代替循環冷却系及び耐圧強化ペント系(W/W)をいう。		
※16：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。		※16：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
		シに水素が溜まる 箇所があり、炉心 損傷後に使用でき ないため、C設備 として設定できな い。

保安規定比較表

6 6 - 5 - 2 耐圧強化ペント系		柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）		6 6 - 5 - 2 耐圧強化ペント系	女川 2 号炉案	TS-25 2 耐圧強化ペント系
(1) 運転上の制限						
項目		運転上の制限			運転上の制限	
耐圧強化ペント系		耐圧強化ペント系が動作可能であること ^{※1※2}			耐圧強化ペント系が動作可能であること ^{※1※2}	
適用される原子炉の状態	原子炉の状態	適用される原子炉の状態	原子炉の状態	設 備	設 備	所要数
運 転 起 動 高 温 停 止	遠隔空気駆動弁操作用ボンベ ^{※3}	遠隔空気駆動弁操作用ボンベ ^{※3}	4 本	可搬型代替交流電源設備	※3	・女川では、系統構成に必要な弁は電動弁であるため、遠隔空気駆動弁操作用ボンベは S A 設備としていない。
	可搬型窒素供給装置	可搬型窒素供給装置	※4	可搬型代替直流電源設備	※4	・柏崎では、炉心損傷後に耐圧強化ペント系を使用可能であるが、女川では、建屋構造上耐圧強化ペントラインに水素が溜まる箇所があり、炉心損傷後に使用できないため、可搬型窒素供給装置、フィルタ装置、常設代替交流電源設備、常設代替直流電源設備、代替所内電気設備を設置する。
	フィルタ装置	フィルタ装置	※5	常設代替直流電源設備	※5	
	耐圧強化ペント系放射線モニタ	耐圧強化ペント系放射線モニタ	※5	常設代替直流電源設備	※6	
	可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	※6	所内常設蓄電式直流電源設備	※7	
	可搬型直流電源設備	可搬型直流電源設備	※7	代替所内電気設備	※8	
	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	※8			
	常設代替直流電源設備	常設代替直流電源設備	※9			
	代替所内電気設備	代替所内電気設備	※10			
※1：必要な弁（遠隔手動弁操作設備含む）及び配管を含む。						
※2：当該系統が動作不能時は、格納容器圧力逃がし装置が動作可能であることを確認し、動作可能であれば運転上の制限を満足しているとみなす。						
※3：「6 6 - 5 - 1 格納容器圧力逃がし装置」の遠隔空気駆動弁操作用ボンベを兼ねる。						
※4：「6 6 - 5 - 3 可搬型窒素供給装置」において運転上の制限等を定める。						
※5：「6 6 - 1 3 - 1 主要パラメータ及び代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。						
※6：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。						
※7：「6 6 - 1 2 - 5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。						
※8：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。						
※9：「6 6 - 1 2 - 4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。						
※10：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。						
※3 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※4 : 「6 6 - 1 2 - 5 可搬型代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※5 : 「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※6 : 「6 6 - 1 2 - 4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※7 : 「6 6 - 1 2 - 3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※8 : 「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。						

保安規定比較表

(2) 確認事項				女川2号炉案			
				(2) 確認事項			
項目	頻度	担当		項目	頻度	担当	差異理由
1. 必要な電動駆動弁、空気駆動弁及び遠隔手動弁を操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長		1. 非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁(A)、非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁(B)、ペント用SGTS側隔壁弁、格納容器排気SGTS側止め弁、ペント用HVAC側隔壁弁、格納容器排気HVAC側止め弁、FCVSペントライシング隔壁弁(A)、FCVSペントライシング隔壁弁(B)、PCV耐圧強化ペント用連絡配管隔壁弁、PCV耐圧強化ペント用連絡配管止め弁、S/Cペント用出口隔壁弁(D/W)ペント用出口隔壁弁および遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長	
2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、耐圧強化ペント系が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長		2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、耐圧強化ペント系が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	・女川では遠隔空気駆動弁操作用ボンベの確認は不要。
3. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、遠隔空気駆動弁操作用ボンベが使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	当直長					

保安規定比較表

(3) 要求される措置				女川2号炉案	
条件		要求される措置	完了時間	(3) 要求される措置	
		A. 耐圧強化ベンチ 系が動作不能 の場合 ^{※11}	A1. 当直長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する。 ^{※12} とともに、他の設備 ^{※13} が動作可能であることを確認する。	速やかに	A1. 登電課長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する。 ^{※10} とともに、他の設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。
及び		A 2. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、他の設備 ^{※14} が動作可能であることを確認する。	速やかに		・柏崎では、炉心損傷後に使用可能な設備であるため、可燃性ガス濃度制御系を、機能喪失を想定するDB設備として確認をしている。
及び		A 3. 当直長は、代替措置 ^{※15} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	3日間		・女川では、C設備およびD設備がないためATOは3日間とする。
及び		A 4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間		・女川では、C設備およびD設備がないためATOは3日間とする。
B. 条件Aで要求される措置を完了 ^{※16} する場合		B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、低温停止にする。	24時間 36時間	A2. 登電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B1. 登電課長は、高温停止にする。 B2. 登電課長は、低温停止にする。	3日間 2.4時間 3.6時間
<p>※11：耐圧強化ベンチ系が動作不能の場合でも、格納容器圧力遮がし装置が動作可能であれば運転上の制限を満足しているとみなす。</p> <p>※12：運転中のポンプについて、運転状態により確認する。</p> <p>※13：残りの残留熱除去系1系列、非常用ディーゼル発電機3台、原子炉補機冷却海水系3系列及び原子炉補機冷却海水系3系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※14：残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※15：代替品の補充等をいう。</p>					

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

6 6 - 5 - 3 可搬型窒素供給装置		柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		6 6 - 5 - 3 可搬型窒素ガス供給装置	女川2号炉案	差異理由
(1) 運転上の制限			(1) 運転上の制限			TS-25 6 6 - 5 - 3 可搬型窒素ガス供給措置
項目		運転上の制限			運転上の制限	
可搬型窒素供給装置	可搬型窒素供給装置が動作可能であること ^{※1}	可搬型窒素ガス供給装置	可搬型窒素ガス供給装置が動作可能であること ^{※1}			
適用される原子炉の状態	設 備	適用される原子炉の状態	設 備	所要数	所要数	所要数
運 転	可搬型窒素供給装置	運 転	可搬型窒素ガス供給装置	1台	1台	1台
起 動		起 動	當設代替交流電源設備		※2	・女川では、系統牌成に必要な電動弁に交流電源が必要であるため、常設代替交流電源設備及び燃料補給設備もS.A.設備としている。
高溫停止		高溫停止	燃料補給設備		※3	・女川では遠隔手動弁操作設備も期待している。
※ 1：必要な弁（遠隔手動操作弁含む）および配管を含む。						
※ 2：「6 6 - 1.2 - 1 常設代替交流電源設備」にて運転上の制限等を定める。						
※ 3：「6 6 - 1.2 - 7 燃料補給設備」にて運転上の制限等を定める。						
(2) 確認事項		(2) 確認事項			防災課長	
項目	頻 度	担当	項目	頻 度	担当	担当
1. 可搬型窒素供給装置の吐出圧力が 0. 5 MPa, 流量が 70 Nm ³ /h (窒素純度 99%以上 ^{※2} にて) であることを確認する。	定事検停時	原子炉 GM	1. 可搬型窒素ガス供給装置の吐出圧力が <u>████kPa[age]</u> , 流量が <u>████Nm³/h</u> (窒素純度 <u>████%</u> 以上 ^{※4} にて) であることを確認する。	定事検停時	防災課長	・女川では、当該設備に必要な弁の確認を実施する。
2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、可搬型窒素供給装置が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理 GM	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、可搬型窒素ガス供給装置が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	・女川では、当該設備に必要な弁の確認を実施する。
3. ベント用 S.G.T.S側隔壁弁、格納容器排気 S.G.T.S側止め弁、ベント用 HVAC側隔壁弁、格納容器排気 HVAC側止め弁、P.C.V耐圧強化ベント用連絡配管隔壁弁、P.C.V耐圧強化ベント用隔壁止め弁、F.C.V.Sベンクトライン隔壁弁(A), F.C.V.Sベンクトライン隔壁弁(B), S/Cベンクト用出口隔壁弁, D/Wベンクト用出口隔壁弁, D/Wベンクト用窒素ガス供給用第一隔壁弁, S/C側IP.S.A.窒素供給ライン第一隔壁弁および遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。			3. ベント用 S.G.T.S側隔壁弁、格納容器排気 S.G.T.S側止め弁、ベント用 HVAC側隔壁弁、格納容器排気 HVAC側止め弁、P.C.V耐圧強化ベント用連絡配管隔壁弁、P.C.V耐圧強化ベント用隔壁止め弁、F.C.V.Sベンクトライン隔壁弁(A), F.C.V.Sベンクトライン隔壁弁(B), S/Cベンクト用出口隔壁弁, D/Wベンクト用出口隔壁弁, D/Wベンクト用窒素ガス供給用第一隔壁弁, S/C側IP.S.A.窒素供給ライン第一隔壁弁および遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	防電課長		

保安規定比較表

(3) 要求される措置		※4：酸素濃度 1%未満であることをもって確認する。		※4：酸素濃度 1%未満であることをもって確認する。	
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		差異理由	
条件	要求される措置	条件	要求される措置		
A. 可搬型窒素供給装置が動作不能の場合	<p>A 1. 当直長は、残留熱除去系<u>2</u>系列を起動し、動作可能であることを確認することを確認する。 及び</p> <p>A 2. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能であることを確認することとともに、他の設備の設備<u>5</u>が動作可能であることを確認する。</p> <p>A 3. 当直長は、代替措置<u>6</u>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>A 4. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>A1. 発電課長は、残留熱除去系<u>3</u>系列を起動し、動作可能であることを確認することとともに、その他の設備が動作可能であることを確認する。 および</p> <p>A2. 登電課長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、他の設備が動作可能であることを確認する。 および</p> <p>A3. 防災課長は、代替措置<u>8</u>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>A4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>・女川では、LOCA時の原子炉水位回復として残留熱除去系(低圧注水系)3系列以上が必要であることから、設備の残留熱除去系の確認する系列数は3系列とした。</p>
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	<p>B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び</p> <p>B 2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	<p>2 4時間</p> <p>3 6時間</p>	<p>B1. 発電課長は、高温停止にする。 および</p> <p>B2. 登電課長は、冷温停止にする。</p>	<p>2 4時間</p> <p>3 6時間</p>	<p>1.0日間</p>
<p>※2：酸素濃度 1%未満であることをもって確認する。</p> <p>※3：残りの残留熱除去系<u>1</u>系列、非常用ディーゼル発電機<u>3</u>台、原子炉補機冷却海水系<u>3</u>系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※4：残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：代替品の補充等をいう。</p> <p>※6：代替品の補充等をいう。</p> <p>※7：残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※8：代替品の補充等をいう。</p>					

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

6 6 - 5 - 4 代替原子炉補機冷却系		6 6 - 5 - 4 原子炉補機代替冷却水系		女川 2 号炉案			
(1) 運転上の制限				差異理由			
(1) 運転上の制限				TS-25 6 6 - 5 - 4 原子炉補機代替冷却水系			
項目				原子炉補機代替冷却水系			
代替原子炉補機冷却系	代替原子炉補機冷却系 2 系列※1 が動作可能であること※2※3	原子炉補機代替冷却水系	原子炉補機代替冷却水系 2 系列※1 が動作可能であること※2				
適用される原子炉の状態	設備	所要数	適用される原子炉の状態	設備	所要数		
運転	大容量送水車(熱交換器ユニット用)	1台×2※4	運転	大容量送水ポンプ(タイプ1)	※3		
起動	熱交換器ユニット	1式×2※5	起動	熱交換器ユニット	1台×2※5		
高温停止	可搬型代替交流電源設備	※6	高温停止	常設代替交流電源設備	※6		
冷温停止	常設代替交流電源設備	※7	冷温停止	燃料交換	※7		
燃料交換	燃料補給設備	※8					
※1 : 1 系列とは、大容量送水車(熱交換器ユニット用) 1台、熱交換器ユニット1式及びホースをい。すをいう。							
※2 : 動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための原子炉補機冷却水系※8 の A 系および B 系のループ配管、残留熱除去系熱交換器、サーナンク、主要配管上の手動弁、電動弁及び接続口を含む。							
なお、動作可能であるべき原子炉補機冷却系(接続口含む)は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止においては、A 系及び B 系の計 2 系列、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換においては、A 系又は B 系どちらか 1 系列とする。							
※3 : 大容量送水車(熱交換器ユニット用) 及び熱交換器ユニットは、荒浜側及び大湊側に 1セグメントずつ分散配置されていること。							
※4 : 大容量送水車(熱交換器ユニット用) 及び熱交換器ユニットは、第 1 保管エリアおよび第 3 保管エリアに 1 セットずつ分散配置されしていること。							
※5 : 代替原子炉補機冷却水ポンプを含む。							
※6 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。							
※7 : 「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。							
※8 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。							
※3 : 原子炉補機冷却系のB系の冷却ラインは、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」と兼ねる。 動作不能時は、運転上の制限も確認する。 また、当該系統が動作不能時は、「第 52 条 残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系」及び「第 53 条 非常用ディーゼル発電設備冷却系」の運転上の制限も確認する。							
※4 : 原子炉補機冷却水系のA系の冷却ラインは、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」と兼ねる。 動作不能時は、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」の運転上の制限も確認する。							
※5 : 淡水ポンプおよび除熱ヘッダを含む。							
※6 : 「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。							
※7 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。							
※8 : 原子炉補機冷却水系のA系の冷却ラインは、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」と兼ねる。 動作不能時は、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」の運転上の制限も確認する。							
また、当該系統が動作不能時は、「第 52 条 原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系」の運転上の制限も確認する。							

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

(2) 確認事項				女川2号炉案			
(2) 確認事項				差異理由			
項目	頻度	担当		項目	頻度	担当	
1. 热交換器ユニット (P27-D2000, D3000, D4000) の代替原子炉補機冷却水ポンプの流量及び揚程が以下を満足していることを確認する。 ・流量が 6.5 m ³ /h 以上で揚程が 6.5 m 以上。 ・流量が 6.8 m ³ /h 以上で揚程が 5.6 m 以上。 ・流量が 7.0 m ³ /h 以上で揚程が 5.3 m 以上。	2年に1回	原子炉GM		1. 热交換器ユニットの淡水ポンプの流量および揚程が以下を満足していることを確認する。 ・流量が <input type="text"/> m ³ /h 以上で揚程が <input type="text"/> m 以上。	2年に1回	原子炉課長	・女川では、熱交換器ユニットは 1種類のため書き分け不要。
2. 热交換器ユニット (P27-D1000, D5000) の代替原子炉補機冷却水ポンプの流量及び揚程が以下を満足していることを確認する。 ・流量が <input type="text"/> m ³ /h 以上で揚程が <input type="text"/> m 以上。 ・流量が <input type="text"/> m ³ /h 以上で揚程が <input type="text"/> m 以上。 ・流量が <input type="text"/> m ³ /h 以上で揚程が <input type="text"/> m 以上。	2年に1回	原子炉GM		2. R CW常用冷却水供給側分離弁 (A), R CW常用冷却水供給側分離弁 (B), R CW常用冷却水戻り側分離弁 (A), R CW常用冷却水戻り側分離弁 (B), R CW代替冷却水不要負荷分離弁 (A) および R CW代替冷却水不要負荷分離弁 (B) が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	送電課長	・女川では、大容量送水ポンプ (タイプ1) は 6.6 - 1.9 - 1で確認事項を定めている。
3. 大容量送水車(熱交換器ユニット用)の流量が <input type="text"/> m ³ /h 以上で吐出圧力が <input type="text"/> MPa 以上であることを確認する。	1年に1回	原子炉GM		3. 热交換器ユニットが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	・女川では、大容量送水ポンプ (タイプ1) は 6.6 - 1.9 - 1で確認事項を定めている。
4. 原子炉補機冷却水系における常用冷却水供給側分離弁及び常用冷却水戻り側分離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長		4. R HR熱交換器 (A) 冷却水出口弁, R HR熱交換器 (B) 冷却水出口弁, F PC熱交換器 (A) 冷却水出口弁および F PC熱交換器 (B) 冷却水出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	送電課長	・女川では、大容量送水ポンプ (タイプ1) は 6.6 - 1.9 - 1で確認事項を定めている。
5. 大容量送水車(熱交換器ユニット用)が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM		5. モバイル設備管理GM	3ヶ月に1回	防災課長	・女川では、大容量送水ポンプ (タイプ1) は 6.6 - 1.9 - 1で確認事項を定めている。
6. 热交換器ユニットが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM		6. 热交換器ユニットが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	・女川では、大容量送水ポンプ (タイプ1) は 6.6 - 1.9 - 1で確認事項を定めている。
7. 原子炉補機冷却水系における残留熱除去系熱交換器冷却水止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	当直長			7. 原子炉補機冷却水系における残留熱除去系熱交換器冷却水止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	送電課長	・女川では、大容量送水ポンプ (タイプ1) は 6.6 - 1.9 - 1で確認事項を定めている。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、名稱等の変更箇所
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				女川2号炉案	
適用される原子炉状態		条件	要求される措置	完了時間		要求される措置	条件	差異理由	
運転	A. 動作可能な代替原子炉補機冷却系及び冷却系が2系列未満1系列以上の場合	A 1. 当直長は、残りの代替原子炉補機冷却系が動作可能であることを確認する。 A 2. 当直長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他の設備※10が動作可能であることを確認する。	運転起動高溫停止	速やかに	速やかに	A1. 防災課長は、残りの原子炉補機代替冷却水系が動作可能であることを確認する。 A2. 発電課長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他の設備※10が動作可能であることを確認する。	A. 動作可能な原子炉補機代替冷却水系が2系列未満1系列以上の場合	速やかに	速やかに
起動	及び	A 3. 1. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※11が動作可能であることを確認する。	10日間	10日間	10日間	A3. 1. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※11が動作可能であることを確認する。	および	10日間	10日間
高溫停止	又は	A 3. 2. 当直長は、代替措置※12を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日間	10日間	10日間	A3. 2. 防災課長は、代替措置※12を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	および	10日間	10日間
	及び	A 4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日間	30日間	30日間	A4. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	および	30日間	30日間
	B. 動作可能な代替原子炉補機冷却系が1系列未満の場合	B 1. 当直長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他の設備※10が動作可能であることを確認する。	3日間	速やかに	速やかに	B1. 発電課長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他の設備※10が動作可能であることを確認する。	B. 動作可能な原子炉補機代替冷却水系が1系列未満の場合	速やかに	速やかに
	及び	B 2. 1. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※11が動作可能であることを確認する。	3日間			B2. 1. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※11が動作可能であることを確認する。	および	3日間	3日間
	又は	B 2. 2. 当直長は、代替措置※12を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	3日間			B2. 2. 防災課長は、代替措置※12を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	および	3日間	3日間
	及び	B 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間			B3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	および	10日間	10日間

保安規定比較表

女川 2 号炉案				差異理由
C. 原子炉補機冷却水系の A 系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	速やかに C 1. 当直長は、原子炉補機冷却水系 2 系列を起動し、動作可能であることを確認する。 ※9 とともに、その他の設備※1,3 が動作可能であることを確認する。 及び C 2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに D 1. 当直長は、代替循環冷却系を動作不能とみなす。 及び D 2. 当直長は、原子炉補機冷却水系 2 系列を起動し、動作可能であることを確認する。 ※9 とともに、その他の設備※1,3 が動作可能であることを確認する。 及び D 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに C. 原子炉補機冷却水系の A 系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	速やかに C1. 発電課長は、代替循環冷却系を動作不能とみなす。 および C2. 発電課長は、原子炉補機冷却水系 B 系を起動し、動作可能であることを確認する。 ※9 とともに、その他の設備※1,3 が動作可能であることを確認する。 および C3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。
D. 原子炉補機冷却水系の B 系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	速やかに D 1. 当直長は、代替循環冷却系を動作不能とみなす。 及び D 2. 当直長は、原子炉補機冷却水系 2 系列を起動し、動作可能であることを確認する。 ※9 とともに、その他の設備※1,3 が動作可能であることを確認する。 及び D 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに D. 原子炉補機冷却水系の B 系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	速やかに D1. 発電課長は、原子炉補機冷却水系 A 系を起動し、動作可能であることを確認する。 ※9 とともに、その他の設備※1,3 が動作可能であることを確認する。 および D2. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに ・女川では、代替循環冷却系が原子炉補機冷却系の A 系と共用する配管又は弁が動作不能とみなす。 および ・女川では、代替循環冷却系が原子炉補機冷却系の B 系と共用していないため、動作不能とみなさない。
E. 条件 A, B, C 又は D で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	2 4 時間 E 1. 当直長は、高温停止にする。 及び E 2. 当直長は、冷温停止にする。	3 6 時間 E 1. 当直長は、高温停止にする。 及び E 2. 当直長は、冷温停止にする。	2 4 時間 E. 条件 A, B, C または D で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	2 4 時間 E1. 発電課長は、高温停止にする。 および E2. 発電課長は、冷温停止にする。
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な代替原子炉補機冷却系が 2 系列未満の場合 又は 原子炉補機冷却水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	速やかに A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 1. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※1,1 が動作可能であることを確認する。 又は A 2. 2. 当直長は、代替措置※1,2 を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに A. 動作可能な原子炉補機代替冷却水系が 2 系列未満の場合 または 原子炉補機冷却水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	速やかに A1. 発電課長または防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 1. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※1,1 が動作可能であることを確認する。 または A2. 2. 防災課長は、代替措置※1,2 を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	※9：運転中のポンプについては、運転状態に上り確認する。	
※10：残りの原子炉補機冷却水系2系列、原子炉補機冷却海水系3系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※10：残りの原子炉補機冷却水系1系列、原子炉補機冷却海水系2系列は上り動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	
※11：大容量送水車（熱交換器ユニット用）又は代替原子炉補機冷却海水ポンプ（移動式変圧器を含む）にて海水直接通水を行う除熱を行う。	※11：大容量送水ポンプ（タイプ1）にて原子炉補機冷却海水系の淡水側に海水直接通水を行う除熱を行う。	
※12：代替品の補充等。	※12：代替品の補充等。	
※13：原子炉補機冷却海水系に接続する原子炉補機冷却海水系2系列及び非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※13：原子炉補機冷却海水系に接続する原子炉補機冷却海水系1系列および動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧文からの変更箇所

保安規定比較表

6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系	柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系	女川2号炉案	差異理由		
(1) 運転上の制限							
(1) 運転上の制限							
項目	運転上の制限			運転上の制限			
代替循環冷却系	代替循環冷却系が動作可能であること※1※2			代替循環冷却系が動作可能であること※1※2			
適用される原子炉の状態	設 備	所要数	設 備	所要数			
運 転	復水移送ポンプ※2	2台	代替循環冷却ポンプ※3	1台	・女川では、代替循環冷却系において運転上の制限は、代替循環冷却ポンプではなく、代替循環冷却ポンプを使用する。		
起 動	サブレッシュ・チエンバ 可搬型代替交流電源設備	※3	サブレッシュ・チエンバ 原子炉補機代替冷却水系	※4	・女川では、代替循環冷却系において運転上の制限は、代替循環冷却ポンプではなく、代替循環冷却ポンプを使用する。		
高温停止	代替原子炉補機冷却系 常設代替交流電源設備	※4	原子炉補機代替冷却水系 常設代替交流電源設備	※5	・女川では、代替循環冷却系において運転上の制限は、代替循環冷却ポンプではなく、代替循環冷却ポンプを使用する。		
	代替所内電気設備 燃料補給設備	※5	常設代替交流電源設備 代替所内電気設備	※6	・女川では、代替循環冷却系において運転上の制限は、代替循環冷却ポンプではなく、代替循環冷却ポンプを使用する。		
	燃料補給設備	※8	燃料補給設備	※7	・女川では、代替循環冷却系において運転上の制限は、代替循環冷却ポンプではなく、代替循環冷却ポンプを使用する。		
※1：必要な弁及び配管を含む。	※1：必要な弁および配管を含む。						
※2：代替循環冷却系の注水ライシスは、「6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「6 6 - 4 - 3 低圧代替注水系（可搬型）」、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」、「6 6 - 6 - 1 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）」、「6 6 - 6 - 2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）」、「6 6 - 7 - 1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「6 6 - 7 - 2 原子炉格納容器下部注水系（常設）（可搬型）」、「6 6 - 7 - 3 原子炉格納容器下部注水系（常設）（常設）（代替循環冷却ポンプ）」、「6 6 - 7 - 4 原子炉格納容器下部注水系（常設）（常設）（代替循環冷却ポンプ）」、「6 6 - 7 - 5 代替循環冷却系」、「6 6 - 6 - 1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」及び「6 6 - 7 - 1 格納容器下部注水系（常設）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。							
※2：復水移送ポンプは、「6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系（常設）」、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」、「6 6 - 6 - 1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」及び「6 6 - 7 - 1 格納容器下部注水系（常設）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。	※2：復水移送ポンプは、「6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系（常設）」、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」、「6 6 - 6 - 1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」及び「6 6 - 7 - 1 格納容器下部注水系（常設）（常設）（代替循環冷却ポンプ）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。						
※3：「第4条 サブレッシュ・チエンバの水位」において運転上の制限等を定める。	※3：「第4条 サブレッシュ・チエンバの水位」において運転上の制限等を定める。						
※4：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※4：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。						
※6：「6 6 - 5 - 4 代替原子炉補機冷却系」において運転上の制限等を定める。	※5：「6 6 - 5 - 4 原子炉補機代替冷却水系」において運転上の制限等を定める。						
※5：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※6：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。						
※7：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。	※7：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。						
※8：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	※8：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、名稱等の変更箇所
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

(2) 確認事項				女川2号炉案			
				(2) 確認事項			
項目	項目	頻度	担当	項目	項目	頻度	担当
1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が□m以上、流量が□m ³ /h以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が□m ³ /h以上確保可能であることを確認する。	原子炉GM	定事検停止時	発電課長	1. 代替循環冷却ポンプの流量が□m ³ /h以上で、揚程が□m以上であることを確認する。	原子炉GM	定事検停止時	発電課長
2. 残留熱除去系高压炉心注水系第一止め弁及び残留熱除去系高压炉心注水系第二止め弁、下部ドライウェル注水ライン隔離弁及び下部ドライウェル注水流量調節弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	当直長	定事検停止時	発電課長	2. RHR MUWC連絡第一弁およびRHR MUWC連絡第二弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	原子炉GM	定事検停止時	発電課長
3. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	当直長	定事検停止時	発電課長	3. T/B緊急時隔離弁、R/B1F緊急時隔離弁およびR/B1F緊急時隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	原子炉GM	定事検停止時	発電課長
4. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であることを確認する。 ^{※9}	当直長	1ヶ月に1回	発電課長	4. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、代替循環冷却ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	原子炉GM	1ヶ月に1回	発電課長
5. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、低圧注水系A系及びB系における注入隔離弁及び洗浄水弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	当直長	1ヶ月に1回	発電課長	5. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、代替循環冷却ポンプバス弁、代替循環冷却ポンプ吸込弁、代替循環冷却ポンプ流量調整弁、RHR A系LPCI注入隔壁弁、RHR熱交換器(A)バイパス弁、RHR A系格納容器プレイヤ隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	原子炉GM	1ヶ月に1回	発電課長
6. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器スプレイ冷却系B系における洗浄水弁、格納容器冷却ライン隔離弁、格納容器冷却流量調節弁及びSI圧力抑制室スプレイ注入隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	当直長	1ヶ月に1回	発電課長	6. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、RHR B系LPCI注入隔壁弁およびRHR B系格納容器プレイヤン洗浄流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	原子炉GM	1ヶ月に1回	発電課長

※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
 •女川では、通常運転時においては、代替循環冷却ポンプは待機状態であるため、運転中のポンプの運転状態による確認の記載は不要。

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

(3) 要求される措置		女川2号炉案		差異理由
条件	要求される措置	適用される原子炉の状態	要求される措置	
A. 代替循環冷却系が動作不能の場合	<p>A 1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{※10}とともに、その他の設備^{※11}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	速やかに起動	<p>A1. 代替循環冷却系が動作不能の場合</p> <p>A2. <u>おより</u>発電課長は、<u>低圧灰心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認する。</u></p>	<p>・女川では、代替循環冷却系は格納容器の除熱に加え残存溶融炉心の冷却機能もあるため、機能喪失DB設備（γ設備）として注水設備も設定している。</p>
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	<p>B 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	3日間	<p>B1. <u>おより</u>発電課長は、高温停止にする。</p> <p>B2. <u>発電課長は、冷温停止にする。</u></p>	<p>・女川では、代替循環冷却系は格納容器の除熱に加え残存溶融炉心の冷却機能もあるため、機能喪失DB設備（γ設備）として注水設備も設定している。</p>
		24時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	<p>※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※10：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機1台、原子炉補機冷却水系1系列及び原子炉補機冷却海水系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※11：起動した格納容器スプレイ冷却系に関連する非常用ディーゼル発電機1台、原子炉補機冷却海水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧文からの変更箇所

保安規定比較表

6 6 - 5 - 6 格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視				B 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）	A 女川 2 号炉案
(1) 運転上の制限				6 6 - 5 - 6 原子炉格納容器内の水素濃度および酸素濃度の監視	TS-25 6 6 - 5 - 6 原子炉格納容器内の水素濃度および酸素濃度の監視
(1) 運転上の制限					
項目					運転上の制限
格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視	格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視設備が動作可能であること	原子炉格納容器内の水素濃度および酸素濃度監視設備が動作可能であること	原子炉格納容器内の水素濃度および酸素濃度監視設備が動作可能であること	原子炉格納容器内の水素濃度および酸素濃度監視設備が動作可能であること	原子炉格納容器内の水素濃度および酸素濃度監視設備が動作可能であること
適用される原子炉の状態	設 備	所要数	適用される原子炉の状態	設 備	所要数
運 転	格納容器内水素濃度 (S/A)	※ 1	運 転	格納容器内水素濃度 (D/W)	※ 1
起 動	格納容器内水素濃度	※ 1	起 動	格納容器内水素濃度 (S/C)	※ 1
高溫停止	格納容器内酸素濃度	※ 1	高溫停止	格納容器内酸素濃度	※ 1
※ 1 : 「6 6 - 1 3 - 1 主要パラメータ及び代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。なお、格納容器内酸素濃度は、「第 4 8 条 格納容器内の酸素濃度」と兼ねる。動作不能時は、運転上の制限も確認する。	※ 1 : 「6 6 - 1 3 - 1 主要パラメータ及び代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。なお、格納容器内酸素濃度は、「第 4 8 条 格納容器の酸素濃度」、「第 4 8 条 格納容器の酸素濃度」を兼ねる。動作不能時は、運転上の制限も確認する。				

まとめ資料からの追記箇所を赤字にて示す

添付資料 - 1

女川原子力発電所 2号炉における 原子炉格納容器内の火災防護について

1. はじめに

女川原子力発電所 2号炉の原子炉格納容器内は、プラント運転中については、窒素が封入され雰囲気が不活性化されていることから、火災の発生は想定されない。

一方で、窒素が封入されていない期間のほとんどは原子炉が低温停止に到達している期間であるが、わずかではあるものの原子炉が低温停止に到達していない期間もあることを踏まえ、以下のとおり火災防護対策を講じる。

2. 原子炉格納容器内の状態について

原子炉格納容器内の窒素置換（窒素封入・排出）は、プラント起動時及びプラント停止時において以下のとおり実施される。

【プラント起動時】

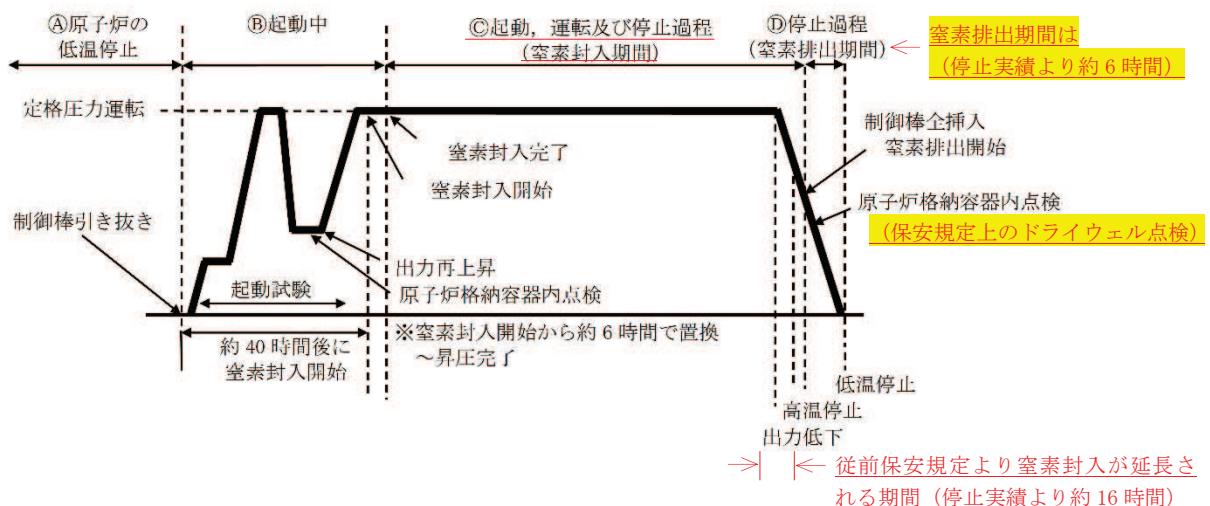
- ・制御棒引き抜き（原子炉の高温・低温停止状態の外へ移行）
- ・出力上昇・起動試験・出力低下・制御棒全挿入（原子炉の高温停止状態へ移行）
- ・原子炉格納容器内点検
- ・窒素封入
- ・制御棒引き抜き・出力再上昇（原子炉の高温・低温停止状態の外へ移行）

【プラント停止時】

- ・制御棒挿入・出力低下
- ・高温停止状態へ移行
- ・制御棒全挿入後、窒素排出開始
- ・原子炉格納容器内点検
- ・低温停止状態へ移行

なお、起動時のプラント状態について、火災防護の観点から以下のように分類する。（第8-1図）

- | | |
|---------------------------------------|--------------------|
| Ⓐ原子炉の低温停止 | (制御棒引き抜きまで) |
| Ⓑ起動中 | (制御棒引き抜き～窒素封入完了まで) |
| Ⓒ起動、運転及び停止過程(窒素封入期間)(窒素封入完了～制御棒全挿入まで) | |
| Ⓓ停止過程(窒素排出期間) | (制御棒全挿入後～低温停止まで) |



第8-1図：火災発生リスクの低減を考慮した原子炉の運転サイクル

火災の発生リスクを低減するためには、原子炉の起動時において窒素置換されない期間をできるだけ少なくすることが有効である。よって、原子炉の停止過程においては、原子炉が高温停止の状態において、原子炉格納容器内点検を実施する必要*があることから、制御棒全挿入後の高温停止状態にて窒素排出操作を実施する。

* 原子炉が高温停止状態において、原子炉格納容器内の機器及び弁は、系統が高温状態であることから、金属製である配管や弁の伸びなどの温度影響から、配管と機器の接続部や弁グランド部等からの漏えいの有無を早期に発見することが可能。万一、漏えいが発生していた場合には放射性物質の流出を早期に停止させることができること。

また、女川2号機では原子炉格納容器内配管の耐震性向上のため、配管サポート（メカニカルスナッパ）を複数増設しており、高温状態でのサポート伸び率が設計範囲内であること、及び設備干渉の有無を点検し、異常がないことを確認することが可能。

以上より、低温停止中（定期検査中）における格納容器内とは温度環境が異なる状態で、異常を早期に発見・補修することにより、プラントの安全運転に万全を期すため、原子炉が高温停止状態において原子炉格納容器内点検を実施する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

表6 6－1 2 電源設備 6 6－1 2－1 常設代替交流電源設備		柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案 表6 6－1 2 電源設備 6 6－1 2－1 常設代替交流電源設備	女川2号炉案 TS-25 6 6－1 2 －1 常設代替交流電源設備			
(1) 運転上の制限								
(1) 運転上の制限								
項目		運転上の制限			運転上の制限			
常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備による電源系が動作可能であること			常設代替交流電源設備が動作可能であること			
(2) 確認事項								
(2) 確認事項								
項目		頻度		担当				
1. 第一ガスターービン発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	電気機器GM 定事検停止時	1ヶ月に1回	当直長	電気課長 定事検停止時	電気課長 定事検停止時			
2. 第一ガスターービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。				1ヶ月に1回	電気課長 定事検停止時			
3. 第一ガスターービン発電機用燃料タンクの油量が20 kL以上あることを確認する。ただし、第一ガスターービン発電機の運転中及び運転終了後12時間を除く。								
4. 第一ガスターービン発電機用燃料移送ポンプを起動し、動作可能なことを確認する。				1ヶ月に1回	電気課長 定事検停止時			
※1：燃料移送系の必要な弁及び配管を含む。 ※2：「6 6－1 2－7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。								
(2) 確認事項								
項目		頻度		担当				
1. 第一ガスターービン発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	電気機器GM 定事検停止時	1ヶ月に1回	当直長	電気課長 定事検停止時	電気課長 定事検停止時			
2. 第一ガスターービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。				1ヶ月に1回	電気課長 定事検停止時			
3. 第一ガスターービン発電機用燃料タンクの油量が20 kL以上あることを確認する。ただし、第一ガスターービン発電機の運転中及び運転終了後12時間を除く。								
4. 第一ガスターービン発電機用燃料移送ポンプを起動し、動作可能なことを確認する。				1ヶ月に1回	電気課長 定事検停止時			

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

(3) 要求される措置		(3) 要求される措置			差異理由		
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転起動	A. 常設代替交流電源設備による電源系が動作不能の場合	<p>A1. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※3が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4万台動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A1. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	速やかに 3日間 10日間	<p>A. 常設代替交流電源設備が動作不能の場合</p>	<p>A1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※2が動作可能であることを確認する。</p>	速やかに 3日間 10日間	
高溫停止		<p>又は</p> <p>A2. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※3が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※5が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A2. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	速やかに 3日間 10日間	<p>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>B1. 発電課長は、高溫停止にする。 B2. 発電課長は、冷温停止にする。</p>	<p>B1. 発電課長は、高溫停止にする。 B2. 発電課長は、冷温停止にする。</p>	<p>24時間 36時間</p>
		<p>A. 常設代替交流電源設備による電源系が動作不能の場合</p>	<p>A1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A3. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能</p>	<p>A. 常設代替交流電源設備が動作不能の場合</p>	<p>A1. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。</p>	<p>A1. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。</p>	<p>速やかに 3日間 10日間</p>
冷温停止 燃料交換							

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
A3 . 2 . 又は A3 . 2 . 当直長は、当該機能を補完する 自主対策設備※ ⁵ が動作可能であ ることを確認する。	速やかに であることを確認する。		A3. 発電課長および防災課長は、当該機能を補 完する自主対策設備※ ³ が使用可能であるこ とを確認する。	速やかに 差異なし
※ 3 : 残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを 確認する。	※ 2 : 残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認 する。	※ 2 : 残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認 する。	※ 2 : 残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認 する。	・女川では、常設代替 交流電源設備に対するC設備がない ため、D設備による要求させる措置 のみを記載。
※ 4 : 号炉間電力融通ケーブルを使用したM／C（C）系又はM／C（D）系の受電をいい、 当該系統で要求される準備時間を満足させるためにケーブルを接続する等の補完措置を 含む。なお、6号炉側の電路が自主対策設備であることから、号炉間電力融通ケーブルを 使用した場合の復旧までの完了時間は10日間となる。	※ 3 : 2号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機による非常用交流高圧電 源母線2C系または2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合または号 炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合）をいい、当該系統で要求される準備時間 を満足させるためにケーブルを接続する等の補完措置を含む。	※ 3 : 2号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機による非常用交流高圧電 源母線2C系または2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合または号 炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合）をいい、当該系統で要求される準備時間 を満足させるためにケーブルを接続する等の補完措置を含む。	※ 5 : 第二代替交流電源設備（第二ガススタービン発電機）をいい、当該系統で要求される準備時間を 満足させるための補完措置を含む。	・自主対策設備の相違。 （柏崎：第二代替 交流電源設備（第 二ガススター ビン発 電機）を自主対策 設備としている。 女川：号炉間電力 融通ケーブルを使 用した3号炉非常 用ディーゼル発電 機による非常用交 流高圧電源母線2 C系又は2D系の 受電（号炉間電力 融通ケーブル（常 設）を使用した場 合又は号炉間電力 融通ケーブル（可 搬型）を使用した 場合）を使用した 場合）を自主対策 設備としている。）

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備		柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）	
(1) 運転上の制限		女川 2 号炉案	
(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備による電源系 2 系列※1 が動作可能であること※2	可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備 2 系列※1 が動作可能であること※2
(1) 運転上の制限			
適用される原子炉の状態	設 備	適用される原子炉の状態	設 備
運 転	電源車	原 子 炉 の 状 態	電 源 車
起 動		原 子 炉 の 状 態	2 台 × 2 ※3
高 温 停 止	タンクローリ (4 kL)	運 転	
冷 温 停 止		起 動	タンクローリ
燃 料 交 換	軽油タンク	高 温 停 止	
		冷 温 停 止	軽油タンク
		燃 料 交 換	
		ガスダーピン発電設備軽油タンク	
			※4
(2) 確認事項			
項目	頻 度	項目	頻 度
1. 電源車を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2 年に 1 回	1. 電源車を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2 年に 1 回
2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回

※1 : 1 系列とは、電源車 2 台をいう。

※2 : 動作可能なことは、電源車接続口（原子炉建屋東側）または電源車接続口（原子炉建屋西側）に接続できることを含む。

※3 : 電源車は、第 2 保管エリアおよび第 3 保管エリアに分散配置されていること。

※4 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

TS-25 840 ページ
参照。

・女川の原子炉補機
代替冷却水系（熱交換器ユニット）
は、付属空冷式ディーゼルエンジン
駆動であることから、電源車は不要
である。

・女川の原子炉補機
代替冷却水系（熱交換器ユニット）
は、付属空冷式ディーゼルエンジン
駆動であることから、電源車は不要
である。

・女川では、ガスター
ビン発電設備軽油
タンクを期待する
ため、設備に記載
して管理する。

TS-25 6 6 - 1 2 - 7
にて記載する。

TS-25 6 6 - 1 2 - 7
にて記載する。

TS-25 6 6 - 1 2 - 7
にて記載する。

TS-25 6 6 - 1 2 - 7
にて記載する。

TS-25 6 6 - 1 2 - 7
にて記載する。

TS-25 6 6 - 1 2 - 7
にて記載する。

TS-25 6 6 - 1 2 - 7
にて記載する。

TS-25 6 6 - 1 2 - 7
にて記載する。

TS-25 6 6 - 1 2 - 7
にて記載する。

TS-25 6 6 - 1 2 - 7
にて記載する。

TS-25 6 6 - 1 2 - 7
にて記載する。

TS-25 6 6 - 1 2 - 7
にて記載する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各項等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		差異理由			
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備による電源 が2系列未満の場合	A 1. 当直長は、残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。 A 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する。 及び	速やかに	運転 起動 高温停止	A1. 防災課長は、残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。 A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する。	速やかに	速やかに
						・女川では、可搬型代替交流電源設備に対するC設備及びD設備があるため、要求される措置を記載。	

赤字 : 設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字 : 記載表現、記載箇所、各項等の相違（実質的な相違なし）
 下線 : 旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案			
		適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完工時間
B. 動作可能な可搬型代替交流電源設備による電源系が1系列未満の場合	B 1. 当直長は、代替原子炉補機冷却系を動作不能とみなす。 及び	速やかに	B. 動作可能な可搬型代替交流電源設備が1系列未満の場合	B1.1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。 および B1.2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備※6が動作可能であることを確認する。 および B1.3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 または	速やかに 3日間 30日間
				B2. 1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。 および B2.2.1. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※7が使用可能であることを確認する。 または B2.2.2. 防災課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B2.3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 3日間 3日間 10日間 10日間
				C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	2.4時間 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。 36時間

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各項等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案			
		適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	差異理由
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備による電源系が2系列未満の場合 及び	A.1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。 及び	速やかに 速やかに	<p>A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備が2系列未満の場合</p> <p>A1. <u>防災課長</u>は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A2. <u>登電課長</u>は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。 および</p> <p>A3. 1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備^{※6}が動作可能であることを確認する。 または</p> <p>A3. 2. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備^{※7}が使用可能であることを確認する。 または</p> <p>A3. 3. 防災課長は、代替措置^{※8}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>速やかに 速やかに</p> <p>速やかに 速やかに</p> <p>速やかに 速やかに</p>

※5：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

確認する。

※6：當設代替交流電源設備をいう。

※7：号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機による非常用交流高压電源母線2C系または2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合または号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合）をいう。

※8：代替品の補充等。

保安規定比較表

6 6 - 1 2 - 3 号炉間電力融通電気設備		柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		差異理由 •柏崎は6、7号炉の複数号炉申請であることから、号炉間電力融通ケーブルを使用したM/C(C)系又はM/C(D)系の受電をSA設備としているのに対し、女川は2号炉のみの単独号炉申請であることから、号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機による非常用交流高壓電源母線2C系又は2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設））を使用した場合は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合（可搬型）を使用した場合は、自主対策設備としている。
(1) 運転上の制限		女川では、対象設備なし		
項目		運転上の制限		
号炉間電力融通電気設備		所要数が使用可能であること		
適用される原子炉の状態		設備		所要数
運転	起動	号炉間電力融通ケーブル（常設）		1セット ^{※1}
	高温停止	号炉間電力融通ケーブル（可搬型）		1セット ^{※1}
	低温停止			
	燃料交換			
(2) 確認事項		項目		頻度 担当
1. 号炉間電力融通ケーブル（常設）が使用可能であることを確認する。		1ヶ月に1回		当直長
2. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）が使用可能であることを確認する。		3ヶ月に1回		モバイル設備管理GM

※1 : 1セットとは、1相分1本の3相分3本をいいう。

保安規定比較表

(3) 要求される措置				女川2号炉案
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	差異理由
運転 起動 高温停止	A. 所要数を満足していない場合	<p>A 1. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※1が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※2が動作可能であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>A 1. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>A 2. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※1が動作可能であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>A 2. 2. 1. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※3が動作可能であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>A 2. 2. 2. 当直長は、代替措置※4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>又は</p> <p>A 2. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	3日間 30日間 30日間 3日間 3日間 10日間	
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	<p>B 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	24時間 36時間	A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び
冷温停止 燃料交換	A. 所要数を満足しない場合			速やかに

保安規定比較表

	柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
	<p>A 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を速やかに起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※2}が動作可能であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>A 3. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備^{※3}が動作可能であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>A 3. 3. 当直長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>A 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を速やかに起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※2}が動作可能であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>A 3. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備^{※3}が動作可能であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>A 3. 3. 当直長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	

※1：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※2：常設代替交流電源設備（第一ガスタービン発電機）をいう。

※3：第二代替交流電源設備（第二ガスタービン発電機）をいう。

※4：代替品の補充等。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎の記載のうち、所内常設蓄電式直流電源設備に関する項目を比較する。		女川2号炉案		差異理由																																																																						
6.6-1.2-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備		6.6-1.2-3 所内常設蓄電式直流電源設備																																																																								
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内蓄電式直流電源設備※1 及び 常設代替 直流電源設備※2</td> <td>所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	所内蓄電式直流電源設備※1 及び 常設代替 直流電源設備※2	所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内常設蓄電式 直流電源設備</td> <td>所内常設蓄電式直流電源設備が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	所内常設蓄電式 直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備が動作可能であること																																																															
項目	運転上の制限																																																																									
所内蓄電式直流電源設備※1 及び 常設代替 直流電源設備※2	所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること																																																																									
項目	運転上の制限																																																																									
所内常設蓄電式 直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備が動作可能であること																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> <th>設備備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>直流1.25V充電器A※3</td> <td>1個</td> <td>1.25V充電器2A※1</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>直流1.25V蓄電池A※3</td> <td>1組</td> <td>1.25V蓄電池2A※1</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>直流1.25V充電器A-2※3</td> <td>1個</td> <td>1.25V充電器2B※1</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td>直流1.25V蓄電池A-2※3</td> <td>1組</td> <td>1.25V蓄電池2B※1</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>冷温停止</td> <td>AM用直流1.25V充電器※4</td> <td>1個</td> <td>AM用直流1.25V蓄電池※4</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>燃料交換</td> <td>AM用直流1.25V蓄電池※4</td> <td>1組</td> <td>AM用直流1.25V蓄電池※4</td> <td>1組</td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設備	所要数	設備備	所要数	運転	直流1.25V充電器A※3	1個	1.25V充電器2A※1	1個	起動	直流1.25V蓄電池A※3	1組	1.25V蓄電池2A※1	1組	高温停止	直流1.25V充電器A-2※3	1個	1.25V充電器2B※1	1個	低温停止	直流1.25V蓄電池A-2※3	1組	1.25V蓄電池2B※1	1組	冷温停止	AM用直流1.25V充電器※4	1個	AM用直流1.25V蓄電池※4	1組	燃料交換	AM用直流1.25V蓄電池※4	1組	AM用直流1.25V蓄電池※4	1組	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> <th>設備備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>1.25V充電器2A※1</td> <td>1個</td> <td>1.25V充電器2A※1</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>1.25V蓄電池2A※1</td> <td>1組</td> <td>1.25V蓄電池2A※1</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>1.25V充電器2B※1</td> <td>1個</td> <td>1.25V充電器2B※1</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td>1.25V蓄電池2B※1</td> <td>1組</td> <td>1.25V蓄電池2B※1</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>冷温停止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料交換</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設備	所要数	設備備	所要数	運転	1.25V充電器2A※1	1個	1.25V充電器2A※1	1個	起動	1.25V蓄電池2A※1	1組	1.25V蓄電池2A※1	1組	高温停止	1.25V充電器2B※1	1個	1.25V充電器2B※1	1個	低温停止	1.25V蓄電池2B※1	1組	1.25V蓄電池2B※1	1組	冷温停止					燃料交換					
適用される原子炉の状態	設備	所要数	設備備	所要数																																																																						
運転	直流1.25V充電器A※3	1個	1.25V充電器2A※1	1個																																																																						
起動	直流1.25V蓄電池A※3	1組	1.25V蓄電池2A※1	1組																																																																						
高温停止	直流1.25V充電器A-2※3	1個	1.25V充電器2B※1	1個																																																																						
低温停止	直流1.25V蓄電池A-2※3	1組	1.25V蓄電池2B※1	1組																																																																						
冷温停止	AM用直流1.25V充電器※4	1個	AM用直流1.25V蓄電池※4	1組																																																																						
燃料交換	AM用直流1.25V蓄電池※4	1組	AM用直流1.25V蓄電池※4	1組																																																																						
適用される原子炉の状態	設備	所要数	設備備	所要数																																																																						
運転	1.25V充電器2A※1	1個	1.25V充電器2A※1	1個																																																																						
起動	1.25V蓄電池2A※1	1組	1.25V蓄電池2A※1	1組																																																																						
高温停止	1.25V充電器2B※1	1個	1.25V充電器2B※1	1個																																																																						
低温停止	1.25V蓄電池2B※1	1組	1.25V蓄電池2B※1	1組																																																																						
冷温停止																																																																										
燃料交換																																																																										
※1：所内蓄電式直流電源設備とは、直流1.25V充電器A、直流1.25V充電器A-2、直流1.25V蓄電池A-2、AM用直流1.25V充電器及びAM用直流1.25V蓄電池をいう。		※1：当該系統が動作不能時は、「第6.2条 直流電源その1」、「第6.3条 直流電源その2」、「第6.4条 所内電源系統その1」および「第6.5条 所内電源系統その2」の運転上の制限も確認する。		・女川では、既存保安規定条文の直流電源に加え所内電源にも関わるため、LCOの確認することを追記する。																																																																						
※2：常設代替直流電源設備とは、AM用直流1.25V充電器及びAM用直流1.25V蓄電池をいう。		※2：当該系統が動作不能時は、「第6.2条 直流電源その1」及び「第6.3条 直流電源その2」の運転上の制限も確認する。		・女川の「使用済燃料プール監視設備」の運転上の制限も確認する。																																																																						
※3：当該系統が動作不能時は、「第6.2条 直流電源その1」及び「第6.3条 直流電源その2」の運転上の制限も確認する。		※3：当該系統が動作不能時は、「第6.2条 直流電源その1」、「第6.3条 直流電源その2」の運転上の制限も確認する。		・女川の「使用済燃料プール監視設備」のうち、直流電源負荷である「使用済燃料プール水位／温度（ヒートセーモ式）」及び「使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）」は、「所内常設																																																																						
※4：当該系統が動作不能時は、「6.6-9-3 使用済燃料プール監視設備」の運転上の制限も確認する。		※4：当該系統が動作不能時は、「6.6-9-3 使用済燃料プール監視設備」の運転上の制限も確認する。																																																																								

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案 (2) 確認事項	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">項目</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">項目</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">頻度</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。</td><td style="padding: 5px;">1. 所内常設代替直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。</td><td style="padding: 5px;">定事検停止時</td><td style="padding: 5px;"><u>電気課長</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2. 直流12.5V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。</td><td style="padding: 5px;">2. <u>12.5V蓄電池2A</u>の浮動充電時の蓄電池電圧が<u>12.8V</u>以上であることを確認する。</td><td style="padding: 5px;">1週間に1回</td><td style="padding: 5px;"><u>発電課長</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3. 直流12.5V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が12.6V以上であることを確認する。</td><td style="padding: 5px;">3. <u>12.5V蓄電池2B</u>の浮動充電時の蓄電池電圧が<u>12.8V</u>以上であることを確認する。</td><td style="padding: 5px;">1週間に1回</td><td style="padding: 5px;"><u>送電課長</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4. AM用直流12.5V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。</td><td style="padding: 5px;">4. <u>AM用直流12.5V蓄電池</u>について、浮動充電時の蓄電池電圧が<u>12.5V</u>以上であることを確認する。</td><td style="padding: 5px;">1週間に1回</td><td style="padding: 5px;"><u>当直長</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5. 直流12.5V充電器A及び直流12.5V充電器A-2の出力電力を確認する。</td><td style="padding: 5px;">5. <u>直流12.5V充電器2A</u>および<u>12.5V充電器2B</u>の出力電力を確認する。</td><td style="padding: 5px;">1週間に1回</td><td style="padding: 5px;"><u>送電課長</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">6. AM用直流12.5V充電器の出力電圧を確認する。</td><td style="padding: 5px;">6. <u>AM用直流12.5V充電器</u>の出力電圧を確認する。</td><td style="padding: 5px;">1週間に1回</td><td style="padding: 5px;"><u>当直長</u></td></tr> </tbody> </table>	項目	項目	頻度	担当	1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。	1. 所内常設代替直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	<u>電気課長</u>	2. 直流12.5V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	2. <u>12.5V蓄電池2A</u> の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>12.8V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	<u>発電課長</u>	3. 直流12.5V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が12.6V以上であることを確認する。	3. <u>12.5V蓄電池2B</u> の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>12.8V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	<u>送電課長</u>	4. AM用直流12.5V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	4. <u>AM用直流12.5V蓄電池</u> について、浮動充電時の蓄電池電圧が <u>12.5V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	<u>当直長</u>	5. 直流12.5V充電器A及び直流12.5V充電器A-2の出力電力を確認する。	5. <u>直流12.5V充電器2A</u> および <u>12.5V充電器2B</u> の出力電力を確認する。	1週間に1回	<u>送電課長</u>	6. AM用直流12.5V充電器の出力電圧を確認する。	6. <u>AM用直流12.5V充電器</u> の出力電圧を確認する。	1週間に1回	<u>当直長</u>
項目	項目	頻度	担当																											
1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。	1. 所内常設代替直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	<u>電気課長</u>																											
2. 直流12.5V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	2. <u>12.5V蓄電池2A</u> の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>12.8V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	<u>発電課長</u>																											
3. 直流12.5V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が12.6V以上であることを確認する。	3. <u>12.5V蓄電池2B</u> の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>12.8V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	<u>送電課長</u>																											
4. AM用直流12.5V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	4. <u>AM用直流12.5V蓄電池</u> について、浮動充電時の蓄電池電圧が <u>12.5V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	<u>当直長</u>																											
5. 直流12.5V充電器A及び直流12.5V充電器A-2の出力電力を確認する。	5. <u>直流12.5V充電器2A</u> および <u>12.5V充電器2B</u> の出力電力を確認する。	1週間に1回	<u>送電課長</u>																											
6. AM用直流12.5V充電器の出力電圧を確認する。	6. <u>AM用直流12.5V充電器</u> の出力電圧を確認する。	1週間に1回	<u>当直長</u>																											
		<p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">項目</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">項目</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">頻度</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">1. 女川では常設代替直流電源設備を6-12-4にて管理する。</td><td style="padding: 5px;">1. 女川では常設代替直流電源設備を6-12-4にて管理する。</td><td style="padding: 5px;">定事検停止時</td><td style="padding: 5px;"><u>電気課長</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2. 12.5V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。</td><td style="padding: 5px;">2. <u>12.5V蓄電池2A</u>の浮動充電時の蓄電池電圧が<u>12.8V</u>以上であることを確認する。</td><td style="padding: 5px;">1週間に1回</td><td style="padding: 5px;"><u>発電課長</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3. 12.5V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。</td><td style="padding: 5px;">3. <u>12.5V蓄電池2B</u>の浮動充電時の蓄電池電圧が<u>12.8V</u>以上であることを確認する。</td><td style="padding: 5px;">1週間に1回</td><td style="padding: 5px;"><u>送電課長</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4. AM用直流12.5V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。</td><td style="padding: 5px;">4. <u>AM用直流12.5V蓄電池</u>について、浮動充電時の蓄電池電圧が<u>12.5V</u>以上であることを確認する。</td><td style="padding: 5px;">1週間に1回</td><td style="padding: 5px;"><u>当直長</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5. 直流12.5V充電器A及び直流12.5V充電器A-2の出力電力を確認する。</td><td style="padding: 5px;">5. <u>直流12.5V充電器2A</u>および<u>12.5V充電器2B</u>の出力電力を確認する。</td><td style="padding: 5px;">1週間に1回</td><td style="padding: 5px;"><u>送電課長</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">6. AM用直流12.5V充電器の出力電圧を確認する。</td><td style="padding: 5px;">6. <u>AM用直流12.5V充電器</u>の出力電圧を確認する。</td><td style="padding: 5px;">1週間に1回</td><td style="padding: 5px;"><u>当直長</u></td></tr> </tbody> </table>	項目	項目	頻度	担当	1. 女川では常設代替直流電源設備を6-12-4にて管理する。	1. 女川では常設代替直流電源設備を6-12-4にて管理する。	定事検停止時	<u>電気課長</u>	2. 12.5V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	2. <u>12.5V蓄電池2A</u> の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>12.8V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	<u>発電課長</u>	3. 12.5V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	3. <u>12.5V蓄電池2B</u> の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>12.8V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	<u>送電課長</u>	4. AM用直流12.5V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	4. <u>AM用直流12.5V蓄電池</u> について、浮動充電時の蓄電池電圧が <u>12.5V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	<u>当直長</u>	5. 直流12.5V充電器A及び直流12.5V充電器A-2の出力電力を確認する。	5. <u>直流12.5V充電器2A</u> および <u>12.5V充電器2B</u> の出力電力を確認する。	1週間に1回	<u>送電課長</u>	6. AM用直流12.5V充電器の出力電圧を確認する。	6. <u>AM用直流12.5V充電器</u> の出力電圧を確認する。	1週間に1回	<u>当直長</u>
項目	項目	頻度	担当																											
1. 女川では常設代替直流電源設備を6-12-4にて管理する。	1. 女川では常設代替直流電源設備を6-12-4にて管理する。	定事検停止時	<u>電気課長</u>																											
2. 12.5V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	2. <u>12.5V蓄電池2A</u> の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>12.8V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	<u>発電課長</u>																											
3. 12.5V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	3. <u>12.5V蓄電池2B</u> の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>12.8V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	<u>送電課長</u>																											
4. AM用直流12.5V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	4. <u>AM用直流12.5V蓄電池</u> について、浮動充電時の蓄電池電圧が <u>12.5V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	<u>当直長</u>																											
5. 直流12.5V充電器A及び直流12.5V充電器A-2の出力電力を確認する。	5. <u>直流12.5V充電器2A</u> および <u>12.5V充電器2B</u> の出力電力を確認する。	1週間に1回	<u>送電課長</u>																											
6. AM用直流12.5V充電器の出力電圧を確認する。	6. <u>AM用直流12.5V充電器</u> の出力電圧を確認する。	1週間に1回	<u>当直長</u>																											

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			差異理由	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	完了時間
運転起動 高温停止	A.蓄電池が動作不能の場合	A 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 A 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 A 3. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に状態に復旧する。	速やかに	A.蓄電池が動作不能の場合	A1.発電課長は、非常用ディーゼル発電機 ^{※2} を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 および A2.発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを、および当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	速やかに	速やかに
B.充電器が動作不能の場合	B 1. 当直長は、蓄電池A、A-2及びAMが健全であることを確認する。 B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。	3日間 30日間 運転起動 高温停止	速やかに	B.充電器が動作不能の場合	B1.発電課長は、非常用ディーゼル発電機 ^{※2} を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該充電器の蓄電池が健全であることを確認する。 および B2.発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを、および当該五電器の蓄電池が健全であることを確認する。	速やかに	3日間 30日間 運転起動 高温停止
C.条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。 C 2. 当直長は、冷温停止にする。	30日間 36時間	30日間 36時間	C.条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1.発電課長は、高温停止にする。 および C2.発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	24時間 36時間

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案				差異理由
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	要求される措置	
冷温停止 燃料交換	A. 蓄電池が動作不能の場合	A 1. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	完了時間 速やかに	・女川では、蓄電池が動作不能の場合には、蓄電池と同様に運転時と非常用ディーゼル発電機及び充電器の健全性を確認する。 ※2: A1. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機※2を起動し、動作可能であることを確認することを確認する。 ※3: A3. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であること、および当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。
	B. 充電器が動作不能の場合	B 1. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。	完了時間 速やかに 冷温停止 燃料交換	・女川では、充電器が動作不能の場合は、運転時と同様に非常用ディーゼル発電機及び蓄電池の健全性を確認する。 ※2: B1. 発電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機※2を起動し、動作可能であることを確認することを確認する。 ※3: B3. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であること、および当該蓄電器の蓄電池が健全であることを確認する。

※2: 1.2.5V蓄電池A系が動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機A系とし、1.2.5V蓄電池B系が動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機B系とする。

※3: 女川では、動作不能となる蓄電池に対応した非常用ディーゼル発電機を確認することとしている。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

6 6 - 1 2 - 4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備		6 6 - 1 2 - 4 常設代替直流電源設備		女川 2 号炉案		差異理由																																									
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		TS-25 - 4 常設代替直流電源設備		6 6 - 1 2 - 4 常設代替直流電源設備																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内蓄電式直流電源設備※1 及び常設代替直流電源設備※2</td> <td>所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	所内蓄電式直流電源設備※1 及び常設代替直流電源設備※2	所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設代替直流電源設備</td> <td>常設代替直流電源設備が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	常設代替直流電源設備	常設代替直流電源設備が動作可能であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>運転</td> <td>運動</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>高溫停止</td> <td>1 2 5 V代替蓄電池</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>高溫停止</td> <td>冷溫停止</td> <td>燃料交換</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>冷溫停止</td> <td>冷溫停止</td> <td></td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>燃料交換</td> <td>運動</td> <td>2 5 0 V蓄電池</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>起動</td> <td></td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高溫停止</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設備	設備	所要数	運転	運転	運動	1組	起動	高溫停止	1 2 5 V代替蓄電池	1組	高溫停止	冷溫停止	燃料交換	1個	冷溫停止	冷溫停止		1組	燃料交換	運動	2 5 0 V蓄電池	1組		起動		1組		高溫停止			<ul style="list-style-type: none"> ・女川では所内常設蓄電式直流電源設備を 6 6 - 1 2 - 3 にて管理する。 	
項目	運転上の制限																																														
所内蓄電式直流電源設備※1 及び常設代替直流電源設備※2	所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること																																														
項目	運転上の制限																																														
常設代替直流電源設備	常設代替直流電源設備が動作可能であること																																														
適用される原子炉の状態	設備	設備	所要数																																												
運転	運転	運動	1組																																												
起動	高溫停止	1 2 5 V代替蓄電池	1組																																												
高溫停止	冷溫停止	燃料交換	1個																																												
冷溫停止	冷溫停止		1組																																												
燃料交換	運動	2 5 0 V蓄電池	1組																																												
	起動		1組																																												
	高溫停止																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>運動</td> <td>1 2 5 V代替蓄電池</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>高溫停止</td> <td>燃料交換</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>高溫停止</td> <td>冷溫停止</td> <td></td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>冷溫停止</td> <td>運動</td> <td>2 5 0 V蓄電池</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>燃料交換</td> <td>起動</td> <td></td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高溫停止</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設備	設備	所要数	運転	運動	1 2 5 V代替蓄電池	1組	起動	高溫停止	燃料交換	1個	高溫停止	冷溫停止		1組	冷溫停止	運動	2 5 0 V蓄電池	1組	燃料交換	起動		1組		高溫停止			<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉運転中に機能が要求される低圧代用注水系（常圧代用発電機ディーゼル発電機その1）及び保安規定第 62 条（直流電源系がシップ）へ注水系として設定期間を L0 適用することから、保安規定第 59 条（非常用ディーゼル発電機その1）及び保安規定第 62 条（直流電源系がシップ）へ注水系がシップ）へ注水系として設定期間を L0 適用される原子炉の状態については、別紙 66-4-2 (1) を参照。 																	
適用される原子炉の状態	設備	設備	所要数																																												
運転	運動	1 2 5 V代替蓄電池	1組																																												
起動	高溫停止	燃料交換	1個																																												
高溫停止	冷溫停止		1組																																												
冷溫停止	運動	2 5 0 V蓄電池	1組																																												
燃料交換	起動		1組																																												
	高溫停止																																														

※ 1：所内蓄電式直流電源設備とは、直流 1 2 5 V充電器 A、直流 1 2 5 V蓄電池 A、直流 1 2 5 V充電器 A - 2、AM 用直流 1 2 5 V充電器及び AM 用直流 1 2 5 V蓄電池をいう。

※ 2：常設代替直流電源設備とは、AM 用直流 1 2 5 V充電器及び AM 用直流 1 2 5 V蓄電池をいう。

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>※1：当該系統が動作不能時は、「6.6-4-2 低圧代蓄注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：当該系統が動作不能時は、「第6.2条 直流電源その1」及び「第6.3条 直流電源その2」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：当該系統が動作不能時は、「6.6-9-3 使用済燃料プール監視設備」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>※1：当該系統が動作不能時は、「6.6-4-2 (低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ))」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：当該系統が動作不能時は、「6.6-4-2 の運転上上の制限も確認する。</p> <p>※4：当該系統が動作不能時は、「6.6-9-3 使用済燃料ポンプ」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>・6.6-4-2 (低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ))」の運転上の制限も確認する。</p> <p>・女川では、当該系統は既存条文の直流電源系を兼ねていないので記載不要。</p> <p>・女川の「使用済燃料プール監視設備」のうち、直流電源負荷である「使用済燃料プール水位／温度（ヒートサ一モ式）」及び「使用済燃料プール上部空間放熱線モニタ（富線量、低線量）」は、「所内常設蓄電式直流電源」及び「常設代替直流電源設備」又は「可搬型代替直流電源設備」から給電可能であることから、「6.6-9-4 使用済燃料プール監視設備」の運転上の制限の確認は不要である。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

(2) 確認事項					女川2号炉案																																											
(2) 確認事項					差異理由																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 (蓄電池及び充電器) の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>運転評価GM</td> <td>1. <u>1.2 5 V代替蓄電池</u>の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>電気課長</td> </tr> <tr> <td>2. 直流 <u>1.2 5 V</u>蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 8 V</u>以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> <td>2. <u>2.5 0 V</u>蓄電池の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>電気課長</td> </tr> <tr> <td>3. 直流 <u>1.2 5 V</u>蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 6 V</u>以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> <td>3. <u>1.2 5 V代替蓄電池</u>の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 8 V</u>以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>送電課長</td> </tr> <tr> <td>4. AM用直流 <u>1.2 5 V</u>蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 8 V</u>以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> <td>4. <u>2.5 0 V</u>蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>2.4 8 V</u>以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>送電課長</td> </tr> <tr> <td>5. 直流 <u>1.2 5 V</u>充電器A及び直流 <u>1.2 5 V</u>充電器A-2の出力電圧を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. AM用直流 <u>1.2 5 V</u>充電器の出力電圧を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 (蓄電池及び充電器) の機能を確認する。	定事検停止時	運転評価GM	1. <u>1.2 5 V代替蓄電池</u> の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	2. 直流 <u>1.2 5 V</u> 蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 8 V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	2. <u>2.5 0 V</u> 蓄電池の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	3. 直流 <u>1.2 5 V</u> 蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 6 V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	3. <u>1.2 5 V代替蓄電池</u> の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 8 V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	送電課長	4. AM用直流 <u>1.2 5 V</u> 蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 8 V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	4. <u>2.5 0 V</u> 蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>2.4 8 V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	送電課長	5. 直流 <u>1.2 5 V</u> 充電器A及び直流 <u>1.2 5 V</u> 充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長				6. AM用直流 <u>1.2 5 V</u> 充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長			
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当																																											
1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 (蓄電池及び充電器) の機能を確認する。	定事検停止時	運転評価GM	1. <u>1.2 5 V代替蓄電池</u> の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長																																											
2. 直流 <u>1.2 5 V</u> 蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 8 V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	2. <u>2.5 0 V</u> 蓄電池の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長																																											
3. 直流 <u>1.2 5 V</u> 蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 6 V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	3. <u>1.2 5 V代替蓄電池</u> の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 8 V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	送電課長																																											
4. AM用直流 <u>1.2 5 V</u> 蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 8 V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	4. <u>2.5 0 V</u> 蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>2.4 8 V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	送電課長																																											
5. 直流 <u>1.2 5 V</u> 充電器A及び直流 <u>1.2 5 V</u> 充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長																																														
6. AM用直流 <u>1.2 5 V</u> 充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長																																														
<p>・女川では、<u>2.5 0 V</u>蓄電池は本系統の構成であるため確認事項を記載している。</p>																																																

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			差異理由	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転起動高溫停止	A. 蓄電池が動作不能の場合	A 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	3日間	運転起動	A 1. 125V代替蓄電池が動作不能の場合	A1. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機※2を起動し動作可能であること、および125V充電器が健全であることを確認するとともに、その他の設備※3が動作可能であることを確認する。	速やかに
	及び	A 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	3日間	高溫停止	B1. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であること、および125V代替充電器が健全であることを確認する。	B2. 発電課長は、2台の非常用ディーゼル発電機※2を起動し動作可能であること、および125V充電器が健全であることを確認するとともに、その他の設備※3が動作可能であることを確認する。	3日間
	及び	A 3. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に状態に復旧する。	30日間		B2. 250V蓄電池が動作不能の場合	B1. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機※2を起動し動作可能であること、および125V充電器が健全であることを確認するとともに、その他の設備※3が動作可能であることを確認する。	速やかに
				運転起動	および	B2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であること、および250V充電器が健全であることを確認する。	3日間
				高溫停止	および	B3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	30日間
	B. 充電器が動作不能の場合	B 1. 当直長は、蓄電池A、A-2及びAMが健全であることを確認する。	速やかに				
	及び	B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。	速やかに				
	及び	B 3. 当直長は、常設代替交流電源設備が	3日間				

・女川では、充電器は本系統の構成ではないため記載不要
 (66-12-5)
 にて管理。

・女川では、充電器は本系統の構成ではないため記載不要
 (66-12-5)
 にて管理。

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案				差異理由	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間		
C. 冷温停止 燃料交換	A. 蓄電池が動作不能の場合 及び B. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	A1. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 C1. 当直長は、高温停止にする。 C2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	A. 1.25V代替 蓄電池が動作不能の場合 及び B. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	A1. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機※2を起動し動作可能であることを確認することをより、その他の設備※3が動作可能であることを確認する。	A1. 発電課長は、高温停止にする。 C2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	<p>・女川では、蓄電池が動作不能の場合と同様に非常用ディーゼル発電機及び充電器が動作可能であることを確認する。</p>	
B. 充電器が動作不能の場合	B1. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。			B. 充電器が動作不能の場合 及び B2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。				<p>・女川では、充電器は本系統の構成ではないため記載不要（6.6-1.2-5にて管理）。</p>	
								<p>※2：非常用ディーゼル発電機とは、A系またはB系のディーゼル発電機をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	
								<p>※3：残りの非常用ディーゼル発電機および1.25V充電器をいい、</p>	

赤字 : 設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字 : 記載表現、記載箇所、各項等の相違（実質的な相違なし）
 下線 : 旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

6 6 - 1 2 - 5 可搬型直流電源設備		6 6 - 1 2 - 5 可搬型代替直流電源設備		6 6 - 1 2 - 5 可搬型代替直流電源設備	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
可搬型直流電源設備	可搬型直流電源設備による電源系が動作可能であること	可搬型代替直流電源設備			
適用される原子炉の状態					
運転起動	AM用直流125V充電器	※1	1.25V代替蓄電池	※1	・女川では、1.25V代替蓄電池を本系統の構成設備としているため記載。
高温停止	電源車	※2	1.25V代替充電器	1個	・女川では、1.25V代替充電器を本系統の構成設備としているため記載。
冷温停止	タンクローリ(4kL)	※3	電源車	※2	・女川では、1.25V代替充電器を本系統の構成設備としているため記載。
燃料交換	軽油タンク	※3	軽油タンク	※3	・女川では、ガスタービン発電設備軽油タンクを本系統の構成設備としているため記載。
適用される原子炉の状態					
運転起動	タンクローリ	※3	ガスタービン発電設備軽油タンク	※3	・女川では、2.50V蓄電池を本系統の構成設備としているため記載。
高温停止	タンクローリ	※3	タンクローリ	※3	・原子炉運転中に機能が要求される低圧代替注水系(常設駆動低圧設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)への給電設備である
冷温停止	2.50V蓄電池	※1	2.50V蓄電池	1個	ことから、保安規定第59条(非常用ディーゼル発電機その1)及び保安規定第62条(直流電源その1)と同
燃料交換	電源車	※2	電源車	※2	期間として設定する。適用される原子炉の状態については、別紙66-4-2(1)を参照。
適用される原子炉の状態					
運転起動	軽油タンク	※3	ガスタービン発電設備軽油タンク	※3	※1 : 「6 6 - 1 2 - 4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。
高温停止	タンクローリ	※3	タンクローリ	※3	※2 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。
燃料交換	タンクローリ	※3	タンクローリ	※3	※3 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。
適用される原子炉の状態					
運転起動	タンクローリ	※3	タンクローリ	※3	※1 : 「6 6 - 1 2 - 4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。
高温停止	タンクローリ	※3	タンクローリ	※3	※2 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。
燃料交換	タンクローリ	※3	タンクローリ	※3	※3 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

(2) 確認事項							女川2号炉案																																											
(2) 確認事項							差異理由																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 (蓄電池及び充電器)</td> <td>定事検停止時</td> <td>運転評価GM</td> <td>1. <u>1.25V代替充電器</u>の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>電気課長</td> </tr> <tr> <td>2. 直流1.25V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が1.28V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> <td>2. <u>2.50V充電器</u>の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>電気課長</td> </tr> <tr> <td>3. 直流1.25V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が1.26V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. AM用直流1.25V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が1.28V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. <u>直流1.25V充電器A及び直流1.25V充電器A-2の出力電圧を確認する。</u></td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> <td>3. <u>1.25V代替充電器</u>の出力電圧を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>6. AM用直流1.25V充電器の出力電圧を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> <td>4. <u>2.50V充電器</u>の出力電圧を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>							項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 (蓄電池及び充電器)	定事検停止時	運転評価GM	1. <u>1.25V代替充電器</u> の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	2. 直流1.25V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が1.28V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	2. <u>2.50V充電器</u> の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	3. 直流1.25V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が1.26V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長				4. AM用直流1.25V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が1.28V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長				5. <u>直流1.25V充電器A及び直流1.25V充電器A-2の出力電圧を確認する。</u>	1週間に1回	当直長	3. <u>1.25V代替充電器</u> の出力電圧を確認する。	1週間に1回	発電課長	6. AM用直流1.25V充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長	4. <u>2.50V充電器</u> の出力電圧を確認する。	1週間に1回	発電課長	<ul style="list-style-type: none"> ・女川では、250V充電器を本系統の構成設備としているため確認事項を記載。 	
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当																																													
1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 (蓄電池及び充電器)	定事検停止時	運転評価GM	1. <u>1.25V代替充電器</u> の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長																																													
2. 直流1.25V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が1.28V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	2. <u>2.50V充電器</u> の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長																																													
3. 直流1.25V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が1.26V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																																
4. AM用直流1.25V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が1.28V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																																
5. <u>直流1.25V充電器A及び直流1.25V充電器A-2の出力電圧を確認する。</u>	1週間に1回	当直長	3. <u>1.25V代替充電器</u> の出力電圧を確認する。	1週間に1回	発電課長																																													
6. AM用直流1.25V充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長	4. <u>2.50V充電器</u> の出力電圧を確認する。	1週間に1回	発電課長																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される 原子炉 の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A. 蓄電池が動作不能の場合</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B. 充電器が動作不能の場合</td> <td>B 1. 当直長は、蓄電池A、A-2及びAMが健全であることを確認する。 及び</td> <td>A. 1.25V代替充電器が動作不能の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転起動高温停止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	要求される措置	完了時間						A. 蓄電池が動作不能の場合	(略)				B. 充電器が動作不能の場合	B 1. 当直長は、蓄電池A、A-2及びAMが健全であることを確認する。 及び	A. 1.25V代替充電器が動作不能の場合			運転起動高温停止															<ul style="list-style-type: none"> ・女川では、1.25V代替蓄電池の確認については、SA設備として設備として確認しない。 ・女川では、非常用ディーゼル発電機^{※4}を起動し動作可能であること、および1個の1.25V充電器が健全であることを確認するとともに、その他の設備^{※5}が動作可能であることを確認する。 								
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	要求される措置	完了時間																																														
A. 蓄電池が動作不能の場合	(略)																																																	
B. 充電器が動作不能の場合	B 1. 当直長は、蓄電池A、A-2及びAMが健全であることを確認する。 及び	A. 1.25V代替充電器が動作不能の場合																																																
運転起動高温停止																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される 原子炉 の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間																									<ul style="list-style-type: none"> ・女川では、非常用ディーゼル発電機^{※4}及び1.25V充電器2台が動作可能であることを確認するところに、その他の設備^{※5}が動作可能であることを確認する。 ・女川では、非常用ディーゼル発電機A(柏崎：非常用ディーゼル発電機A系を確認する。) 															
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される 原子炉 の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間																									<ul style="list-style-type: none"> ・女川では、非常用ディーゼル発電機^{※4}を起動し動作可能であること、および1個の1.25V充電器が健全であることを確認するとともに、その他の設備^{※5}が動作可能であることを確認する。 ・女川では、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するところに、残りの充電器が健全であることを確認する。 ・女川では、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するところに、残りの充電器が健全であることを確認する。 															
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される 原子炉 の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間																													<ul style="list-style-type: none"> ・女川では、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するところに、その他の設備^{※5}が動作可能であることを確認する。 											
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間																																															

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
		とを確認する。 および A3. 発電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	30日間	
	及び B 4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	B. 250V充電器 が動作不能の 場合	B1. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機 ^{※4} を起動し動作可能であること、および1個の125V充電器が健全であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※5} が動作不能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であること、および250V蓄電池が健全であることを確認する。 および B3. 発電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	・女川では、250V充電器を本系統の構成設備としているため要求される措置を記載。 ・女川では、125V代替充電器が動作不能の場合に準じて記載。
C. 条件A又はB で要求される 措置を完了時 間内に達成でき ない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。 および C 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案	
					差異理由
				適用される 原子炉 の状態	条件
冷温停止 燃料交換	A. 蓄電池が動作 不能の場合	(略)		A. 1.25V代替充 電器が動作不 能の場合	<p>A1. 発電課長は、1.25V代替充電器を動作可能 な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A2. 奉書課長は、1台の非常用ディーゼル発電 機^{※4}を起動し、動作可能であること、および 1個の1.25V充電器が健全であることを 確認することともに、その他の設備^{※5}が動作 可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 奉書課長は、2台の常設代替交流電源設備 が動作可能であること、および1個の1.25 V充電器が健全であることを確認すると ともに、その他の設備^{※6}が動作可能であるこ とを確認する。</p>
	B. 充電器が動作 不能の場合	B 1. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に 復旧する措置を開始する。			<p>・女川では、1.25V 代替充電器が動作 不能の場合は運転 時と同様に非常用 ディーゼル発電機 及び1.25V充電</p>
					<p>速やかに</p> <p>冷温停止 燃料交換</p>
	B 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動 作可能であることを確認するども に、残りの充電器が健全であることを 確認する。				<p>速やかに</p>
					<p>・女川では、非常用ディ ーゼル発電機2 台及び1.25V充 電器2A、2Bを 確認することとし ている。</p> <p>（相齋：非常用ディ ーゼル発電機A 系を確認する。）</p>

※4：非常用ディーゼル発電機とは、A系またはB系のディーゼル発電機をいい、至近の記録等により動作可能で
あることを確認する。

※5：残りの1.25V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※6：残りの1.25V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各項等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備	柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備	女川2号炉案	差異理由
(1) 運転上の制限					
項目	運転上の制限				
代替所内電気設備	代替所内電気設備 ^{※1} から給電系が使用可能であること ^{※2}				
適用される原子炉の状態	設 備	所要数	設 備	所要数	
運 転	AM用M C	4 個	ガスチービン発電機接続盤	2個	
起 動	AM用切替盤	2 個	緊急用高压母線 2F系	2系列	
高溫停止	AM用動力変圧器	1 個	緊急用高压母線 2G系	1系列	
冷温停止	緊急用断路器	2 個	緊急用動力変圧器 2G系	1 個	
燃 料 交 換	緊急用電源切替箱接続装置	2 個	緊急用低压母線 2G系	3系列	
	緊急用電源切替箱断路器	1 個	緊急用交流電源切替盤 2G系	2個	
			緊急用交流電源切替盤 2C系	1 個	
			緊急用交流電源切替盤 2D系	1 個	
※ 1 : AM用操作盤を含む。					
※ 2 : 非常用交流高压電源母線A系及びB系に給電できることを含む。					
※ 3 : 「第6.4条 所内電源系統その1」および「第6.5条 所内電源系統その2」の運転上の制限も確認する。					
※ 4 : 女川では、既存保安規定条文の所内電源系統にも関わるため、LCOの確認することを追記する。					
(2) 確認事項					
項目	頻 度	担 当	頻 度	担 当	
1. 代替所内電気設備から給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	当直長	1ヶ月に1回	基質課長	

※ 1 : AM用操作盤を含む。

※ 2 : 非常用交流高压電源母線A系及びB系に給電できることを含む。

※ 3 : 「第6.4条 所内電源系統その1」および「第6.5条 所内電源系統その2」の運転上の制限も確認する。

(2) 確認事項

項目	頻 度	担 当	頻 度	担 当
1. 代替所内電気設備から給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	当直長	1ヶ月に1回	基質課長

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			差異理由	
適用される原子炉状態	条件	要求される措置	適用される原子炉状態	条件	要求される措置		
運転 起動 高温停止	A. 緊急用断路器 が動作不能の 場合	A 1. 当直長は、常設代替交流電源設備を動作不能とみます。	速やかに			完了時間	
	B. 代替所内電気設備による電源 系が動作不能の 場合	B 1. 当直長は、非常用所内電気設備が動作可能であることを確認する。 B 2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに	C 1. 当直長は、高温停止にする。 C 2. 当直長は、冷温停止にする。	A1. 発電課長は、常設代替交流電源設備を動作不能とみます。	速やかに	
	C. 条件Bで要求される措置を完了 時間内に達成 できない場合	A 1. 当直長は、常設代替交流電源設備を動作不能とみます。 A. 緊急用断路器 が動作不能の 場合	3日間	24時間	B1. ガスタービン発電機接続盤が動作不能の場合	常設代替交流電源設備を動作不能とみます。	
冷温停止 燃料交換	B. 代替所内電気設備による電源 系が動作不能の 場合	B 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B 2. 当直長は、非常用所内電気設備が動作可能であることを確認する。	速やかに	36時間	B2. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。	
					C1. 発電課長は、高温停止にする。 C2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間	
					A. ガスタービン発電機接続盤が動作不能の場合	常設代替交流電源設備を動作不能とみます。	
					B1. 発電課長は、常設代替交流電源設備を動作不能とみます。	常設代替交流電源設備を動作不能とみます。	
					B2. 発電課長は、非常用所内電気設備が動作可能であることを確認する。	常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。	

保安規定比較表

6 6 – 1 2 – 7 燃料補給設備	柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）		女川 2 号炉案	差異理由						
(1) 運転上の制限	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(1) 運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td><td>運転上の制限</td></tr> <tr> <td>燃料補給設備</td><td> (1) 軽油タンク 1 基以上が使用可能であること (2) 所要数のタンクローリー (4 k L) 及びタンクローリー (1 6 k L) が動作可能であること^{※1} </td></tr> </tbody> </table>				(1) 運転上の制限		項目	運転上の制限	燃料補給設備	(1) 軽油タンク 1 基以上が使用可能であること (2) 所要数のタンクローリー (4 k L) 及びタンクローリー (1 6 k L) が動作可能であること ^{※1}
(1) 運転上の制限										
項目	運転上の制限									
燃料補給設備	(1) 軽油タンク 1 基以上が使用可能であること (2) 所要数のタンクローリー (4 k L) 及びタンクローリー (1 6 k L) が動作可能であること ^{※1}									
(1) 運転上の制限	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(1) 運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td><td>(1) 軽油タンク レベルが所要値以上であること^{※1} (2) ガスバービン発電設備軽油タンク レベルが所要値以上であること^{※2} (3) 所要数のタンクローリーが動作可能であること^{※3} </td></tr> </tbody> </table>				(1) 運転上の制限		項目	(1) 軽油タンク レベルが所要値以上であること ^{※1} (2) ガスバービン発電設備軽油タンク レベルが所要値以上であること ^{※2} (3) 所要数のタンクローリーが動作可能であること ^{※3}		
(1) 運転上の制限										
項目	(1) 軽油タンク レベルが所要値以上であること ^{※1} (2) ガスバービン発電設備軽油タンク レベルが所要値以上であること ^{※2} (3) 所要数のタンクローリーが動作可能であること ^{※3}									
(1) 運転上の制限	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(1) 運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td><td>(1) 軽油タンク レベルが所要値以上であること^{※1} (2) ガスバービン発電設備軽油タンク レベルが所要値以上であること^{※2} (3) 所要数のタンクローリーが動作可能であること^{※3} </td></tr> </tbody> </table>				(1) 運転上の制限		項目	(1) 軽油タンク レベルが所要値以上であること ^{※1} (2) ガスバービン発電設備軽油タンク レベルが所要値以上であること ^{※2} (3) 所要数のタンクローリーが動作可能であること ^{※3}		
(1) 運転上の制限										
項目	(1) 軽油タンク レベルが所要値以上であること ^{※1} (2) ガスバービン発電設備軽油タンク レベルが所要値以上であること ^{※2} (3) 所要数のタンクローリーが動作可能であること ^{※3}									
適用される原子炉の状態	設 備	設 備	設 備	所要直・所要数						
運 転	軽油タンク ^{※2}	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク レベル ^{※4} ^{※5}		<u>2,770mm</u>						
起 動		高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク ^{※6} ベル ^{※5}		<u>3,140mm</u>						
高溫停止		ガスバービン発電設備軽油タンク レベル ^{※6}		<u>2,080mm</u>						
冷温停止										
燃料交換	タンクローリー			<u>2 台^{※7}</u>						
※ 1 : 非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後 2 日間は除く。なお、非常用ディーゼル発電機とは、A 系、B 系および高压炉心スプレイ系のディーゼル発電機をいう。 ※ 2 : 常設代替交流電源設備が運転中および運転終了後 2 日間は除く。										
※ 3 : 燃料移送系の必要な弁、配管およびホースを含む。 ※ 4 : 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク レベルとは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクの各々の軽油タンク レベルをいう。 ※ 5 : 軽油タンク レベルが必要量確保されない場合は、「第 6.1 条 非常用ディーゼル発電機燃料油料油等」の運転上の制限も確認する。 ※ 6 : ガスバービン発電設備軽油タンク レベルとは、ガスタービン発電設備軽油タンク 3 基の各々の軽油タンク レベルをいう。 ※ 7 : タンクローリー (4 k L) は、大湊側高台保管場所及び 5 号炉東側第二保管場所に分散配置されていること。										
※ 1 : 必要なホースを含む。 ※ 2 : 当該設備が使用不能時は、「第 6.1 条 非常用ディーゼル発電機燃料油等」の運転上の制限も確認する。 ※ 3 : 6 号炉及び 7 号炉の軽油タンク 4 基のうち 1 基。 ※ 4 : タンクローリー (4 k L) は、大湊側高台保管場所及び 5 号炉東側第二保管場所に分散配置されていること。										
※ 5 : 軽油タンク レベルを確認する。 ※ 6 : ガスバービン発電設備軽油タンク レベルとは、ガスタービン発電設備軽油タンク 3 基の各々の軽油タンク レベルをいう。 ※ 7 : タンクローリーは、第 2 保管エリア、第 3 保管エリアに分散配置されていること。										
※ 1 : 必要なホースを含む。 ※ 2 : 当該設備が使用不能時は、「第 6.1 条 非常用ディーゼル発電機燃料油等」の運転上の制限も確認する。 ※ 3 : 6 号炉及び 7 号炉の軽油タンク 4 基のうち 1 基。 ※ 4 : タンクローリー (4 k L) は、大湊側高台保管場所及び 5 号炉東側第二保管場所に分散配置されていること。										
※ 5 : 軽油タンク レベルを確認する。 ※ 6 : ガスバービン発電設備軽油タンク レベルとは、ガスタービン発電設備軽油タンク 3 基の各々の軽油タンク レベルを確認すること。 ※ 7 : タンクローリーは、第 2 保管エリア、第 3 保管エリアに分散配置されていること。										

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧文からの変更箇所

保安規定比較表

(2) 確認事項				女川2号炉案			
項目	頻度	担当		項目	頻度	担当	差異理由
1. 6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基以上が第6条で定める軽油タンクレベルを満足していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長		1. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。 2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。 3. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。 4. タンクローリーが動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回 1ヶ月に1回 1ヶ月に1回 3ヶ月に1回	発電課長 発電課長 発電課長 防災課長	
2. タンクローリー(4kL)が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM					
3. タンクローリー(16kL)が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM					
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置			
A. 軽油タンクが所要数を満足していない場合	当直長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	A.1. 当直長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	完了時間 2日間	A. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値を満足しない場合	A1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	完了時間 2日間	
B. 動作可能なタンクローリー(4kL)が所要数を満足していない場合		B.1. 当直長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。		B. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値を満足しない場合	B1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	完了時間 2日間	
C. 動作可能なタンクローリー(16kL)が所要数を満足していない場合		C.1. 当直長は、ガススターバин発電設備軽油タンクレベルが所要値を満足しない場合		C. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値を満足しない場合	C1. 発電課長は、ガススターバイン発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	完了時間 2日間	
D. 条件Aで要求される措置を満足していない場合		D.1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 D.2. 当直長は、代替措置※8を検討し、原子炉主技術者の確認を得て実施する※9。		D. 動作可能なタンクローリーが所要数を満足しない場合	D1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 D2. 当直長は、代替措置※8を検討し、原子炉主技術者の確認を得て実施する※9。	完了時間 2日間 2日間	
E. 条件A, B, CまたはDで要求される措置を完了した場合		E. 条件A, B, CまたはDで要求される措置を完了した場合		E.1. 防災課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備※10を動作不能※11とみなす。	E1. 防災課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備※10を動作不能※11とみなす。	完了時間 2日間	速やかに

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
		場合		
E. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E 1 . 当直長は、タンクローリ (4 k L) による燃料補給をする重大事故等対処設備 ^{※7} を動作不能 ^{※8} とみなす。	速やかに		
F. 条件Cで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	F 1 . 当直長は、タンクローリ (16 k L) による燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{※7} を動作不能 ^{※8} とみなす。	速やかに		

※5 : 代替品の補充等をいう。
 ※6 : 2日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件E及びFには移行しない。
 ※7 : 燃料補給を有する重大事故等対処設備とは、以下をいう。
 タンクローリ (4 k L) ; 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) , 可搬型代替注水ポンプ (A-2級) , 大容量送水ポンプ (タイプI), 熱交換器エニット, 可搬型窒素ガス供給装置および大容量送水ポンプ (タイプII), ガススタービン発電機
 水設備用), 電源車, モニタリングボスト用発電機及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備。
 タンクローリ (16 k L) ; 第一ガスタービン発電機。

※8 : 燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。

※9 : 2日間以内に代替措置が完工した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件Eには移行しない。

※10 : 燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、以下をいう。

※11 : 燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。

運転上の制限に対する逸脱の判断および「要求される措置」の実施者について

（女川原子力発電所における考え方）

- 保安規定第 66 条表 66-1 から表 66-19 の確認事項は、運転管理の業務所掌に応じて各課長が実施し、保安規定第 66 条第 2 項に基づきその結果を発電管理課長^{*1}、防災課長（可搬設備のみ^{*2}）に通知する。
- 運転状態に対応した運転上の制限（以下、「LC0」という）に対する逸脱判断についても、保安規定第 74 条第 1 項に基づき各課長が行う。
- 確認事項の結果が LC0 逸脱となった場合、各課長は保安規定第 74 条第 4 項に基づき発電管理課長、防災課長（可搬設備のみ）に報告する。また、発電課長、防災課長は保安規定第 66 条第 3 項に基づき表 66-1 から表 66-19 の要求される措置を講じる。

（先行審査プラントとの差異）

- 柏崎刈羽原子力発電所では、LC0 に対する逸脱判断および要求される措置は、当直長が講じるとしている。
- 美浜発電所では、LC0 に対する逸脱判断は各課(室)長（品質保証室長等を除く）が行い、その結果を必要に応じ関係各課(室)長に通知するとしている。また、要求される措置は、通知を行った各課(室)長及び通知を受けた関係各課(室)長が講じるとしている。
- 女川原子力発電所においては、美浜発電所と同様に LC0 に対する逸脱判断および要求される措置の実施者を発電課長（当直長）に限定していない。
- LC0 に対する逸脱判断者や要求される措置の実施者にプラント間で差はあるが、各社の業務所掌の違いによるものと考えられ、LC0 を逸脱した場合に、要求される措置の実施者がその情報を把握することが出来るという点で、各社同等である。

※1 各課長から発電管理課長へ通知された確認事項の結果は、保安規定第 15 条に基づき発電管理課長から発電課長へ通知する。

※2 重大事故等対処設備のうち、系統より切り離されていない常設設備は発電課長、設置許可基準規則により「原子炉建屋からの離隔」、「共通要因による故障を防止するための分散配置」が求められ、系統より切り離されている可搬設備は防災課長が要求される措置を講じる。

表 1. 重大事故等対処設備に係る保安規定条文の比較表

	確認事項の 実施者	L C Oに対する 逸脱の判断者	L C Oに対する 逸脱の報告・通 知先	要求される措置 の実施者
女川	各課長	各課長	発電管理課長 防災課長	発電課長※1 防災課長※1
柏崎	各 G M	当直長	当該号炉を所管 する運転管理部 長	当直長
美浜	各課(室)長 (品質保証室長 等を除く)	各課(室)長 (品質保証室長 等を除く)	(必要に応じ) 関係各課(室)長	各課(室)長 通知を受けた 関係各課(室)長

※ 1 重大事故等対処設備のうち、系統より切り離されていない常設設備は発電課長、設置許可基準規則により「原子炉建屋からの離隔」、「共通要因による故障を防止するための分散配置」が求められ、系統より切り離されている可搬設備は防災課長が要求される措置を講じる。

保安規定比較表

<p>(重大事故等対処設備) 第 8.5 条 次の各号の重大事故等対処設備は、表 8.5-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (中略)</p> <p>(20) その他の設備</p> <p>2 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全防災室長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、当直長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長(以下、「品質保証室長」という。本条において同じ。)を除く。)は、表 8.5-2 から表 8.5-2.1 に定める確認事項を講ずる。また、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、その結果を発電課長または当直課長に通知する。</p> <p>3 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、重大事故等対処設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 8.5-2 から表 8.5-2.1 の措置を講じることも必要に応じ関係各課(室)長へ通知する。通知を受けた関係各課(室)長は、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>美浜発電所(令和 4 年 6 月 2 日認可)</p> <p>(重大事故等対処設備) 第 6.6 条 〔7 号炉〕 原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備※1 は、表 6.6-1 から表 6.6-1.9 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 (中略)</p> <p>(19) 可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 各 GMI は、原子炉の状態に応じて表 6.6-1 から表 6.6-1.9 の確認事項を実施し、その結果を発電管理課長または防災課長に通知する。</p> <p>3. 当直長は、重大事故等対処設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6.6-1 から表 6.6-1.9 の措置を講じる。</p>	<p>柏崎刈羽原子力発電所(令和 2 年 11 月 9 日施行)</p> <p>(重大事故等対処設備) 第 6.6 条 2 号炉について、原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備※1 は、表 6.6-1 から表 6.6-1.9 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 (中略)</p> <p>(19) 大容量送水ポンプ</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 各課長は、原子炉の状態に応じて表 6.6-1 から表 6.6-1.9 の確認事項を実施し、その結果を発電管理課長または防災課長に通知する。</p> <p>3. 発電課長または防災課長は、重大事故等対処設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6.6-1 から表 6.6-1.9 の要求される措置を講じる。</p>
---	---	--

※1 : 可搬型設備の系統には、資機材等を含む。

※1 : 可搬型設備の系統には、資機材等を含む。